

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年4月30日	
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	
【代表者の役職氏名】	取締役 高橋 寿幸	
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9A番 (9A Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)	
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治	
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治	
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所	
【電話番号】	03(6212)8316	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	日興グローバル・ファンズ (Nikko Global Funds)	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
	エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本債券ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
	ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
	オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
	不動産(REIT)ファンド	1兆円を上限とする。
	コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興グローバル・ファンズ

(Nikko Global Funds)

(注)日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、本書の日付現在、日本大型株式ファンド(Japan Large Cap Equity Fund)、日本小型株式ファンド(Japan Small Cap Equity Fund)、グローバル株式ファンド(Global Equity Fund)、エマージング株式ファンド(Emerging Equity Fund)、日本債券ファンド(Japanese Bond Fund)、グローバル債券ファンド(Global Bond Fund)、ハイイールド債券ファンド(High Yield Bond Fund)、オルタナティブ・ファンド(Alternative Fund)、不動産(REIT)ファンド(Real Estate(REIT) Fund)およびコモディティ・ファンド(Commodity Fund)(以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。)の10本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドである。なお、アンブレラとは、その下でまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、各サブ・ファンドの受益証券は同一種類である。(以下、個別に、または総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行(売出)価額の総額】

日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
日本債券ファンド	1兆円を上限とする。
グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
不動産(REIT)ファンド	1兆円を上限とする。
コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。

(注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

各サブ・ファンドの受益証券について、管理事務代行会社により算出される当該発行日における受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)。

(注1)「発行日」とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグおよびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ日本において第一種金融商品取引業を含む金融商品取引業者が営業している日、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(注2)サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は通常10,000口当たりで公表される。

(注3)受益証券1口当たりの発行価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社(以下に定義される。)が別途合意した申込手数料が前記「(4)発行(売)価格」に記載された、発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(6)【申込単位】

受益証券は、日興ファンドラップー任型において申し込む場合は、受益証券の金額または口数で申し込むことができ、受益証券の申込単位は、1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されないものとする。また、金額による申込みに関し、管理事務代行会社により計算され、発行される受益証券の口数に端数が生じた場合、当該口数は切り上げるものとする。

上記によらない場合は、受益証券の申込単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(注)管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(7)【申込期間】

平成27年5月1日(金曜日)から平成28年4月28日(木曜日)まで

(注1)日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」という。)の午後4時までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

(注2)受益証券は、米国の居住者もしくは法人またはケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島に住所地を有する者(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常非居住会社を除く。)に該当しないものに限り、申込みを行うことができる(本書別紙「定義」『適格投資家』参照)。

(8)【申込取扱場所】

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(以下「S M B C日興証券」または「販売会社」という。)

(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（ 9 ） 【 払込期日 】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料（もしあれば）を販売取扱会社に支払うものとする。日本における各約定日に関する申込金額の総額は、販売会社によって、最終的に保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のサブ・ファンド口座に、適用される発行日の後4営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに円貨で払い込まれる。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

前記（ 8 ） 申込取扱場所に同じ。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当事項なし。

（ 12 ） 【 その他 】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成18年9月28日付の契約を締結している。

販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、販売会社が直接日本の受益者に販売する場合には、販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻・転換請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う場合がある。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

（八）申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は、日本円で支払われる。

申込金額は、販売会社により取得申込みについては各払込期日までに最終的に保管会社に日本円で払い込まれる。

（二）日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は現在行われておらず、また米国においても受益証券の販売は行われていない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されな

い。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されない。

ファンド証券は証券取引所に上場される予定はなく、ファンド証券のための公開市場の存在は予定されていない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト（以下、各々を「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された平成18年9月20日付基本信託証書（随時改正および補完される。）（以下、「基本信託証書」という。）およびその関連する追補信託証書（以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定される。

本書の日付現在、以下の10本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、すべて日本において販売される。

日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、
日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、
グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、
エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、
日本債券ファンド（Japanese Bond Fund）、
グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、
ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、
オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、
不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT）Fund）および
コモディティ・ファンド（Commodity Fund）

すべてのサブ・ファンドの受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、サブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）将来規定される信託証書および当該追補信託証書に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドのうち、日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産をサブ・ファンド毎に設立された各トレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。各トレーディング・カンパニーは、当該サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社の

ために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額には、特に定めがない。

b. ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書およびサブ・ファンド信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンド証券の受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年9月20日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合等に、終了することができる。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドの信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落(場合による。)および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係するサブ・ファンドの信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

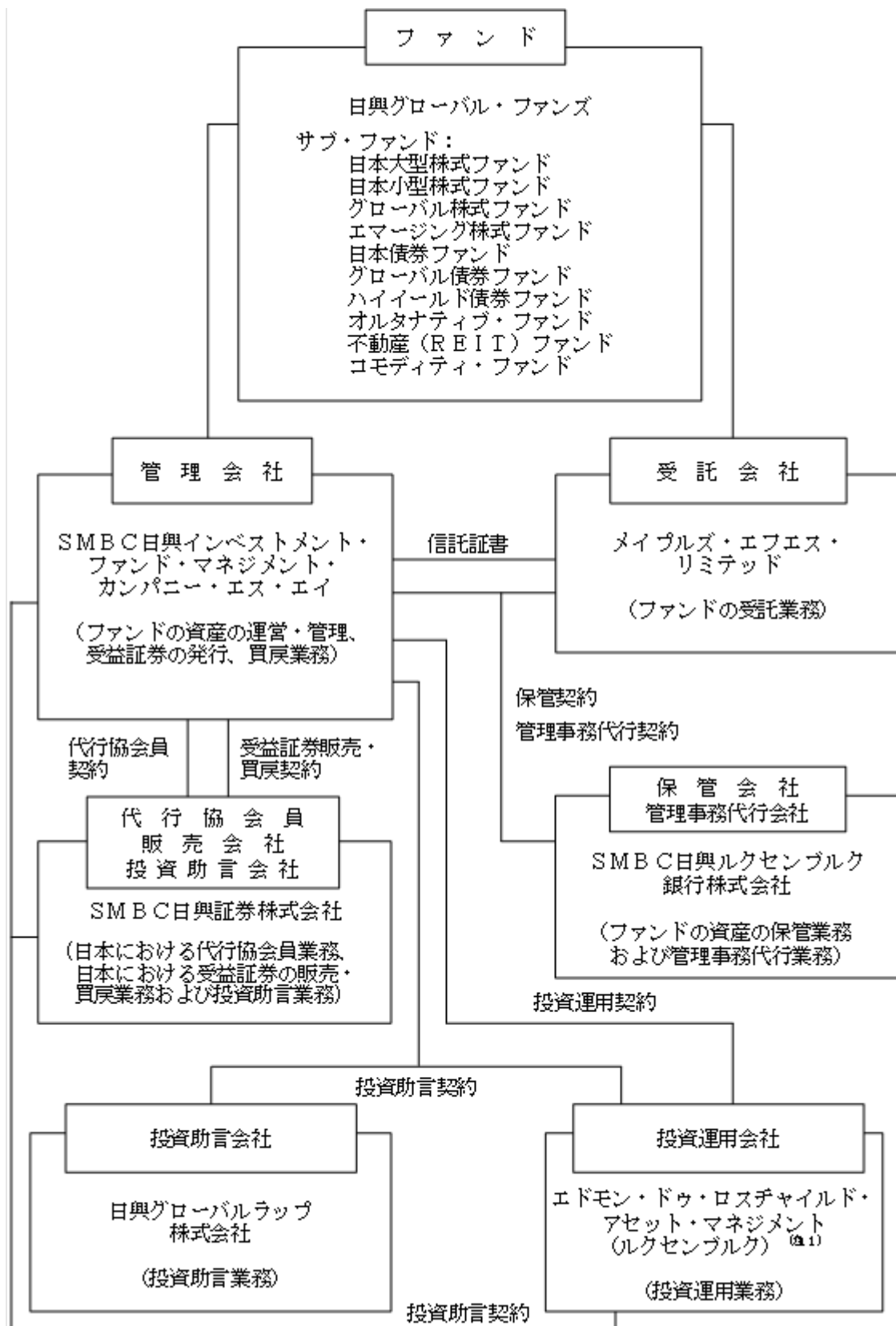
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2) 【ファンドの沿革】

平成4年2月27日	管理会社設立
平成18年9月20日	基本信託証書および追補信託証書締結
平成18年10月16日	サブ・ファンドの募集開始
平成18年11月20日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)
平成20年3月25日	信託証書の追補証書締結
平成25年4月26日	追補信託証書締結

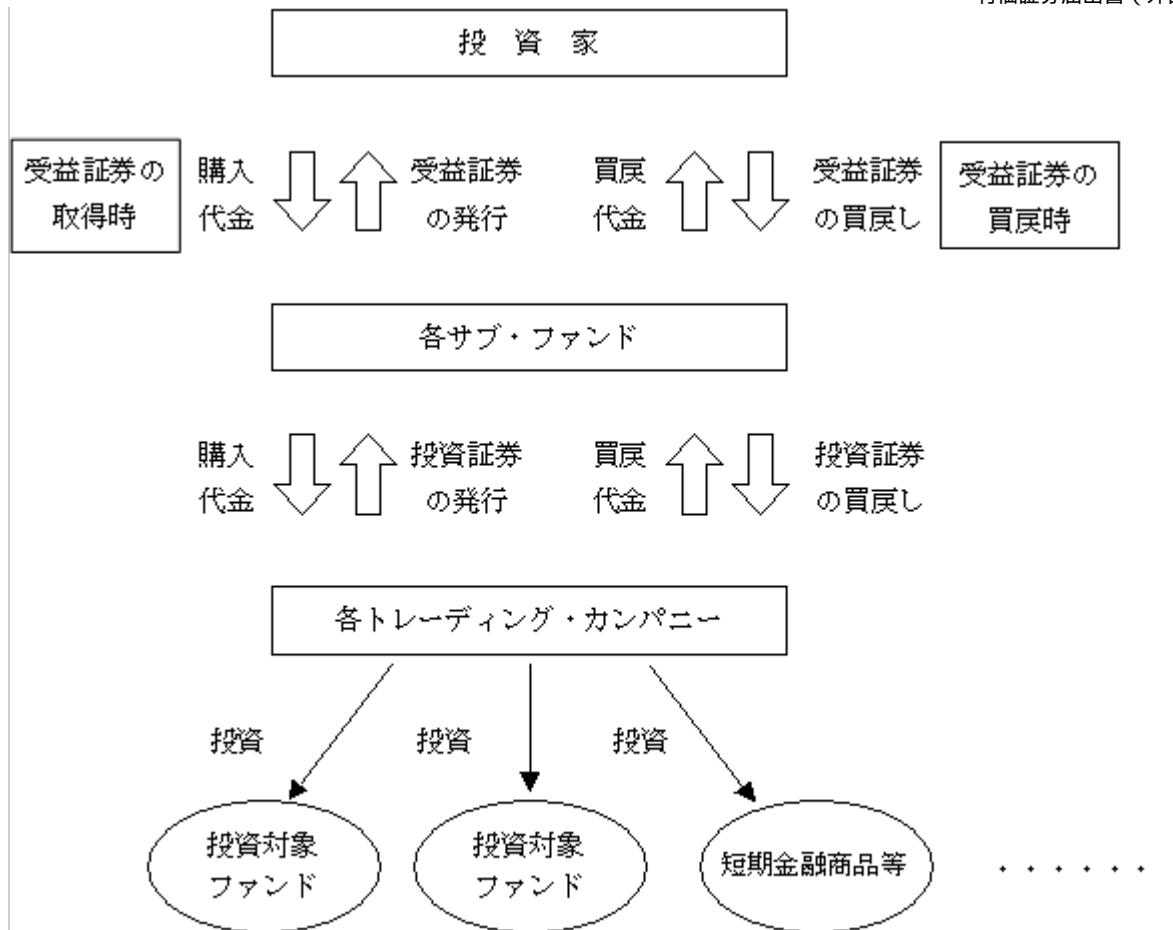
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注1) 平成27年1月1日付で投資運用会社が、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)からエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)に変更された。以下同じ。

(注2) 各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成18年9月20日付で受託会社との間で信託証書（改訂済）を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	平成18年9月20日付で管理会社との間で信託証書（改訂済）を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	平成18年9月20日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成18年9月20日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。

S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	<p>平成18年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本において代行協会員業務を行う。</p> <p>平成18年9月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（平成19年3月5日付および平成19年6月15日付で改訂済）（注4）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。</p> <p>平成20年3月25日付で管理会社およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）（以下、「旧投資運用会社」という。）との間で投資助言契約（注5）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資助言業務を行う。</p>
-----------------	-------------------------	--

<p>エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク） （Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg)）</p>	<p>投資運用会社</p>	<p>平成18年9月20日付で管理会社および旧投資運用会社が投資運用契約（平成26年10月10日付修正投資運用契約により改訂済）（注6）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資運用業務を提供する。</p>
<p>日興グローバルラップ株式会社</p>	<p>投資助言会社</p>	<p>平成18年9月20日付で管理会社および旧投資運用会社との間で投資助言契約（注5）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資助言業務を提供する。</p>

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

（注5）投資助言契約とは、管理会社及び投資運用会社によって選任された投資助言会社が、投資助言業務を提供することを約する契約である。

（注6）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、平成4年2月27日に、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dに基づきオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「A I F M」という。）として認可を受けている。

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「U C I」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章の制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

（ ）資本金の額

平成27年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億2,789万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（2,673円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算額は便宜上、平成27年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝133.65円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

（ ）会社の沿革

平成4年2月27日設立。

（ ）大株主の状況

（平成27年3月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L-2557ロベルトシュトゥンパー通り9 A	272,311株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務付けている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務付けている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2013年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸

表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改正）
 - マネー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ（ケイマン諸島）である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額

- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(口) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年4月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券届出書や有価証券報告書の開示書類に関する電子開示システム（EDINET等）において閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。受益者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(口) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることができる。

ただし、CIMAが一定の状況下において受託会社の活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点について意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2014年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を各トレーディング・カンパニーを通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）となる。

トレーディング・カンパニー

受託会社は、各サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が全額出資する投資法人として、各サブ・ファンドごとに以下のトレーディング・カンパニーを設立している。各サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

日本大型株式ファンド：	NGF-JLCE トレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド：	NGF-JSCE トレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド：	NGF-GE トレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド：	NGF-EE トレーディング・リミテッド
日本債券ファンド：	NGF-JB トレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド：	NGF-GB トレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド：	NGF-HYB トレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド：	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド：	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

投資運用会社は、別途締結される投資運用契約に基づいて、各トレーディング・カンパニーが保有する投資資産の運用に責任を負う各トレーディング・カンパニーの投資運用者として選任されている。各トレーディング・カンパニーの投資資産は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載されたものと同じのリスク要因に服する。

各トレーディング・カンパニーの投資証券は、サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある）を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社は、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社は、サブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を買戻す。したがって、トレーディング・カンパニーの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期は、サブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と一致するように企図されている。トレーディング・カンパニーの投資証券の当初最低購入価格は1円である。トレーディング・カンパニーの投資証券の基準通貨は日本円である。

トレーディング・カンパニーの取締役は、受託会社と各トレーディング・カンパニーの間の契約に基づいて、受託会社により、かつ受託会社から選任される。

各トレーディング・カンパニーは、日本証券業協会の定める規則により外国投資法人として扱われるために、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして登録の申請を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告および監査済み会計書類を提出

することが含まれる。しかし、一旦登録されると、各トレーディング・カンパニーは、投資活動またはポートフォリオの構築についてCIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においては各トレーディング・カンパニーの活動を調査する権限を有している。CIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。各トレーディング・カンパニーは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、指定した期間内において、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役は相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資者もしくは債権者を害する方法で事業を継続しもしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任すること等が含まれる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができること等、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9Aに所在するS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、(i)別途締結される管理事務代行契約に基づき、各トレーディング・カンパニーの管理事務代行会社、および()別途締結される保管契約の条項に基づき各トレーディング・カンパニーの保管会社を選任されている。サブ・ファンドと各トレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、各トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

各トレーディング・カンパニーの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ(ケイマン諸島)である。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または関連する付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、関係するサブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

（２）【投資対象】

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

日本大型株式ファンド：NGF-JLCE トレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-JLCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本小型株式ファンド：NGF-JSCE トレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く中小企業の日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-JSCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル株式ファンド：NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、北米、欧州またはアジア太平洋に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の北米、欧州またはアジ

ア太平洋の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-GEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GEトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

エマージング株式ファンド：NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-EEトレーディングの純資産を下記に投資されることができ。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-EEトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本債券ファンド：NGF-JBトレーディング・リミテッド

日本債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）のポートフォリオは、主にオープン・エンド型投資信託が発行する受益証券または投資証券により構成される。当該投資信託の投資方針は、主として、日本の国債、変動利付国債、社債および円建の政府債等に対して投資すること、または、主に円建の日本の債券から構成されるインデックスを再現することである。

NGF-JBトレーディングはまた、上記の投資を超えない範囲で、債券、手形を例とするが、これらに限られないその他の確定利付商品、または確定利付商品に投資することを主たる投資方針とするオープン・エンド型投資信託が発行する受益証券もしくは投資証券にも投資することができる。これらの債券、手形または投資信託は、円建ではない場合、可能な限り日本円に対する為替リスクを軽減または排除するために、その表示通貨に対して日本円で約100%までヘッジすることができる。

NGF-JBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金、短期金融商品、またはマネー・マーケット・ファンドを含むが、これらに限られない商品の形で保有することができる。

グローバル債券ファンド：NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、世界規模で幅広い投資適格債券に主として投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、または物価指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制ある市場で取引されることがある。

付随的に、NGF-GBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託
- ・ 非投資適格債（資産の20%を上限とする。）

NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GBトレーディングは、投資家には為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

ハイイールド債券ファンド：NGF-HYB トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組

債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制ある市場で取引されることがある。

付随的に、NGF-HYBトレーディングの純資産を下記に投資されることができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-HYBトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

オルタナティブ・ファンド：NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）のポートフォリオは、原則として、主として米ドル建（ただし、これに限られない。）で、使用する戦略に制限または制約が課せられない世界規模のオルタナティブ投資ファンドに対する投資により構成される。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、原則として、ヘッジファンドのように様々な投資戦略を有し、絶対的なリターンの達成を目指すファンドを含むポートフォリオ・ファンドに対して投資を行うことを意図している。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。）、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡取引、商品（コモディティ）、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ピークルに対して投資を行う投資ピークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証書の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。

これらのポートフォリオ・ファンドは、一般に、「ヘッジ・ファンド」を含む「オルタナティブ・ファンド」として知られるカテゴリーに分類される。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。

産業、業種もしくは地理的分散または通貨に関する、制限または制約は存在しない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、投機またはヘッジの目的でデリバティブ商品の購入、発行または売却を行うことができる。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、投機またはヘッジの目的で、先物為替取引を行うことによって、積極的に為替エクスポージャーを管理する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

不動産（REIT）ファンド：NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

不動産（REIT）ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）のポートフォリオは、世界規模のエクスポージャーを有し、不動産ファンド、不動産投資信託（REIT）またはREITファンド、上場不動産ファンドおよび様々な不動産関連ファンドに投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。かかるファンドは、流動性が低い場合がある。ポートフォリオは、地理的エクスポージャー、マネジャーのスタイルおよび物件タイプの点で分散が図られる。

付随的に、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、不動産（REIT）分野に投資を行うことを投資方針とするヘッジ・ファンドに資産を投資することもできる。

為替ヘッジのため、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

コモディティ・ファンド：NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）は、主としてエネルギーおよび金属セクターの企業の株式や、商品（エネルギー、鉱物資源および農産物）ならびにインフレ連動債への分散投資ならびに/または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される変動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とするオープン・エンド型の投資信託の受益証券または投資証券に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれる。

為替ヘッジのため、NGF-COMMODITYトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、投資家は、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することを要する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-COMMODITYトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

各サブ・ファンドまたは各トレーディング・カンパニーの投資目的が達成されるという保証はなく、投資リターンまたは投資成果は時間の経過により大幅に変動することがある。

投資を行おうとする者は、本書に記載されるリスク要因に留意されたい。

純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下のとおりである(平成27年1月末日現在)。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に定める外国投資法人については、同法第2条第19項に定める資産運用会社に類する法人を管理会社の名称の欄に記載している。

日本大型株式ファンド

投資対象の名称	Arcus Japan Fund
運用の基本方針	長期にわたる元本の成長と東証株価指数（TOPIX）を超える利益の達成を目指す。
主要な投資対象	純資産額の約95%について日本の株式ならびにJリート、株式指数先物、ETF、クローズドエンド型投資信託、新株予約権付社債、オプションおよび株式ワラント等の株式関連証券をロング・ポジションで保有する。
管理会社の名称	RBS (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Goldman Sachs Japan Portfolio
運用の基本方針	長期的な元本成長の提供を目指す。
主要な投資対象	多くの場合、日本を拠点にしているかまたは利益または収益の大半を日本から得ている日本の会社に関連する株式または同様の商品を保有する。
管理会社の名称	Goldman Sachs Asset Management International

投資対象の名称	GLG Japan Corealpha Equity Fund
運用の基本方針	適切な長期的な元本成長のために高いトータル・リターンを提供する。
主要な投資対象	日本に所在するか、または日本での事業により相当の収益を得ている発行体の証券に主として投資する。
管理会社の名称	GLG Partners Asset Management Limited

投資対象の名称	SPARX Funds plc - SPARX Japan Fund
運用の基本方針	1989年以来の日本における独自の投資経験により確立された投資顧問の徹底的な社内リサーチの専門性および広範な情報ネットワークを利用することで、過小評価されている日本の株式を選別し、取得することにより長期的な元本成長を提供する。
主要な投資対象	通常、資産の80%以上を日本の企業の株式に投資し、いかなる場合でも常に総資産の3分の2以上を日本に所在するか、または日本で経済活動の主要部分を行う企業が発行する株式に投資する。
管理会社の名称	SPARX Asset Management Co., Ltd.

日本小型株式ファンド

投資対象の名称	PineBridge Global Funds - PineBridge Japan Small Cap Equity Fund
運用の基本方針	優れた持続的業績を上げている株式を選別することにより投資価値の上昇を目指す。
主要な投資対象	総投資額の3分の2以上を日本の小規模企業の株式および株式関連投資に投資することにより長期的な元本成長の達成を追求する。
管理会社の名称	PineBridge Investments Ireland Limited

投資対象の名称	Henderson Horizon Fund - Japanese Smaller Companies Fund
運用の基本方針	長期的な元本成長を追求する。
主要な投資対象	総資産の3分の2以上を小規模企業に投資する。
管理会社の名称	Henderson Fund Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Eastspring Investments - Japan Smaller Companies Fund
運用の基本方針	長期的な元本成長の最大化を目指す。
主要な投資対象	日本で設立されたか、日本で上場されたか、主に日本から運用されているか、日本で重要な事業を営んでいるか、日本から相当の収益を得ているか、またはその子会社、関係会社もしくは関連会社が日本から相当の収益を得ている企業の株式および株式関連証券に主として投資する。投資領域は、日本の全上場株式のうち、全時価総額の下位3分の1であり、通常、時価総額が3,000億円未満の株式である。
管理会社の名称	Eastspring Investments (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	SWISSCANTO (LU) EQUITY FUND SMALL & MID CAPS JAPAN
運用の基本方針	適切なリターンと長期的な元本成長の達成を追求する。
主要な投資対象	日本に登記された事務所を有するかまたは日本で主な事業活動を行っている中小企業に投資する。
管理会社の名称	SWISSCANTO ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL S.A.

投資対象の名称	Schroder International Selection Fund Japanese Smaller Companies
運用の基本方針	元本成長の提供を目指す。
主要な投資対象	主に、日本の小規模企業の株式に投資する。日本の小規模企業とは、買付け時点で日本市場の時価総額の下位30%を構成すると考えられる企業である。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

グローバル株式ファンド

投資対象の名称	Wellington Management Portfolios (Luxembourg) - US Research Equity Portfolio
運用の基本方針	長期的な高い元本成長の達成を目指す。
主要な投資対象	原則として、米国で設立されたか、米国において主要な経済活動を行う企業が発行するエクイティ、株式および配当請求権証券のようにエクイティの性格を有する他の証券、それらの証券のワラントに直接または間接的に投資する。
管理会社の名称	Wellington Luxembourg S.A.

投資対象の名称	MFS Meridian Funds - European Research Fund
運用の基本方針	ユーロ建てによる元本成長を目指す。
主要な投資対象	主に（75%以上）、欧州経済領域の株式に投資する。欧州経済領域には、欧州連合加盟国、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーが含まれる。
管理会社の名称	Massachusetts Financial Services Company

エマージング株式ファンド

投資対象の名称	Acadian Emerging Markets Equity UCITS
運用の基本方針	アジア、ラテンアメリカ、アフリカおよびヨーロッパを含む新興市場の発行体の株式の分散されたポートフォリオに主として投資することにより、長期的な元本成長の達成を追求する。
主要な投資対象	普通株式および預託証券に主として投資するが、優先株を含むその他の種類の株式にも投資することができる。
管理会社の名称	Russell Investments Ireland Limited

投資対象の名称	SKAGEN Kon - Tiki
運用の基本方針	リスクに対して最大限の絶対リターンの達成を目指す。
主要な投資対象	50%以上がMSCI Developed Market Seriesによってカバーされていない国、市場に投資される。
管理会社の名称	SKAGEN AS

投資対象の名称	Lazard Global Active Funds plc - Lazard Emerging Markets Equity Fund
運用の基本方針	MSCI Emerging Markets Indexをアウトパフォームすることを目指す。
主要な投資対象	主に、新興市場の発行体の株式および株式関連証券に投資する。かかる証券には、取引所および店頭市場で取引される普通株式および優先株式、ワラント、権利（保有者が企業により発行される追加の証券を申し込むことができるよう当該企業が発行する。）、預託証券ならびに株式が含まれる。
管理会社の名称	Lazard Fund Managers (Ireland) Limited

日本債券ファンド

投資対象の名称	Vanguard Japan Government Bond Index Fund
運用の基本方針	Barclays Capital Global Aggregate Japan Government Float Adjusted Bond Index（以下「インデックス」という。）のパフォーマンスと一致するリターンの提供を追求する。
主要な投資対象	実務上可能な限り、インデックスの構成銘柄の代表的サンプルからなる証券ポートフォリオに投資する。全ての投資対象はサンプリングプロセスを経て選定され、ファンド資産の90%以上がインデックスに組み入れられている債券に投資される。
管理会社の名称	Vanguard Group (Ireland) Limited

投資対象の名称	Wellington Management Portfolios (Dublin) p.l.c.- Global Bond Portfolio
運用の基本方針	長期的なトータル・リターンの最大化を目指す。厳格なリスク管理の枠組みの中において分散化された世界の債券のポートフォリオへの投資に重点をおく。
主要な投資対象	ポートフォリオは、通常、グローバル債券市場に比して、国、通貨および発行体により分散化され、その取引の大半を米国、カナダ、ヨーロッパ、日本およびオーストラリアで行う。
管理会社の名称	Wellington Management Company, LLP

グローバル債券ファンド

投資対象の名称	Wellington Management Portfolios (Dublin) p.l.c.- Global Bond Portfolio
運用の基本方針	長期的なトータル・リターンの最大化を目指す。厳格なリスク管理の枠組みの中において分散化された世界の債券のポートフォリオへの投資に重点をおく。
主要な投資対象	ポートフォリオは、通常、グローバル債券市場に比して、国、通貨および発行体により分散化され、その取引の大半を米国、カナダ、ヨーロッパ、日本およびオーストラリアで行う。
管理会社の名称	Wellington Management Company, LLP

投資対象の名称	Schroder International Selection Fund US Dollar Bond
運用の基本方針	元本成長および収益のリターンを提供する。
主要な投資対象	主に、政府、政府機関、世界中の超国家のおよび法人の発行体が発行した米ドル建ての債券ならびに固定利付および変動利付証券（アセットバック証券およびモーゲージバック証券を含むが、これらに限られない。）のポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Pioneer Funds - Euro Bond
運用の基本方針	中長期にわたる元本成長および収益の達成を目指す。
主要な投資対象	ヨーロッパの政府が発行するユーロ建ての債券および債券関連商品により構成される分散化されたポートフォリオに主に投資する。潜在的な外国為替リスクが主としてユーロに対してヘッジ・バックされることを条件に、ヨーロッパで設立されたか、ヨーロッパに本社を有するか、またはヨーロッパで主要な営業活動を行う企業が発行するユーロ建てまたは自由に転換できるその他の通貨建ての債券および債券関連商品に最大30%を投資することができる。
管理会社の名称	Pioneer Asset Management S.A.

投資対象の名称	AXA IM Fixed Income Investment Strategies - US Corporate Bonds
運用の基本方針	確定利付および変動利付証券への投資による収益および投資元本の成長を目指す。
主要な投資対象	主として、投資適格の米ドル建て政府債券および企業または公的機関が発行する投資適格の米ドル建て譲渡可能債務証券によって構成されるポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	AXA Funds Management S.A.

ハイイールド債券ファンド

投資対象の名称	Neuberger Berman High Yield Bond Fund
運用の基本方針	ハイイールド確定利付市場からのトータル・リターン（収益と元本の成長を加えたもの）の魅力的なレベルを達成することを目指す。
主要な投資対象	公認市場に上場されているか、公認市場で取り扱われ、または取引される、それぞれ米国に本店を有するかまたは米国で経済活動の主要部分を行う米国および外国企業により発行されたハイイールド確定利付証券、および主に米ドル建てであり、米国の政府および政府機関により発行されるハイイールド確定利付証券に主に投資する。
管理会社の名称	Neuberger Berman Europe Limited

投資対象の名称	Pioneer Funds - U.S. High Yield
運用の基本方針	元本の成長と収益の達成を追求する。
主要な投資対象	モーゲージ関連およびアセットバック証券および転換可能証券を含む投資適格未満の債券および債券関連商品、ならびに米国で設立され、米国に本社を有し、または米国において主要な営業活動を行う発行体の優先株式に資産の70%以上を投資する。
管理会社の名称	Pioneer Asset Management S.A.

投資対象の名称	JPMorgan Funds - Emerging Markets Local Currency Debt Fund
運用の基本方針	金融デリバティブ商品を適宜活用し、主にエマージング市場の現地通貨建て債務証券に投資することによりエマージング市場諸国の政府債市場を超えるリターンを達成する。

主要な投資対象	総資産(現金および現金等価物を除く。)の67%以上を、直接的にまたは金融デリバティブ商品の活用により、エマージング市場政府もしくは政府機関またはエマージング市場国に所在するかもしくはエマージング市場国で経済活動の主要部分を行う企業により発行されるかまたは保証される債務証券に投資する。
管理会社の名称	JPMorgan Asset Management (Europe) S.à.r.l.

投資対象の名称	MFS Meridian Funds - Emerging Market Debt Fund
運用の基本方針	米ドル建てによるトータル・リターンを目指す。
主要な投資対象	主に(70%以上)、エマージング市場債券に投資する。通常、米ドル建てエマージング市場債券への投資に重点を置くが、その他の通貨で発行されるエマージング市場債券にも投資することができる。
管理会社の名称	Massachusetts Financial Services Company

投資対象の名称	ING (L) Renta Fund - Europe High Yield
運用の基本方針	複数年にわたり、Benchmark BofA Merrill European Currency High Yield Constrained x Sub Financialsのパフォーマンスを上回ることを目指す。
主要な投資対象	主に、ヨーロッパの通貨建てのハイイールド債券に投資する。
管理会社の名称	ING Investment Management Luxembourg S.A.

オルタナティブ・ファンド

投資対象の名称	Lyxor / Winton Capital Management Fund Limited
運用の基本方針	オルタナティブ投資戦略により、中期的な元本成長を目指す。
主要な投資対象	多くの種類の非流動的商品を含む金融商品(株式、債券、確定利付証券、金利商品、通貨、コモディティ等を含むが、これらに限られない。)、ならびにこれらに関する上場または店頭登録され、レバレッジを活用または活用せず、ロングまたはショート・ポジションで保有されるデリバティブ(スワップ、オプション、先物および先渡し、転換社債等を含むが、これらに限られない。)に投資する。
管理会社の名称	SG Hambros Fund Managers (Jersey) Limited

投資対象の名称	The Capital Holdings Funds plc - Leveraged Capital Holdings
運用の基本方針	元本の成長を目指す。直接的に投資するのではなく、投資先ファンドへの投資を通じて間接的に投資する。
主要な投資対象	広範な戦略を有するが、主にロングおよびショート両方の株式戦略ならびにマクロ戦略に集中する投資先ファンドに対するエクスポージャーを獲得する。かかる投資先ファンドの投資目的には、米国外も含むが主に米国における株式、外国為替、債券、社債、オプション、先物その他のデリバティブ（上場および取引の有無を問わない。）への投資が含まれる場合がある。投資先ファンドは、上記のいずれの資産クラスについても、特定の重点を置くものではない。
管理会社の名称	L.C.H. Investments N.V.

不動産（REIT）ファンド

投資対象の名称	Brookfield Investment Funds (UCITS) p.l.c. - Brookfield Global Listed Real Estate UCITS Fund
運用の基本方針	キャピタル・ゲインおよびインカム・ゲインにより、トータル・リターンを追求する。
主要な投資対象	主に、米国および非米国の不動産会社が発行する不動産投資信託（REIT）その他関連証券に投資する。投資することができる証券には、不動産会社の普通株式および優先株式ならびにREITおよび不動産事業会社等の不動産会社の受益権に係る受益証券が含まれる。また、公認市場に上場されているか、または公認市場で取引される確定利付証券（ハイ・イールド証券を含む。）に純資産の最大20%を投資することができる。
管理会社の名称	Brookfield Investment Management Inc.

投資対象の名称	iShares FTSE EPRA/NAREIT Developed Markets Property Yield Fund
運用の基本方針	投資家に対するトータル・リターンの提供を目指す。
主要な投資対象	可能な限り、ベンチマークであるFTSE EPRA/NAREIT Developed Dividend + Indexの構成銘柄である株式のポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	BlackRock Asset Management Ireland Limited

投資対象の名称	AXA WORLD FUNDS - FRAMLINGTON GLOBAL REAL ESTATE SECURITIES
運用の基本方針	長期的な元本成長の達成を目指す。 一般的な投資家は、上場株式、株式関連証券およびデリバティブ商品等のアクティブ運用ポートフォリオにより、ユーロで評価される長期的な元本成長を追求する。
主要な投資対象	総資産の3分の2以上を不動産業界に携わる世界中の企業が発行する譲渡可能証券に恒久的に投資する。
管理会社の名称	AXA Funds Management S.A. (Luxembourg)

コモディティ・ファンド

投資対象の名称	Goldman Sachs Structured Investments SICAV - GSQuartix Dow Jones - UBS Enhanced Strategy Portfolio
運用の基本方針	Goldman Sachs Dow Jones - UBS Total Return Enhanced Strategy E166に追従することにより、Dow Jones - UBS Commodity Index Total Return SM をアウトパフォーマンスする。
主要な投資対象	取引相手方（Goldman Sachs Internationalを含む場合がある。）と締結した金融契約に基づき、投資戦略に対するエクスポージャーを獲得する。
管理会社の名称	RBS (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Credit Suisse Nova (Lux) Commodity Plus
運用の基本方針	商品市場への投資による最大限の元本成長の達成を目指す。
主要な投資対象	商品市場に対するエクスポージャーを獲得するため、短期確定利付証券および短期金融商品のポートフォリオにより担保される商品関連デリバティブ商品に投資する。
管理会社の名称	Credit Suisse Fund Management S.A.

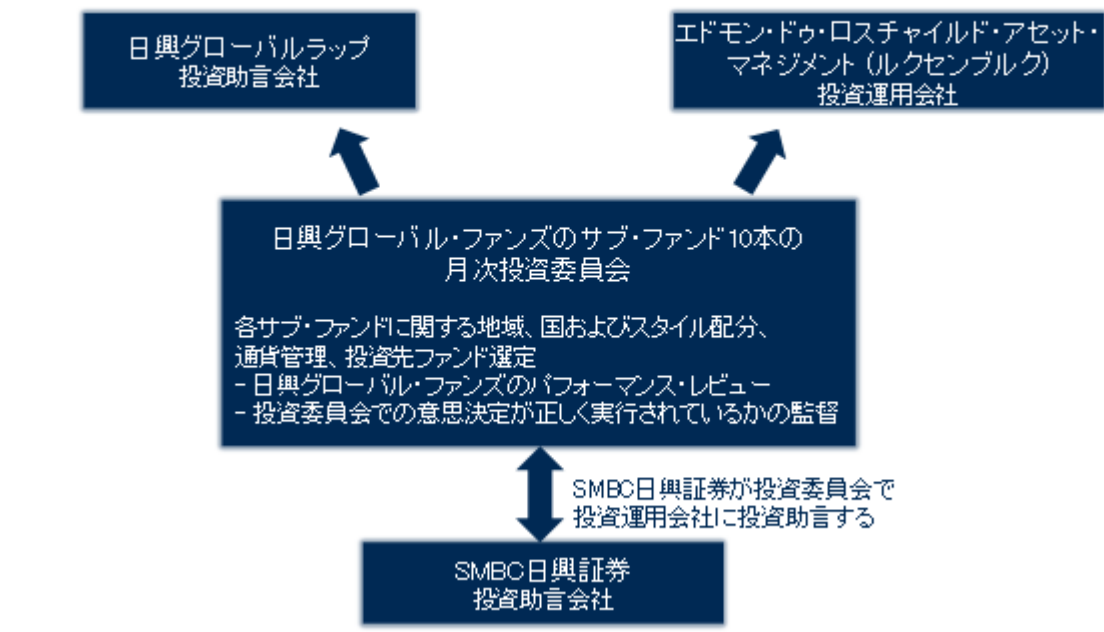
投資対象の名称	iShares Global Inflation Linked Government Bond UCITS ETF
運用の基本方針	元本および収益リターンの双方を考慮しながら、Barclays World Government Inflation - Linked Bond Indexのリターンを反映するトータル・リターンを投資家に提供することを目指す。
主要な投資対象	可能な限り、ベンチマークであるBarclays World Government Inflation - Linked Bond Indexの構成銘柄である政府債のポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	BlackRock Asset Management Ireland Limited

(3) 【運用体制】

(イ) 運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。

日興グローバル・ファンズの投資チームおよび投資委員会



投資運用会社および投資助言会社のシニアメンバーにより構成され、投資運用会社のアセット・マネジメントの責任者が率いる月次投資委員会によりサブ・ファンドの運用に関する意思決定を行う。本委員会は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメントから、グローバル最高投資責任者、パリを拠点とするそのチーム、マルチ・マネジメント・ロング・オンリーの責任者、マルチ・マネジメント・オルタナティブの責任者ならびにジュネーブおよびロンドンを拠点とするそれぞれのチームによるサポートを受ける。本委員会は、10本のサブ・ファンドについて共通に設定した投資方針の定義や枠組みと、それらに基づき策定する投資方針、その実行に関して責任を負う。投資プロセスはグローバル・マクロ・レビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。投資委員会は、原則として、各四半期にルクセンブルグまたは東京で開催され、毎月あるいは必要が生じた時には電話会議が行われる。投資委員会は、以下の事項について検討する。

世界の市場の見通し

各サブ・ファンドの投資戦略：地域配分、国配分、スタイル配分

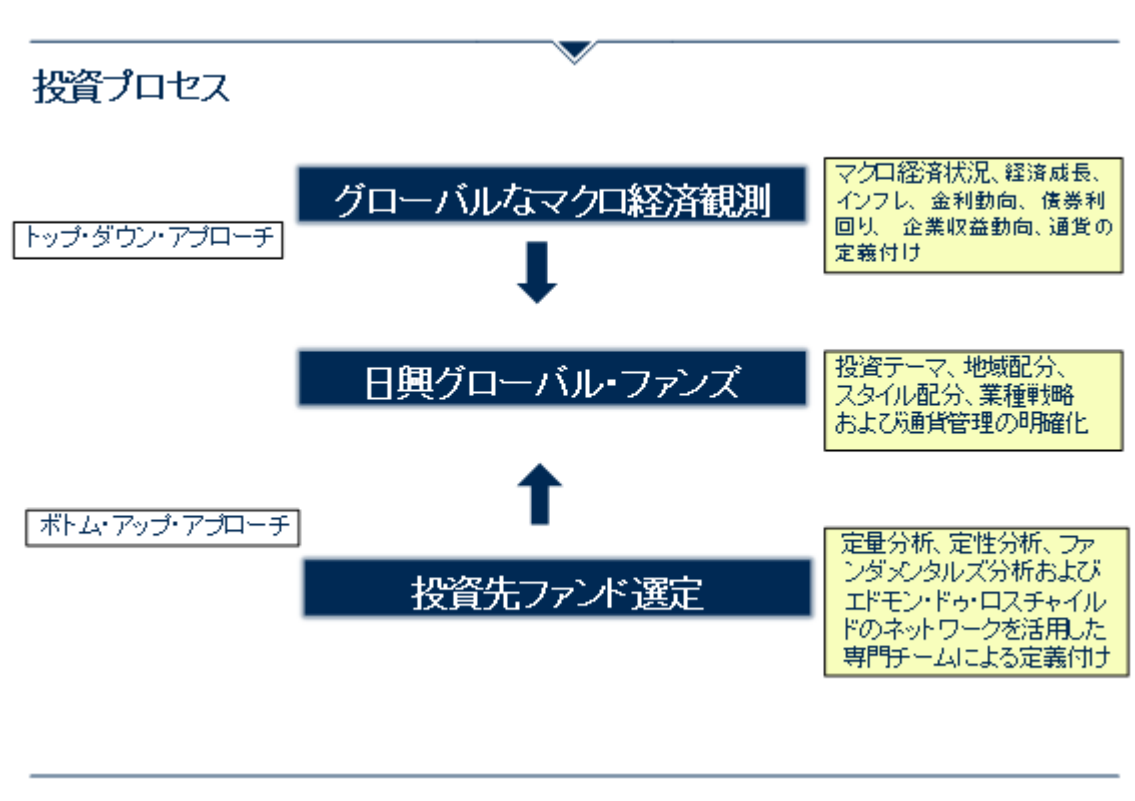
各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは投資委員会の意思決定を実行することにより、日々サブ・ファンドの運用を行う。

(上記の体制は平成27年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。)

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が資産配分ミーティングにおいて検討され、またあらゆるその後の投資協議および判断の基礎となる。とりわけ、経済動向、金融政策、インフレおよび収益動向を分析および予測することにより、投資テーマ、地域戦略、スタイル配分および業種戦略が、戦略的および戦術的資産配分を開発する目的で検討される。戦略的および戦術的資産配分ミーティングは、このグローバルな情勢に基づき戦略的および戦術的手段を決定する。投資運用会社は、エドモンド・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（グループレベル）のグローバル最高投資責任者およびパリを拠点とするそのチームによるサポートを受ける。

投資は、主に、最適かつ最もパフォーマンスのよい投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために（可能であれば）全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

(八) 職務および権限

日興グローバル・ファンズの投資委員会

日興グローバル・ファンズに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

について責任を負う。

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント
(ルクセンブルク)/ 日興グローバルラップ

任務

- ・ 10本のサブ・ファンドに関する戦略的資産配分ガイドラインの定義、実行および監視

頻度

- ・ 月次

目的

- ・ 投資方針に従った資産配分、投資先ファンド選定のための市場見通しの分析

委員長

- ・ エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)のアセット・マネジメント責任者

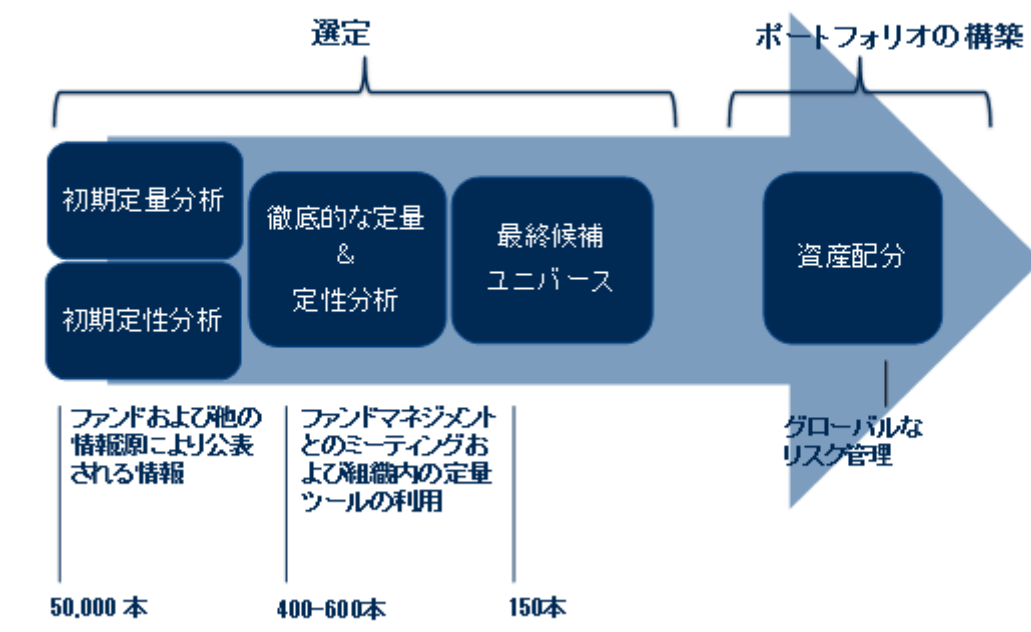
参加者

- ・ 日興グローバルラップ、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)

(ホ) 投資先ファンドの運用体制

投資運用会社は、マルチ・マネジメント・ロング・オンリーの責任者、マルチ・マネジメント・オルタナティブの責任者ならびにジュネーブおよびロンドンを拠点とするそれぞれのチームによるサポートを受ける。

投資先ファンド選定プロセス



(a) 投資運用の実行

投資委員会による決定に引き続いて、投資マネジャーが投資推奨を実行する。原則として、投資は、各サブ・ファンドのために毎日行われる。投資指図は、投資運用会社の投資運用チームにより提供され、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のファンド・デスクおよびディーリンググループならびにS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社により管理される。外国為替のオペレーションおよび為替ヘッジは、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社が行う。

(b) 関連するリスクのモニタリング

モニタリングは、投資運用会社の資産配分と、ファンドのリスク/リターン・プロフィールである戦略的参照ポートフォリオとを比較検討して行われる。顧客の財産を保全するため、市場状況によっては、このプロフィールから著しく逸れることがある。リスクのモニタリングは、パフォーマンスをリスク・プロフィールと、資産クラス毎のリスク（その相対加重で表される。）を戦略的参照ポートフォリオと、裏付け投資のパフォーマンスを当該投資カテゴリーの代表指数と、および、サブ・ファンドのパフォーマンスと競合する資産グループと比較検討して行われる。

(c) リスク管理、投資運用評価および法的管理

投資委員会は、毎月、ポートフォリオ・マネジャーとの間で、ポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開き、各ポートフォリオのリスク要因について協議し、ファンドが過剰なリスク（資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中が起こっている場合や、選定されたファンド間に過剰な相関性が存在する場合等。）にさらされているか否かを検討する。

投資行動は、指図取扱事務に関する主な事務リスク要因を考慮に入れた、投資運用会社の経営陣により承認された手続に準拠する。

(へ) 投資運用会社

管理会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）を、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しつつ各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグ L-2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は2002年7月25日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）の子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）は1982年2月19日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイの子会社として設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイは1924年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資運用契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社はルクセンブルグ金融監督委員会により規制されている。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

(ト) 投資助言会社

管理会社及び投資運用会社は、日興グローバルラップ株式会社およびS M B C日興証券株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。

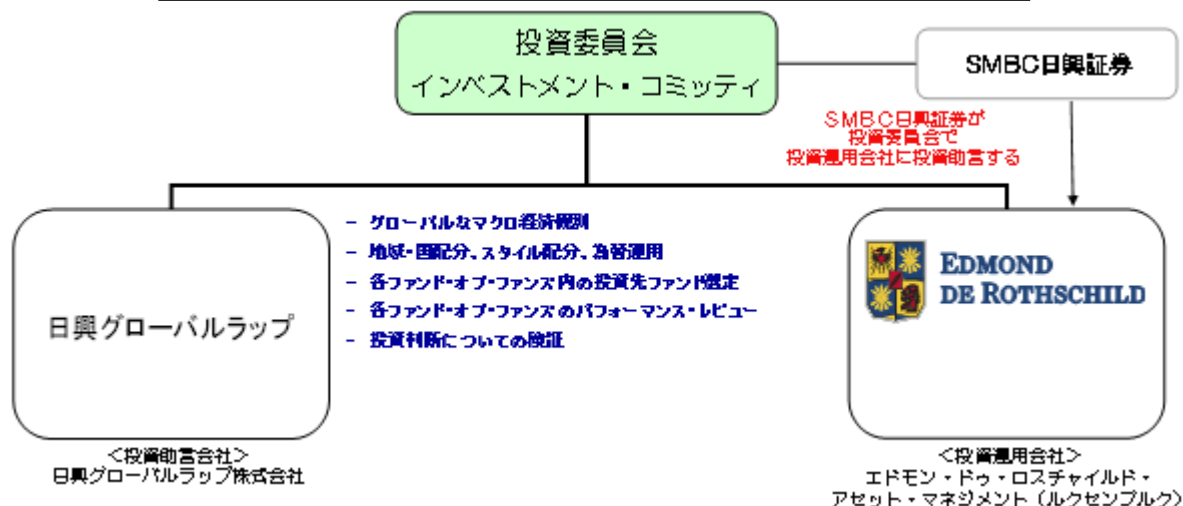
関係するサブ・ファンドに関する関連の投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドの資産から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投信助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

(チ) 月次投資委員会

投資委員会は、投資運用会社である、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）のシニアメンバーと投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のシニアメンバーにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

S M B C日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

日興グローバル・ファンズにおける『投資委員会』の役割



（４）【分配方針】

各分配期間（以下「現分配期間」という。）について、分配基準日の後４営業日目の日である分配日に各受益者に対し、管理会社が決定する額の分配が行われ、当該分配は、サブ・ファンドの投資収益および実現／未実現キャピタル・ゲインおよびその他の分配可能資産（適切とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配は、関係する受益証券の名義人として現分配期間の最終日現在で当該分配基準日に名簿に登録されている受益者に行われ、かかる分配はすべて円の単位に切り捨てられる。

分配は、受益証券の１口当たり純資産価格または分配可能原資を考慮して行われ、受益証券の１口当たり純資産価格が当初発行価格を下回る、または分配期間中の運用実績が十分でないと管理会社が考える場合等において、管理会社は、分配を行わないことを決定することができる。

管理会社は、時宜に応じて、各サブ・ファンドに関して管理会社が決定する基準日において、また管理会社が決定する回数、各サブ・ファンドの受益者に対して管理会社が決定する額の中間分配を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券１口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。すなわち、分配は、元本から行われる可能性があり、その場合、サブ・ファンドが支払う分配金が受益者の投資元本であるという事実に受益者は留意すべきである。当該支払により、サブ・ファンドの投資運用に必要な元本額が減少することになる。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、各サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

- (ロ) 総借入残高が各サブ・ファンドの直前の評価日時点の純資産総額の10%を超える結果となるような借入れを行うことは禁止される。ただし、合併、併合これらに類似するもののような例外的な緊急事態においては、10%の制限を一時的に超過することがある。
- (ハ) 株式取得の結果、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドの保有する議決権の総数が、一発行会社の議決権付株式の50%を超えることになる場合、サブ・ファンドは、当該発行会社の株式を取得してはならない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ニ) 日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ホ) サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) 管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは以下の投資制限に従う。

- デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引(差金決済されない通貨先渡取引を除く。)等を行っている。サブ・ファンドに関し、投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している(いわゆる簡便法)。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、()受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、()受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また()本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則に定義される。)として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (i) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下元本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関係するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用について唯一の責任主体である管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべて資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量において、受託会社または受託会社より委託を受けた者により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内に債権者の償還請求を限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意すべきである。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文および関連するサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

各サブ・ファンドは、すべての資産を各トレーディング・カンパニーの投資証券に投資し、各トレーディング・カンパニーの投資資産は、対応するサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと全く同一の基準に従って運用されるので、トレーディング・カンパニーおよびサブ・ファンドのリスク要因は、相当程度一致している。トレーディング・カンパニーの投資資産の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

サブ・ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて間接的に以下を含むが必ずしもこれに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する。

投資者は、受益証券の価額が上昇または下降する可能性があることを認識しておくべきである。サブ・ファンドへの投資には相当なリスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の中で潜在的損失を最小限にするために設計された戦略を実施するためにその経験および能力を駆使することを意図しているが、かかる戦略が実際に行われるという保証はなく、実施された場合も成功する保証はない。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってしか受益証券を処分することができない可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資の全部または相当部分を失う可能性がある。したがって、投資者は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを受忍することができるか否かを慎重に検討すべきである。以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

サブ・ファンドへの投資に伴うリスクには、以下のリスクが含まれる。

市場リスク

サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は、急速にまたは予想外の変動を示すことがある。証券価格は、証券市場全般にあるいは証券市場において代表されている特定の業界に影響する要素によって下落する可能性があるほか、現実のもしくは認知された不利な経済状況、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、または一般的な投資家心理の冷え込み等の特定の企業には必ずしも関係ない一般的な市況によって下落することもある。更に、労働力不足、生産コストの上昇および業界内の競争の激化等、特定の業界に影響する要素によって下落する可能性もある。一般に、株式は、債券よりも価格の変動が大きい。

管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従いコミットメント・アプローチを計算する。また、管理会社は、バリュー・アット・リスク（VaR）を計算することにより、通常の市況においてサブ・ファンドにより生ずるおそれのある潜在的な市場リスク損失額を明確にする。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場の流動性が失われ、指値での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドは、純資産価額の算定頻度および/または買戻日および/または買戻手続が異なる投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務の支払（買戻し）に遅延が生じる可能性がある。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの投資対象の流動性特性が基本信託証書または目論見書に定める買戻方針に照らして適切であることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。

信用リスク

ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。しかしながら、信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の清算が必要となることがある。かかる清算により、サブ・ファンド（およびその既存の受益者）に、かかる清算をしなかった場合には発生しなかったと考えられる費用が発生する可能性がある。

為替変動のリスク

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがあるが、日本債券ファンドを除くサブ・ファンドについては、サブ・ファンドの基準通貨に対するヘッジ取引が行われず、投資者がかかる通貨のリスクにさらされる可能性がある。

日本債券ファンドについては、上記「2 投資方針（2）投資対象 日本債券ファンド：NGF-JBトレーディング・リミテッド」に記載のとおりヘッジ取引が行われるが、かかるヘッジ取引が成功する保証はない。投資者はまたヘッジ取引の実行および継続によりコストが生じ、これらのコストが当該サブ・ファンドに割り当てられ、その純資産価格に反映される点に留意すべきである。

また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。為替リスクの主要な要因は、通貨の値動きおよび国際的金利変動における不完全な相関である。

他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク

サブ・ファンドは、投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券に投資するので分散が欠如する可能性がある。サブ・ファンドが投資を行う投資信託の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

報酬の重層構造：他の投資信託への投資に関わる報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社および各サブ・ファンドに関するその他のサービス提供者に支払う費用および報酬に加えて、各サブ・ファンドは間接的に、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの純資産に対する年率3%程度を上限とする料率で、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問およびその他のサービス提供者（サブ・ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問またはサービス提供者を兼ねることもできる。）に支払う報酬及び費用を含む。）を按分して負担する。上記の3%を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券のファンダメンタルな価値に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

また、サブ・ファンドの資産の配分に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

（2）リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの投資運用会社のアセット・マネジメントの責任者がサブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開催し、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクにさらされていないか検証する。サブ・ファンドの投資運用を担当するポートフォリオ・マネジャーは、銘柄を選定し、投資のタイミングその他を決定するあらゆる権限を有しているが、ポートフォリオ・マネジャーによって構築されたポートフォリオはかかるミーティングで検証される。

サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限等のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるコンプライアンス部によって日常的に管理される。

（上記の体制は平成27年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

(3) リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの分配金再投資

1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成22年2月～平成27年1月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

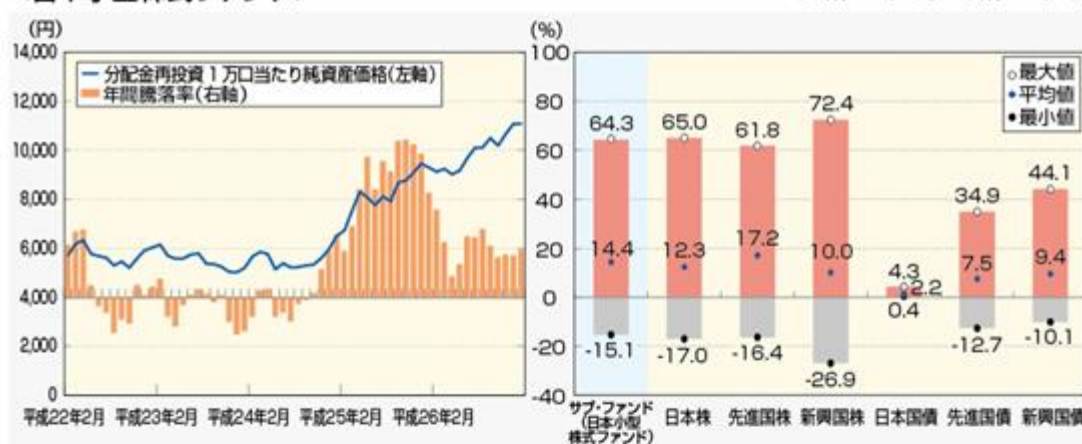
<日本大型株式ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<日本小型株式ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<グローバル株式ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



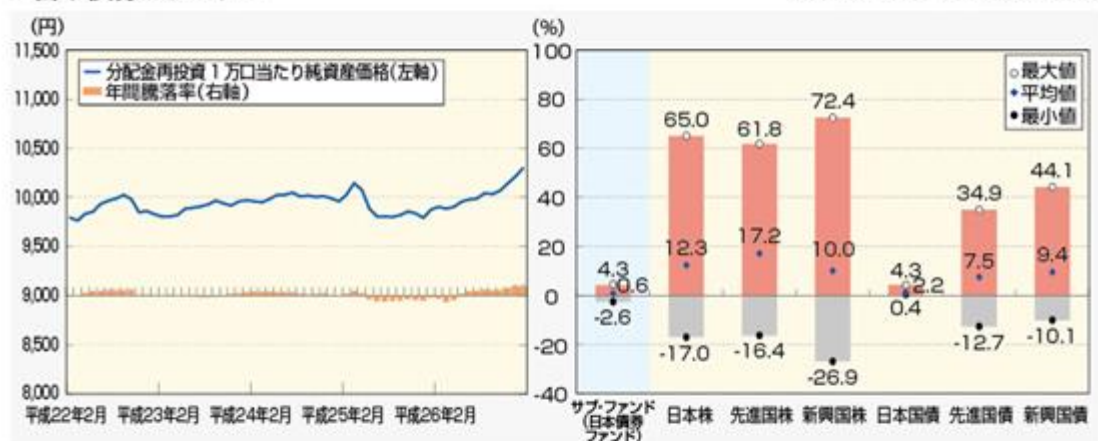
<エマージング株式ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<日本債券ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<グローバル債券ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



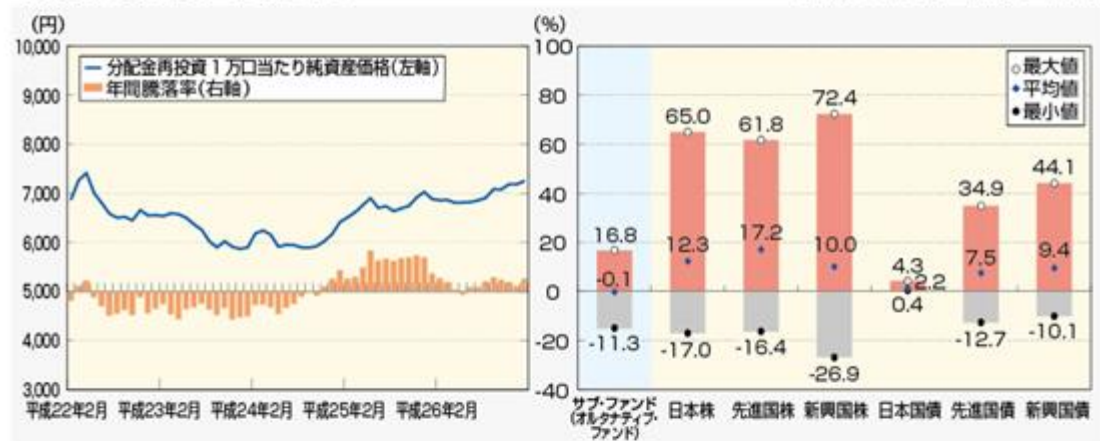
<ハイールド債券ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<オルタナティブ・ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<不動産(REIT)ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



<コモディティ・ファンド>

(平成22年2月～平成27年1月)



- (注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- (注3) 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- (注4) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注5) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX(配当込み)

先進国株.....ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株.....S&P新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFAS債券・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債.....シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大4%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップ一任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップ一任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、関係するサブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、各サブ・ファンドについて下限を年間12,500米ドル（約149万円）、上限を年間15,000米ドル（約179万円）とする。

(注)米ドルの円換算額は便宜上、平成27年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル=119.27円）による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、当該時点において有効なレートによる時間制で追加の報酬が受託会社から請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

受託報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、14,132,565円である。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.35%（うち年率0.32%は、下記 および 記載の投資運用会社および販売会社に対する報酬の支払いに充てられる。）の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

管理報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、336,625,774円である。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。管理事務代行会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

管理事務代行報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は、98,002,965円である。

投資運用報酬

投資運用会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.30%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.25%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.20%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.10%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.05%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資運用報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

投資助言報酬

サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対してS M B C日興証券株式会社は年率0.05%、日興グローバルラップ株式会社は年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。各投資助言会社に支払われる実際の料率は、報酬合意により更に詳細に定められる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資助言会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資助言報酬は、サブ・ファンドに対する投資助言業務の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の投資助言報酬は、183,049,093円である。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

保管報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の保管報酬は、9,803,359円である。

販売報酬

販売会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.02%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.07%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.12%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.22%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.27%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

販売報酬は、サブ・ファンドの購入・買戻しの取扱、運用報告書の交付等購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出、1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成26年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、29,401,058円である。

(4) 【その他の手数料等】

その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

その他の手数料

() 設立費用

ファンドの設立に関連する費用（以下「設立費用」という。）は償却された。

() 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

() その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用される法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産総額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成26年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、51,948,816円である。

投資先ファンドの管理報酬等

ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。）を間接的に負担する。ただし、これらの投資先ファンドは、ファンドの投資方針に従い随時変動し、その管理報酬等を事前に計算することができないため、その種類ごとの金額や計算方法は記載していないが、合計で上限年率3%程度となる。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある。上記の3%を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。更に、投資先ファンドは、更にその投資先ファンドにおいて報酬および費用等を負担するが、投資対象が将来にわたって固定されているものではないため、料率や上限額は表示できない。

上記報酬およびその他費用・手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよびトレーディング・カンパニーの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記 および は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

平成27年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- （ハ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（二）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、また

はかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記されている。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島金融機関報告制度およびF A T C A

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の改善のため、2つの政府（1つは米国との間、もう1つは英国との間）の政府間協定に調印している。米国との間では、（非互恵的）政府間協定（以下「U S I G A」という。）のひな型1（b）が調印されたが、これは、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「U S F A T C A」という。）の税務における自動的な情報交換に関する要件を発効させるものである。英国との間では、英国の課税対象となる居住者および居住法人に関する自動的な税務情報の交換について、同様の政府間協定（以下「U K I G A」といい、U S I G Aと併せて「I G A」という。）が調印された。

I G Aの効力を発生させるため、ケイマン諸島規則（以下、U S I G Aに関するものを「ケイマン諸島U S 規則」、U K I G Aに関するものを「ケイマン諸島U K 規則」といい、併せて「本件規則」という。）が2014年7月4日付で発せられている。本件規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）はI G A（ケイマン諸島税務情報局により継続して見直され、定期的に改正される。）の適用に関するガイドライン覚書（以下「ガイドライン覚書」という。）を公布した。U S I G Aは、ケイマン諸島U S 規則（ならびにこれを通じてU S I G Aおよびガイドライン覚書）を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「F I」という。）は、U S F A T C Aのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってU S F A T C Aの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はないと定めている。対象となる法人が本件規則を遵守しない場合は違反となり、かかる法人は陪審によらない有罪判決により罰金を科せられ、場合によっては、かかる法人の経営者が禁固刑に処せられることがある。特定の法人の支配者のほか、取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の類似する役員もまた、当該行為がかかる者の同意もしくは黙認により行われた場合またはその他かかる者の懈怠に起因する場合には起訴される可能性がある。

本件規則は、F Iを「報告F I」または「報告外F I」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのF Iは、報告外F Iとしての適格要件を満たさない限り、報告F Iとなる。報告外F Iの分類は、関連するI G Aの別紙2の相互参照により、本件規則において定義されている。

U S F A T C Aに関連して、報告F Iは、ケイマン諸島U S 規則に基づき、とりわけ、（ ）米国内国歳入庁（以下「I R S」という。）との間で「外国金融機関（F F I）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）グローバル仲介人識別番号を取得するためにI R Sに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をI R Sとの間で自動的に交換する。報告外F Iは、かかる要件に従わない。報告F Iおよび報告外F Iの双方は、U S F A T C Aによる源泉徴収税（現在の料率は30%）の課税を免除されるために、自らのU S F A T C Aの地位に関して、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。U S F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に従い、ファンドの受託会社たる受託会社への支払に対して課されない。ただし、当該受託会社が「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G Aに定義される。）であるとみなされる場合はこの限りでない。ケイマン諸島U S 規則は、受託会社に対して、U S F A T C Aその他のために受託会社による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収することを義務付けていない。

ケイマン諸島U K 規則は、ケイマン諸島U S 規則と同様の要件を課しているため、トラストの受託会社たる受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務

情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。U K I G Aに関連する源泉徴収税に係る体制は一切存在しておらず、英国歳入関税庁への報告F Iの登録要件も一切存在しない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、U S I G AおよびU K I G Aと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的政府間協定」という。)を第三国との間で締結することを見込んでいる。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () 受託会社(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () 受託会社(またはその代理人)は、I R S、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社(または直接その代理人)に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () 受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () U S I G A、U K I G Aもしくは追加的政府間協定のいずれか、本件規則またはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

投資別および地域別の投資状況

<日本大型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	36,434,626,351	100.07
現金・その他の資産(負債控除後)		- 24,297,491	- 0.07
合計(純資産総額)		36,410,328,860	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(平成27年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	22,790,902,445	62.55
	アイルランド	13,560,080,016	37.22
小計		36,350,982,461	99.77
現金・その他の資産(負債控除後)		83,616,261	0.23
合計(純資産総額)		36,434,598,722	100.00

(注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本小型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	12,967,189,777	100.08
現金・その他の資産(負債控除後)		- 9,766,041	- 0.08
合計(純資産総額)		12,957,423,736	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(平成27年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	9,641,550,682	74.35
	アイルランド	3,271,292,265	25.23
小計		12,912,842,947	99.58
現金・その他の資産(負債控除後)		54,361,791	0.42
合計(純資産総額)		12,967,204,738	100.00

(注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル株式ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	33,546,310,134	100.07
現金・その他の資産（負債控除後）		- 22,850,500	- 0.07
合計（純資産総額）		33,523,459,634	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	25,000,233,962	74.52
	アイルランド	7,773,165,877	23.17
小計		32,773,399,839	97.70
現金・その他の資産（負債控除後）		772,818,592	2.30
合計（純資産総額）		33,546,218,431	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<エマージング株式ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	13,257,605,017	100.08
現金・その他の資産（負債控除後）		- 10,644,588	- 0.08
合計（純資産総額）		13,246,960,429	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	8,792,698,214	66.32
	ノルウェー	3,413,807,029	25.75
	ルクセンブルグ	588,789,362	4.44
小計		12,795,294,605	96.51
現金・その他の資産（負債控除後）		462,323,787	3.49
合計（純資産総額）		13,257,618,392	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	23,314,193,445	100.07
現金・その他の資産（負債控除後）		- 16,025,496	- 0.07
合計（純資産総額）		23,298,167,949	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	23,124,817,132	99.19
現金・その他の資産（負債控除後）		189,434,588	0.81
合計（純資産総額）		23,314,251,720	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	15,160,279,336	100.08
現金・その他の資産（負債控除後）		- 11,946,210	- 0.08
合計（純資産総額）		15,148,333,126	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	10,670,812,434	70.39
	アイルランド	4,073,616,505	26.87
小計		14,744,428,939	97.26
現金・その他の資産（負債控除後）		415,821,638	2.74
合計（純資産総額）		15,160,250,577	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<ハイイールド債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	7,440,687,195	100.09
現金・その他の資産（負債控除後）		- 7,006,924	- 0.09
合計（純資産総額）		7,433,680,271	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	5,457,570,974	73.35
	アイルランド	1,783,026,135	23.96
小計		7,240,597,109	97.31
現金・その他の資産（負債控除後）		200,073,406	2.69
合計（純資産総額）		7,440,670,515	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<オルタナティブ・ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	59,581,416,992	100.06
現金・その他の資産（負債控除後）		- 38,162,553	- 0.06
合計（純資産総額）		59,543,254,439	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	33,298,909,977	55.89
	アイルランド	17,221,767,438	28.90
	ジャージー島	7,821,224,386	13.13
	ケイマン諸島	0	0.00（注3）
小計		58,341,901,801	97.92
現金・その他の資産（負債控除後）		1,239,482,950	2.08
合計（純資産総額）		59,581,384,751	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

（注3）NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッドが投資しているケイマン諸島籍の投資信託については、評価額をゼロとして計上している。

<不動産（REIT）ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	7,587,886,714	100.09
現金・その他の資産（負債控除後）		- 6,568,255	- 0.09
合計（純資産総額）		7,581,318,459	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	4,993,545,723	65.81
	ルクセンブルグ	2,321,449,143	30.59
小計		7,314,994,866	96.40
現金・その他の資産（負債控除後）		272,891,702	3.60
合計（純資産総額）		7,587,886,568	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<コモディティ・ファンド>

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	3,501,629,900	100.14
現金・その他の資産（負債控除後）		- 4,741,160	- 0.14
合計（純資産総額）		3,496,888,740	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	2,746,062,750	78.42
	アイルランド	650,797,997	18.59
小計		3,396,860,747	97.01
現金・その他の資産（負債控除後）		104,754,827	2.99
合計（純資産総額）		3,501,615,574	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<日本大型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JLCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	37,039,481,077	0.91	33,581,098,707	0.98	36,434,626,351	100.07

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である

(平成27年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ARCUS JAPAN FD RELAT INST JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	832,637	12,977.80	10,805,796,235	14,065.00	11,711,039,405	32.14
2	GOLDMAN SACHS JAPAN P-I FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,041,317	9,235.32	9,616,895,701	10,640.24	11,079,863,040	30.41
3	GLG JPN COREALPHA EQ I H JPY ACC	アイルランド	投資信託	576,568	14,671.31	8,459,007,847	16,208.01	9,345,018,860	25.65
4	SPARX JAPAN FD PLC JPY-B	アイルランド	投資信託	364,373	10,904.44	3,973,283,562	11,567.98	4,215,061,156	11.57

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本小型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JSCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	10,446,795,818	1.11	11,621,569,640	1.24	12,967,189,777	100.08

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(平成27年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS	アイルランド	投資信託	604,706	4,725.61	2,857,605,381	5,409.72	3,271,292,265	25.23
2	HENDERSON HRZ JAP SMC -12-USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	662,251	3,940.87	2,609,845,498	4,686.41	3,103,581,142	23.93
3	EASTSPRING INV JAP SM CO BJ ACC JS1	ルクセンブルグ	投資信託	2,297,625	1,039.23	2,387,759,146	1,140.67	2,620,829,311	20.21
4	SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-P ACC	ルクセンブルグ	投資信託	156,728	16,343.08	2,561,417,635	16,615.00	2,604,035,720	20.08
5	SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	11,919,976	97.90	1,166,961,926	110.16	1,313,104,509	10.13

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	25,130,769,389	1.16	29,187,211,534	1.33	33,546,310,134	100.07

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	WELLINGTON US RESEARCH EQ USD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,176,822	7,017.35	8,258,176,017	8,159.43	9,602,202,427	28.62
2	MFS MERIDIAN EURO RESEARCH I1EUR FD	ルクセンブルグ	投資信託	151,355	22,863.39	3,460,487,898	25,557.28	3,868,221,471	11.53
3	JPMORGAN HIGH US STEEP I FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	237,397	14,589.35	3,463,467,106	13,845.01	3,286,764,465	9.80
4	AXA ROS-US ENH IND EQ ALPHA A ACC	アイルランド	投資信託	853,847	3,012.29	2,572,038,484	2,908.12	2,483,088,022	7.40
5	JPMORGAN US VALUE-C USD FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	866,297	2,238.59	1,939,280,354	2,664.50	2,308,247,413	6.88
6	BGF EUROPEAN FOCUS FUND D2 EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	628,602	2,958.94	1,859,995,153	3,206.00	2,015,298,262	6.01
7	ADELPHI EUR SEL EQ FUND EUR D ACC	アイルランド	投資信託	77,265	19,864.86	1,534,858,529	22,019.13	1,701,308,295	5.07
8	IRIDIAN US EQUITY FUND USD I ACC	アイルランド	投資信託	124,472	11,551.35	1,437,819,914	13,084.74	1,628,683,850	4.86
9	F+C PORT FD-EUROPE SMALLCAP I DIS	ルクセンブルグ	投資信託	729,507	1,728.30	1,260,804,853	1,853.93	1,352,453,435	4.03
10	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	191,882	6,359.25	1,220,226,020	5,413.72	1,038,795,771	3.10
11	ISHARES MSCI AUSTRALIA UCITS ETF	アイルランド	投資信託	282,619	3,419.29	966,356,309	3,473.03	981,543,669	2.93
12	VANGUARD INV US DISCOVERIES FD ACC	アイルランド	投資信託	25,224	31,865.83	803,783,788	38,794.09	978,542,041	2.92
13	EDR OF CS 0 HDG LONG EUR 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	72,225	8,142.05	588,059,425	9,795.52	707,481,263	2.11
14	INVESTEC GL STRAT ASIAN EQ-I-FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	210,945	2,444.03	515,555,165	2,943.42	620,899,095	1.85
15	T ROWE PRICE US SMALL CO EQ FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	39,717	5,083.29	201,893,032	5,032.36	199,870,360	0.60

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<エマージング株式ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-EE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	10,269,172,987	1.19	12,188,607,923	1.29	13,257,605,017	100.08

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC	アイルランド	投資信託	3,567,057	1,499.46	5,348,653,929	1,711.21	6,103,985,719	46.04
2	SKAGEN KON-TIKI EUR ACC FUND	ノルウェー	投資信託	315,778	10,307.82	3,254,982,999	10,810.78	3,413,807,029	25.75
3	LAZARD GL ACTIVE-EM MK EQ-IS DIS	アイルランド	投資信託	147,790	12,797.40	1,891,328,267	13,416.07	1,982,761,450	14.96
4	FIRST ST CHINA GROWTH FD-I ACCUMUL	アイルランド	投資信託	48,003	12,554.37	602,647,332	14,706.39	705,951,045	5.32
5	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	108,758	6,342.34	689,780,028	5,413.76	588,789,362	4.44

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	20,510,058,278	1.10	22,483,348,133	1.14	23,314,193,445	100.07

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VANGUARD JAP GOVT BD INDX FD INST Y	アイルランド	投資信託	812,340	15,188.83	12,338,490,921	15,610.39	12,680,944,056	54.39
2	WELLINGTON MGMT GBL BD PF S USD ACC	アイルランド	投資信託	7,003,996	1,270.49	8,898,488,932	1,491.13	10,443,873,076	44.80

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	13,228,172,466	1.06	14,038,773,643	1.15	15,160,279,336	100.08

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	WELLINGTON GLOBAL BOND-S FUND	アイルランド	投資信託	1,631,157	2,252.28	3,673,816,395	2,497.38	4,073,616,505	26.87
2	SCHRODER ISF USD BOND-I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,044,858	2,536.48	2,650,265,644	2,925.77	3,057,012,926	20.16
3	PIONEER FD EURO BOND I EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,433,187	1,483.31	2,125,866,567	1,504.23	2,155,844,040	14.22
4	AXA IM F11S-US CORP BOND FD A ACC	ルクセンブルグ	投資信託	95,652	18,056.68	1,727,157,581	21,264.31	2,033,973,633	13.42
5	T ROWE PRICE GL AGG BD I USD FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	776,451	1,579.64	1,226,510,675	1,757.11	1,364,309,736	9.00
6	HENDER HRZ FD EUR CRP BD I2 EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	63,433	20,203.39	1,281,561,931	20,421.37	1,295,388,972	8.54
7	EDR OF CS O HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	95,002	6,369.18	605,084,648	5,413.73	514,315,504	3.39
8	EDR OF CS O HDG LONG EUR 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	25,519	8,237.66	210,216,749	9,795.35	249,967,623	1.65

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<ハイイールド債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-HYB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	5,338,418,134	1.29	6,881,341,138	1.39	7,440,687,195	100.09

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(平成27年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	NEUBERGER BERMN US HY BD - USD I ACC	アイルランド	投資信託	527,483	2,093.42	1,104,245,306	2,389.10	1,260,211,230	16.94
2	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	781,329	1,427.10	1,115,030,925	1,585.28	1,238,627,003	16.65
3	JPMORGAN EM MKT LOC CCY C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	574,020	1,666.69	956,714,673	1,758.29	1,009,291,922	13.56
4	MFS MERIDIAN EM MKTS DBT- I1 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	41,734	20,500.42	855,564,583	23,396.76	976,440,480	13.12
5	ING L RENTA EUR HIGH YIELD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	724	1,060,569.48	767,852,305	1,034,979.97	749,325,498	10.07
6	GS GRWTH EMG MK DBT I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	380,576	1,557.48	592,738,217	1,528.79	581,821,506	7.82
7	ING L RENTA EUR HIGH YIELD I USD AC	ルクセンブルグ	投資信託	864	627,219.69	541,917,809	640,869.13	553,710,928	7.44
8	NEUBGR EMRG MKT DEB LOC- USD I2 ACC	アイルランド	投資信託	482,860	1,132.80	546,981,461	1,082.75	522,814,905	7.03
9	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	54,633	6,289.02	343,588,226	5,413.71	295,767,133	3.98
10	EDR OF CS 0 HDG LONG EUR 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,368	8,408.95	45,139,262.00	9,796.29	52,586,504	0.71

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

(平成27年1月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	75,116,197,875	0.77	57,523,031,522	0.79	59,581,416,992	100.06

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	LYXOR/WINTON CAP MANAGEMENT -B- FD	ジャージー島	投資信託	154,422	39,945.37	6,168,443,708	49,505.18	7,644,689,589	12.83
2	THE CAP HLDG-LEVERAGED CAP HLDGS A	アイルランド	投資信託	160,587	32,339.81	5,193,353,503	37,372.42	6,001,524,224	10.07
3	SCHRODER ISF STRATEGIC BOND-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	321,779	16,787.49	5,401,862,059	17,698.18	5,694,902,233	9.56
4	FIDELITY FUNDS-GBL STR BD-YAEH ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,703,324	1,593.54	5,901,404,305	1,530.93	5,669,512,442	9.52
5	ALLIANCE BER SEL ABSOL ALPHA I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,511,174	1,977.87	4,966,777,488	2,131.36	5,352,224,813	8.98
6	GAM STAR GLOBAL RATES USD ACC FD	アイルランド	投資信託	3,583,977	1,339.50	4,800,720,167	1,486.51	5,327,601,119	8.94
7	THE CAP HLDG-TRADING CAP HLDGS A	アイルランド	投資信託	192,301	22,169.92	4,263,298,278	24,760.77	4,761,520,930	7.99
8	AXA IM FI IS US SH DUR HY B FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	274,567	14,975.96	4,111,903,478	17,122.73	4,701,335,497	7.89
9	MLIS MARSHLL WICE TOP UCIT B USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	288,583	14,866.66	4,290,265,585	15,571.52	4,493,677,052	7.54
10	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	119,440	21,136.78	2,524,577,292	21,601.13	2,580,039,187	4.33
11	INVESCO ZOD US SR LOAN FD G USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	175,947	13,939.68	2,452,645,305	13,965.06	2,457,110,396	4.12
12	AMUNDI FD ABS VOL WRLD EQ IUC ACC	ルクセンブルグ	投資信託	12,307	132,553.11	1,631,331,156	145,996.95	1,796,784,500	3.02
13	LYXOR/CANYON CRED STR-I-USD FD ACC	アイルランド	投資信託	85,523	12,036.97	1,029,437,639	13,225.93	1,131,121,165	1.90
14	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	32,636	8,448.06	275,710,982	16,954.40	553,323,857	0.93
15	LYXOR/WINTON CAP MNGMT -B- FD ACQ (注2)	ジャージー島	投資信託	-	-	176,647,394	-	176,534,797	0.30
16	GOTTEX ABI FUND LTD-USD (注3)	ケイマン諸島	投資信託	93,272	12,211.87	1,139,025,895	0.00	0	0.00
17	LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A (注4)	ルクセンブルグ	投資信託	6,751	144,810.03	977,612,480	0.00	0	0.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）2015年1月末日の基準価格で当該受益証券を買い付けているが、2015年1月31日より後に受益証券が割り当てられるため、本表では保有口数および単価を記載していない。

（注3）GOTTEX ABI FUND LTD-USDについては、2008年9月30日以降、計算が停止されている。管理会社は、同ファンドの非流動性を考慮し、投資運用会社と協議のうえ、2012年2月13日以降、同ファンドの評価額をゼロとして計上することを決定した。

（注4）Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aは、その資産のほぼすべてをBernard L. Madoff Investment Securities LLC（いわゆる「マドフ・ファンド」）に投資していたが、2008年12月にバーナード・L・マドフ（Bernard L. Madoff）が詐欺容疑で逮捕され、同人およびマドフ・ファンドの資産が凍結されたことから、オルタナティブ・ファンドは、当面の間、同ファンドの時価評価額を計上しないこととした。

<不動産（REIT）ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-REAL ESTATE(REIT) TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	6,705,745,848	0.92	6,136,016,533	1.13	7,587,886,714	100.09

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	BROOKFIELD GL.RE.INST.(E) USD ACC	アイルランド	投資信託	667,493	3,766.64	2,514,205,459	4,140.33	2,763,638,925	36.42
2	ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS	アイルランド	投資信託	727,065	2,333.23	1,696,407,801	3,067.00	2,229,906,798	29.39
3	AXA WF-FRAMLING GL RE SEC F USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	147,504	10,996.05	1,621,961,398	13,458.98	1,985,254,033	26.16
4	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	62,100	6,281.03	390,052,116	5,413.77	336,195,110	4.43

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<コモディティ・ファンド>

（平成27年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-COMMODITY TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	3,830,769,627	0.98	3,745,104,872	0.91	3,501,629,900	100.14

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成27年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	GSQUARTIX DJ-UBS ENH STRA C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,221,800	1,136.17	1,388,168,812	1,058.81	1,293,652,848	36.94
2	CS NOVA LUX-COMDTY PLUS IB USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	14,022	105,432.29	1,478,371,624	92,077.99	1,291,117,566	36.87
3	ISHARES GBL INFL LKD GVT BD UCITS	アイルランド	投資信託	36,621	15,056.69	551,391,043	17,771.17	650,797,997	18.59
4	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	29,793	6,433.04	191,659,527	5,413.77	161,292,336	4.61

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成27年1月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成27年1月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成27年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	43,627,266,589	0.9923
第二会計年度	17,668,676,322	0.4953
第三会計年度	8,432,486,830	0.5537
第四会計年度	4,471,966,908	0.5187
第五会計年度	3,038,420,565	0.4983
第六会計年度	2,219,149,702	0.4785
第七会計年度	3,781,577,921	0.7820
第八会計年度	28,466,333,744	0.8421
平成26年2月末日	14,573,793,325	0.8008
3月末日	15,481,523,127	0.7841
4月末日	16,164,983,919	0.7704
5月末日	17,962,727,010	0.7944
6月末日	20,668,196,758	0.8284
7月末日	23,242,311,303	0.8436
8月末日	24,878,564,557	0.8309
9月末日	27,950,984,367	0.8734
10月末日	28,466,333,744	0.8421
11月末日	32,153,609,583	0.9056
12月末日	35,264,107,410	0.9216
平成27年1月末日	36,410,328,860	0.9007

<日本小型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	7,522,327,839	0.9669
第二会計年度	3,327,018,134	0.5109
第三会計年度	1,500,238,071	0.5826
第四会計年度	775,426,466	0.5201
第五会計年度	514,084,038	0.5243
第六会計年度	391,617,420	0.5332
第七会計年度	694,372,174	0.8758
第八会計年度	9,963,706,541	1.0182
平成26年2月末日	2,726,804,428	0.9122
3月末日	2,996,718,904	0.9240
4月末日	3,108,523,798	0.9016
5月末日	3,405,839,122	0.9167
6月末日	3,967,455,719	0.9679
7月末日	4,572,541,625	1.0100
8月末日	4,976,206,806	1.0115
9月末日	9,631,911,499	1.0498
10月末日	9,963,706,541	1.0182
11月末日	10,957,277,776	1.0662
12月末日	12,256,925,973	1.1070
平成27年1月末日	12,957,423,736	1.1081

<グローバル株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	41,112,475,950	1.1531
第二会計年度	14,452,103,531	0.5221
第三会計年度	7,633,960,505	0.6169
第四会計年度	4,472,891,814	0.5945
第五会計年度	3,195,307,463	0.5802
第六会計年度 ^(注)	2,257,188,267	0.6224
第七会計年度	3,815,112,024	0.9751
第八会計年度	26,225,943,979	1.1369
平成26年2月末日	15,427,626,438	1.0657
3月末日	16,692,775,039	1.0658
4月末日	17,501,865,066	1.0519
5月末日	18,987,708,383	1.0589
6月末日	21,213,579,189	1.0763
7月末日	23,530,897,487	1.0828
8月末日	25,897,858,945	1.0983
9月末日	24,773,299,761	1.1260
10月末日	26,225,943,979	1.1369
11月末日	30,167,769,114	1.2431
12月末日	32,748,361,072	1.2582
平成27年1月末日	33,523,459,634	1.2225

(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(平成24年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数:3,626,775,201口)であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<エマージング株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	16,136,487,910	1.4589
第二会計年度	3,831,249,429	0.5656
第三会計年度	3,561,168,431	0.8373
第四会計年度	2,218,889,526	0.8908
第五会計年度	1,649,454,361	0.7662
第六会計年度	1,250,561,998	0.7783
第七会計年度	1,702,158,438	1.0524
第八会計年度	11,093,039,128	1.1555
平成26年2月末日	4,831,948,706	1.0149
3月末日	5,299,376,441	1.0441
4月末日	5,642,585,406	1.0568
5月末日	6,227,014,609	1.0939
6月末日	6,881,591,440	1.1082
7月末日	7,864,594,262	1.1557
8月末日	8,563,293,327	1.1694
9月末日	10,392,393,332	1.1437
10月末日	11,093,039,128	1.1555
11月末日	12,415,351,557	1.2318
12月末日	12,745,739,315	1.1799
平成27年1月末日	13,246,960,429	1.1727

<日本債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	21,351,015,472	0.9880
第二会計年度	15,720,059,817	0.9656
第三会計年度	3,846,919,273	0.9736
第四会計年度	2,253,385,488	0.9979
第五会計年度	1,108,589,439	0.9937
第六会計年度	586,021,676	1.0003
第七会計年度	1,581,601,357	0.9855
第八会計年度	18,479,734,199	1.0067
平成26年2月末日	9,386,125,709	0.9902
3月末日	10,449,734,783	0.9882
4月末日	11,343,440,186	0.9902
5月末日	12,454,038,206	0.9956
6月末日	13,982,281,544	0.9976
7月末日	15,629,051,410	0.9987
8月末日	17,222,897,493	1.0042
9月末日	17,058,397,260	1.0031
10月末日	18,479,734,199	1.0067
11月末日	19,394,261,223	1.0141
12月末日	21,416,558,237	1.0210
平成27年1月末日	23,298,167,949	1.0297

<グローバル債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	10,808,573,900	1.0305
第二会計年度	8,582,444,123	0.7914
第三会計年度	4,540,789,236	0.8633
第四会計年度	3,333,566,706	0.7785
第五会計年度	1,686,867,056	0.7493
第六会計年度	764,623,400	0.7816
第七会計年度	1,830,222,819	0.9136
第八会計年度	12,417,033,885	1.0081
平成26年2月末日	10,359,290,737	0.9455
3月末日	11,644,283,353	0.9559
4月末日	12,633,037,196	0.9591
5月末日	13,809,206,329	0.9600
6月末日	15,506,703,631	0.9628
7月末日	17,409,710,926	0.9691
8月末日	19,257,934,422	0.9786
9月末日	11,642,668,531	0.9960
10月末日	12,417,033,885	1.0081
11月末日	13,403,829,918	1.0596
12月末日	14,451,315,954	1.0579
平成27年1月末日	15,148,333,126	1.0418

<ハイイールド債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	8,036,086,806	1.0169
第二会計年度	6,192,268,350	0.6157
第三会計年度	2,292,225,274	0.7850
第四会計年度	963,594,001	0.7974
第五会計年度	619,369,555	0.7765
第六会計年度 ^(注)	509,374,559	0.8629
第七会計年度	730,795,349	1.0967
第八会計年度	5,863,403,655	1.2356
平成26年2月末日	3,098,370,192	1.1383
3月末日	3,438,832,909	1.1599
4月末日	3,686,435,413	1.1647
5月末日	3,999,791,188	1.1690
6月末日	4,445,521,973	1.1749
7月末日	4,950,194,317	1.1828
8月末日	5,448,210,845	1.1938
9月末日	5,387,340,279	1.2147
10月末日	5,863,403,655	1.2356
11月末日	6,520,784,372	1.2951
12月末日	7,005,572,615	1.2677
平成27年1月末日	7,433,680,271	1.2518

(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(平成24年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数: 590,273,845口)であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<オルタナティブ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	34,009,150,163	1.0583
第二会計年度	21,958,283,344	0.7379
第三会計年度	9,852,951,082	0.7136
第四会計年度	4,463,952,016	0.6450
第五会計年度	2,415,670,262	0.6024
第六会計年度	2,560,950,629	0.5925
第七会計年度	4,275,591,459	0.6745
第八会計年度	46,713,494,774	0.7079
平成26年2月末日	17,543,662,579	0.6861
3月末日	19,120,225,116	0.6865
4月末日	20,258,171,525	0.6808
5月末日	21,977,310,078	0.6815
6月末日	24,409,540,140	0.6824
7月末日	27,218,946,793	0.6858
8月末日	29,808,962,957	0.6910
9月末日	43,292,593,621	0.7084
10月末日	46,713,494,774	0.7079
11月末日	49,980,751,486	0.7185
12月末日	54,934,116,082	0.7184
平成27年1月末日	59,543,254,439	0.7250

<不動産（REIT）ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	10,615,573,775	1.0913
第二会計年度	2,211,561,173	0.4113
第三会計年度	1,774,508,132	0.4800
第四会計年度	906,736,053	0.5268
第五会計年度	599,093,195	0.5047
第六会計年度 ^(注)	483,025,382	0.5705
第七会計年度	705,771,606	0.7597
第八会計年度	5,683,283,976	0.9000
平成26年2月末日	2,764,468,718	0.7757
3月末日	3,027,314,838	0.7833
4月末日	3,307,094,206	0.8045
5月末日	3,613,407,199	0.8154
6月末日	4,027,487,258	0.8249
7月末日	4,547,368,040	0.8443
8月末日	5,008,521,908	0.8555
9月末日	5,084,433,945	0.8509
10月末日	5,683,283,976	0.9000
11月末日	6,352,107,695	0.9646
12月末日	6,966,941,352	0.9834
平成27年1月末日	7,581,318,459	1.0124

(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日（平成24年10月末日）の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格（同日現在の発行済口数：846,623,374口）であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<コモディティ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	5,398,915,173	1.1866
第二会計年度	4,168,296,925	0.7880
第三会計年度	1,376,773,103	0.8587
第四会計年度	614,608,557	0.8122
第五会計年度	432,354,843	0.8013
第六会計年度	310,606,038	0.7529
第七会計年度	407,255,500	0.8250
第八会計年度	3,161,300,815	0.8651
平成26年2月末日	1,602,683,865	0.8733
3月末日	1,771,462,236	0.8899
4月末日	1,911,630,987	0.9018
5月末日	2,008,177,004	0.8783
6月末日	2,241,424,050	0.8882
7月末日	2,406,829,758	0.8615
8月末日	2,620,031,937	0.8643
9月末日	2,978,842,726	0.8660
10月末日	3,161,300,815	0.8651
11月末日	3,466,488,777	0.9110
12月末日	3,509,454,356	0.8543
平成27年1月末日	3,496,888,740	0.8046

<参考情報>

<純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移>

(平成18年11月20日(設定日)～平成27年1月末日)

日本大型株式ファンド



日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド

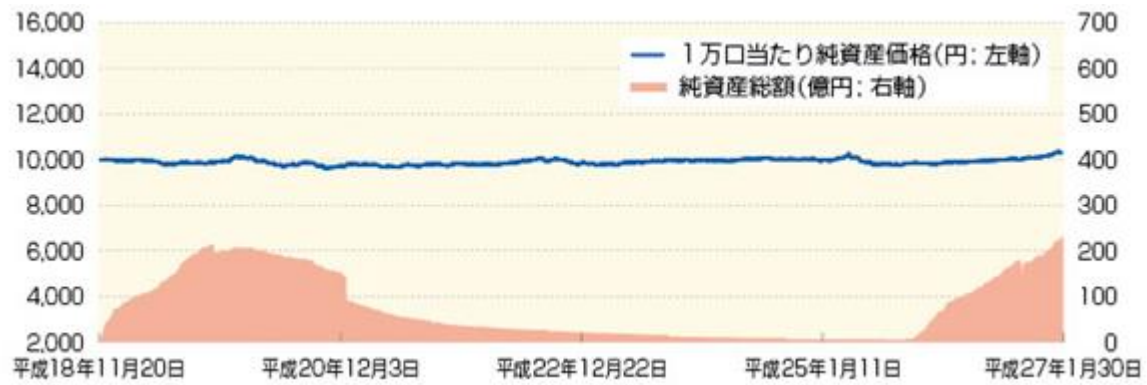


(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、平成24年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

エマージング株式ファンド



日本債券ファンド



グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



（注）ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、平成24年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

オルタナティブ・ファンド



不動産（REIT）ファンド



（注）ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、平成24年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

コモディティ・ファンド



（注）上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<日本大型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 0.77%
第二会計年度	- 50.09%
第三会計年度	11.79%
第四会計年度	- 6.32%
第五会計年度	- 3.93%
第六会計年度	- 3.97%
第七会計年度	63.43%
第八会計年度	7.69%

（注）収益率（％）＝100×（a - b）／b

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格（1円））

以下同じ。

なお、グローバル株式ファンド、ハイイールド債券ファンドおよび不動産（REIT）ファンドに関する第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当該サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

<日本小型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 3.31%
第二会計年度	- 47.16%
第三会計年度	14.03%
第四会計年度	- 10.73%
第五会計年度	0.81%
第六会計年度	1.70%
第七会計年度	64.25%
第八会計年度	16.26%

<グローバル株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	15.31%
第二会計年度	- 54.72%
第三会計年度	18.16%
第四会計年度	- 3.63%
第五会計年度	- 2.41%
第六会計年度	7.27%
第七会計年度	56.67%
第八会計年度	16.59%

<エマージング株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	45.89%
第二会計年度	- 61.23%
第三会計年度	48.04%
第四会計年度	6.39%
第五会計年度	- 13.99%
第六会計年度	1.58%
第七会計年度	35.22%
第八会計年度	9.80%

<日本債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 1.20%
第二会計年度	- 2.27%
第三会計年度	0.83%
第四会計年度	2.50%
第五会計年度	- 0.42%
第六会計年度	0.66%
第七会計年度	- 1.48%
第八会計年度	2.15%

<グローバル債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	3.05%
第二会計年度	- 23.20%
第三会計年度	9.09%
第四会計年度	- 9.82%
第五会計年度	- 3.75%
第六会計年度	4.31%
第七会計年度	16.89%
第八会計年度	10.34%

<ハイイールド債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	1.69%
第二会計年度	- 39.45%
第三会計年度	27.50%
第四会計年度	1.58%
第五会計年度	- 2.62%
第六会計年度	11.13%
第七会計年度	27.09%
第八会計年度	12.67%

<オルタナティブ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	5.83%
第二会計年度	- 30.27%
第三会計年度	- 3.29%
第四会計年度	- 9.61%
第五会計年度	- 6.60%
第六会計年度	- 1.64%
第七会計年度	13.84%
第八会計年度	4.95%

<不動産（REIT）ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	9.13%
第二会計年度	- 62.31%
第三会計年度	16.70%
第四会計年度	9.75%
第五会計年度	- 4.20%
第六会計年度	13.04%
第七会計年度	33.16%
第八会計年度	18.47%

<コモディティ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	18.66%
第二会計年度	- 33.59%
第三会計年度	8.97%
第四会計年度	- 5.42%
第五会計年度	- 1.34%
第六会計年度	- 6.04%
第七会計年度	9.58%
第八会計年度	4.86%

< 参考情報 >

日本大型株式ファンド

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

日本小型株式ファンド

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

グローバル株式ファンド

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

エマージング株式ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

日本債券ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

グローバル債券ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

ハイイールド債券ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

オルタナティブ・ファンド



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

不動産 (REIT) ファンド



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

コモディティ・ファンド



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度中未現在の発行数口数は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	45,314,718,079	1,347,471,842	43,967,246,237
	(45,314,718,079)	(1,347,471,842)	(43,967,246,237)
第二会計年度	5,987,065,585	14,282,208,330	35,672,103,492
	(5,987,065,585)	(14,282,208,330)	(35,672,103,492)
第三会計年度	2,799,804,373	23,241,295,072	15,230,612,793
	(2,799,804,373)	(23,241,295,072)	(15,230,612,793)
第四会計年度	116,321,098	6,724,951,334	8,621,982,557
	(116,321,098)	(6,724,951,334)	(8,621,982,557)
第五会計年度	479,053,509	3,003,806,008	6,097,230,058
	(479,053,509)	(3,003,806,008)	(6,097,230,058)
第六会計年度	129,723,982	1,589,273,701	4,637,680,339
	(129,723,982)	(1,589,273,701)	(4,637,680,339)
第七会計年度	1,436,927,191	1,238,764,068	4,835,843,462
	(1,436,927,191)	(1,238,764,068)	(4,835,843,462)
第八会計年度	31,336,378,649	2,369,462,634	33,802,759,477
	(31,336,378,649)	(2,369,462,634)	(33,802,759,477)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	8,025,919,418	245,954,231	7,779,965,187
	(8,025,919,418)	(245,954,231)	(7,779,965,187)
第二会計年度	1,248,775,706	2,517,207,247	6,511,533,646
	(1,248,775,706)	(2,517,207,247)	(6,511,533,646)
第三会計年度	312,008,259	4,248,604,275	2,574,937,630
	(312,008,259)	(4,248,604,275)	(2,574,937,630)
第四会計年度	28,326,830	1,112,332,726	1,490,931,734
	(28,326,830)	(1,112,332,726)	(1,490,931,734)
第五会計年度	26,167,136	536,644,010	980,454,860
	(26,167,136)	(536,644,010)	(980,454,860)
第六会計年度	16,992,228	262,933,794	734,513,294
	(16,992,228)	(262,933,794)	(734,513,294)
第七会計年度	234,707,376	176,377,566	792,843,104
	(234,707,376)	(176,377,566)	(792,843,104)
第八会計年度	9,153,662,716	161,087,859	9,785,417,961
	(9,153,662,716)	(161,087,859)	(9,785,417,961)

<グローバル株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	36,769,674,728	1,115,987,653	35,653,687,075
	(36,769,674,728)	(1,115,987,653)	(35,653,687,075)

第二会計年度	5,070,847,168	13,041,582,624	27,682,951,619
	(5,070,847,168)	(13,041,582,624)	(27,682,951,619)
第三会計年度	3,536,667,567	18,844,725,706	12,374,893,480
	(3,536,667,567)	(18,844,725,706)	(12,374,893,480)
第四会計年度	453,199,519	5,303,919,659	7,524,173,340
	(453,199,519)	(5,303,919,659)	(7,524,173,340)
第五会計年度	565,491,329	2,582,599,612	5,507,065,057
	(565,491,329)	(2,582,599,612)	(5,507,065,057)
第六会計年度	1,799,996	1,891,503,837	3,617,361,216
	(1,799,996)	(1,891,503,837)	(3,617,361,216)
第七会計年度	1,134,101,291	839,012,856	3,912,449,651
	(1,134,101,291)	(839,012,856)	(3,912,449,651)
第八会計年度	23,538,233,008	4,381,727,903	23,068,954,756
	(23,538,233,008)	(4,381,727,903)	(23,068,954,756)

<エマージング株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	11,441,283,539	380,601,742	11,060,681,797
	(11,441,283,539)	(380,601,742)	(11,060,681,797)
第二会計年度	1,380,614,619	5,667,044,116	6,774,252,300
	(1,380,614,619)	(5,667,044,116)	(6,774,252,300)
第三会計年度	2,968,876,840	5,489,890,242	4,253,238,898
	(2,968,876,840)	(5,489,890,242)	(4,253,238,898)
第四会計年度	212,274,892	1,974,696,270	2,490,817,520
	(212,274,892)	(1,974,696,270)	(2,490,817,520)
第五会計年度	518,373,343	856,503,777	2,152,687,086
	(518,373,343)	(856,503,777)	(2,152,687,086)
第六会計年度	51,286,689	597,196,413	1,606,777,362
	(51,286,689)	(597,196,413)	(1,606,777,362)
第七会計年度	359,856,673	349,229,488	1,617,404,547
	(359,856,673)	(349,229,488)	(1,617,404,547)
第八会計年度	8,355,695,649	373,032,068	9,600,068,128
	(8,355,695,649)	(373,032,068)	(9,600,068,128)

<日本債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	22,722,443,927	1,111,907,151	21,610,536,776
	(22,722,443,927)	(1,111,907,151)	(21,610,536,776)
第二会計年度	2,948,283,836	8,278,130,293	16,280,690,319
	(2,948,283,836)	(8,278,130,293)	(16,280,690,319)
第三会計年度	351,629,864	12,681,003,180	3,951,317,003
	(351,629,864)	(12,681,003,180)	(3,951,317,003)
第四会計年度	284,585,061	1,977,672,500	2,258,229,564
	(284,585,061)	(1,977,672,500)	(2,258,229,564)
第五会計年度	6,147,491	1,148,749,542	1,115,627,513
	(6,147,491)	(1,148,749,542)	(1,115,627,513)
第六会計年度	11,556,286	541,316,373	585,867,426
	(11,556,286)	(541,316,373)	(585,867,426)
第七会計年度	1,136,904,883	117,918,451	1,604,853,858
	(1,136,904,883)	(117,918,451)	(1,604,853,858)
第八会計年度	20,383,187,865	3,631,635,215	18,356,406,508
	(20,383,187,865)	(3,631,635,215)	(18,356,406,508)

<グローバル債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	11,043,171,378	554,760,869	10,488,410,509
	(11,043,171,378)	(554,760,869)	(10,488,410,509)
第二会計年度	4,958,846,279	4,601,996,203	10,845,260,585
	(4,958,846,279)	(4,601,996,203)	(10,845,260,585)
第三会計年度	3,269,598,973	8,855,204,784	5,259,654,774
	(3,269,598,973)	(8,855,204,784)	(5,259,654,774)
第四会計年度	1,530,998,329	2,508,464,089	4,282,189,014
	(1,530,998,329)	(2,508,464,089)	(4,282,189,014)
第五会計年度	14,280,527	2,045,228,702	2,251,240,839
	(14,280,527)	(2,045,228,702)	(2,251,240,839)
第六会計年度	5,729,832	1,278,658,564	978,312,107
	(5,729,832)	(1,278,658,564)	(978,312,107)
第七会計年度	1,219,467,558	194,509,890	2,003,269,775
	(1,219,467,558)	(194,509,890)	(2,003,269,775)
第八会計年度	20,446,320,904	10,132,206,174	12,317,384,505
	(20,446,320,904)	(10,132,206,174)	(12,317,384,505)

<ハイイールド債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	8,188,835,846	286,502,570	7,902,333,276
	(8,188,835,846)	(286,502,570)	(7,902,333,276)
第二会計年度	5,799,513,638	3,643,791,270	10,058,055,644
	(5,799,513,638)	(3,643,791,270)	(10,058,055,644)
第三会計年度	1,273,206,679	8,411,091,777	2,920,170,546
	(1,273,206,679)	(8,411,091,777)	(2,920,170,546)
第四会計年度	13,587,502	1,725,371,234	1,208,386,814
	(13,587,502)	(1,725,371,234)	(1,208,386,814)
第五会計年度	34,874,097	445,603,303	797,657,608
	(34,874,097)	(445,603,303)	(797,657,608)
第六会計年度	60,031,203	268,459,562	589,229,249
	(60,031,203)	(268,459,562)	(589,229,249)
第七会計年度	237,178,050	160,024,170	666,383,129
	(237,178,050)	(160,024,170)	(666,383,129)
第八会計年度	4,819,572,854	740,493,216	4,745,462,767
	(4,819,572,854)	(740,493,216)	(4,745,462,767)

<オルタナティブ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	33,121,132,762	985,495,804	32,135,636,958
	(33,121,132,762)	(985,495,804)	(32,135,636,958)
第二会計年度	8,620,586,488	10,999,962,072	29,756,261,374
	(8,620,586,488)	(10,999,962,072)	(29,756,261,374)
第三会計年度	6,051,340,531	21,999,307,658	13,808,294,247
	(6,051,340,531)	(21,999,307,658)	(13,808,294,247)
第四会計年度	125,532,640	7,013,454,355	6,920,372,532
	(125,532,640)	(7,013,454,355)	(6,920,372,532)
第五会計年度	239,154,584	3,149,757,988	4,009,769,128
	(239,154,584)	(3,149,757,988)	(4,009,769,128)
第六会計年度	1,390,781,580	1,078,027,116	4,322,523,592
	(1,390,781,580)	(1,078,027,116)	(4,322,523,592)
第七会計年度	2,805,234,362	789,188,974	6,338,568,980
	(2,805,234,362)	(789,188,974)	(6,338,568,980)
第八会計年度	61,262,966,718	1,615,734,314	65,985,801,384
	(61,262,966,718)	(1,615,734,314)	(65,985,801,384)

<不動産（REIT）ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	10,067,196,604	339,940,111	9,727,256,493
	(10,067,196,604)	(339,940,111)	(9,727,256,493)
第二会計年度	895,872,790	5,246,308,252	5,376,821,031
	(895,872,790)	(5,246,308,252)	(5,376,821,031)
第三会計年度	3,323,365,328	5,002,915,116	3,697,271,243
	(3,323,365,328)	(5,002,915,116)	(3,697,271,243)
第四会計年度	27,090,613	2,003,100,638	1,721,261,218
	(27,090,613)	(2,003,100,638)	(1,721,261,218)
第五会計年度	89,439,641	623,707,541	1,186,993,318
	(89,439,641)	(623,707,541)	(1,186,993,318)
第六会計年度	10,639,229	353,093,370	844,539,177
	(10,639,229)	(353,093,370)	(844,539,177)
第七会計年度	294,764,716	210,341,954	928,961,939
	(294,764,716)	(210,341,954)	(928,961,939)
第八会計年度	6,295,245,966	909,732,688	6,314,475,217
	(6,295,245,966)	(909,732,688)	(6,314,475,217)

<コモディティ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	4,739,119,672	189,039,685	4,550,079,987
	(4,739,119,672)	(189,039,685)	(4,550,079,987)
第二会計年度	2,749,692,890	2,009,891,883	5,289,880,994
	(2,749,692,890)	(2,009,891,883)	(5,289,880,994)
第三会計年度	143,191,898	3,829,670,129	1,603,402,763
	(143,191,898)	(3,829,670,129)	(1,603,402,763)
第四会計年度	7,217,804	853,918,980	756,701,587
	(7,217,804)	(853,918,980)	(756,701,587)
第五会計年度	56,322,766	273,428,510	539,595,843
	(56,322,766)	(273,428,510)	(539,595,843)
第六会計年度	15,438,685	142,509,380	412,525,148
	(15,438,685)	(142,509,380)	(412,525,148)
第七会計年度	156,563,521	75,444,497	493,644,172
	(156,563,521)	(75,444,497)	(493,644,172)
第八会計年度	3,457,787,793	296,962,855	3,654,469,110
	(3,457,787,793)	(296,962,855)	(3,654,469,110)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込手続

受益証券の購入は、購入を希望する受益証券を明記した記入済みの申込通知書を管理事務代行会社へ送付することによって行われる。申込通知書は、管理事務代行会社から提供される。申込人は、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。当該申込通知書が管理会社および管理事務代行会社が満足するように記入されている場合、管理会社は関係する受益証券を発行し、管理事務代行会社は当該受益証券を申込人の名義で登録する。

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、販売されることになる。発行価格は、停止決定がない限り、関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が発行日の前営業日に受け取った取得申込通知に関して、発行日現在で発行される。受益証券取得の意思を有する投資者は、発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は、午後6時（日本時間）までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

受益証券は、受益証券の金額または口数で申し込むことができる。各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されず、発行される受益証券の口数は切り上げられる。

申込代金の支払は、投資者が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、日本円で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、日本円に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

発行価格の4%（上限）に、申し込まれた受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が課される場合がある。

申込代金（販売会社が留保する販売手数料を除く。）は、関係する発行日の後4営業日目までに（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時現金化可能な資金で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

各サブ・ファンドの方針により、次の者に対して受益証券を販売することはできない。

（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的とし

て米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が組織し、設立し、または所有している場合を除く。))。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。)(以下「ケイマン人」という。))が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則(随時改正または変更される。)、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる指針(2010年3月)およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下「関係各社」という。))はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続(デューディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者(すなわち購入申込者または譲受人)の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻金/分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- (b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所(もしくはいずれかの下部組織)に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒

絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する受益証券口数に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託の通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する販売会社への確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資者に送付する。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を維持する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。取得申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスクにより利息を付されることなく、申込者に返金される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に関係して販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()管理会社

または販売会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の申込が行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

継続申込みについては、日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後4時までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、日本の投資者によりなされた取得申込注文を各発行日の午後6時（日本時間）までに管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

日興ファンドラップー任型における取扱いについては、各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位である。ただし、日興ファンドラップー任型によらない場合は、管理会社および販売会社が別途合意したところに従うものとし、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

投資者は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンド10本の純資産の合計が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

ファンドは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

上記「(1) 海外における販売」は、日本における販売についても適用されることがある。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算され、公表される。受益証券の買戻価格の計算において、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻請求に応じる資金を提供するための資産の換金において、サブ・ファンドの勘定で生じるであろう財務・販売手数料を反映するための妥当な引当金と思料される金額を、受益証券1口当たり純資産価格から控除することができる。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が前営業日に受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数または金額を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後6時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

受益証券は、口数または金額で買戻しを受けることができる。買戻日におけるサブ・ファンドの各受益者の買戻しのための最低口数は、1口以上1口の整数倍である。買戻日におけるサブ・ファンドの受益者の最低買戻額は、1円（1円の整数倍）である。1口未満の受益証券の買戻しは行われず、買戻される受益証券の数は切り捨てられる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドの買戻請求通知の合計が、（サブ・ファンドの資産に適用される買戻制限などの要素を考慮した上で）サブ・ファンドの発行済受益証券の20%を超える場合（または管理会社が単独の裁量により決定した割合または金額を超え、本書に定める投資目的および投資制限に基づく信託財産の運用を著しく損なうと思われる場合）、管理会社は、（i）当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために管理会社が十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期するか、もしくはサブ・ファンドの純資産総額の計算を延期するか、または（ ）買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の20%（または管理会社が決定したサブ・ファンドの発行済受益証券に対するその他の割合または金額）に制限することを決定することができ、受益者の請求は按分して縮減され、残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産総額の算定が停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われぬ（詳細については「純資産総額の計算の停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として買戻日の後4営業日以内の日（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

管理会社は受託会社に代わり、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
- () いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。）、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者のためもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に被らずに済む金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻請求を受諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産総額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) サブ・ファンドの純資産総額が投資プログラムを遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記（ a ）の場合、上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

なお、管理会社が米国1933年証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時までに販売取扱会社に通知を行うことにより、日興ファンドラップ一任型においては、1円以上1円単位または1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日興ファンドラップ一任型によらない場合は、受益証券の買戻単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での買戻しの請求とする。かかる買戻単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。買戻請求は当該買戻日の前営業日午後4時までに販売取扱会社に申込まな

なければならない。販売会社は同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がない限り、買戻を要する。買戻は同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がない限り、買戻を要する。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1)海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、日本における約定日(販売会社が買戻日の日本における翌営業日に注文の成立を確認した日、ただし、買戻日の1営業日前の申込みが必要である。)から起算して日本における4営業日目の日に、販売会社または販売取扱会社を通じて、日本円で支払われるものとする。買戻手数料は課せられない。

上記「(1)海外における買戻し」は、日本における買戻しについても適用されることがある。

3【受益証券の転換】

(1) 海外における転換

転換の停止期間中を除き、関係するサブ・ファンドの追補信託証券もしくは本書に記載される当該サブ・ファンドに適用される制限または条件を充たした場合限り、受益者は転換日において、保有するサブ・ファンド（以下「原サブ・ファンド」という。）の受益証券の全部または一部を既存の別のサブ・ファンド（以下「新サブ・ファンド」という。）の受益証券に転換することを請求する権利を有する。転換通知の受領により、(i) 原サブ・ファンドの関係する受益証券の買戻請求通知の受領と() 新サブ・ファンドに関する取得申込通知の受領が同時になされたものとみなされるものとする。転換の結果、受益者が保有する受益証券の口数が、原サブ・ファンドおよび新サブ・ファンドの最低保有口数（もしあれば）未満となるような場合には、転換は行われぬものとする。受益者は、関係するサブ・ファンドの追補信託証券または本書に定められた方法に従って適切に記載した転換通知を、販売会社（または管理会社が定めたそのほかの者）に対して、関係するサブ・ファンドの追補信託証券または本書に定められた日時までに送付しなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンド（またはサブ・ファンドの受益証券のクラスもしくはシリーズ）の受益証券の転換に関して異なる条件および制限を課することができる。一旦転換通知が提出された後は、管理会社が別途用意する場合を除き、受益者はこれを撤回することはできない。

管理会社は、その裁量により、一定の転換手数料を仲介者または販売者に支払わせることができるが、かかる転換手数料は、いかなる場合においても原サブ・ファンドの受益証券に適用される買戻日現在における受益証券の純資産額の1%を超えないものとする。

サブ・ファンドの追補信託証券または本書によって別途定められる場合を除き、保有する全部または一部の原サブ・ファンドの受益証券が新サブ・ファンドの受益証券に転換される際の転換比率は、次の算式に従って定められる。

$$A = \frac{B \times NAV1}{NAV2 \times (1+r)}$$

A : 転換により新たに発行されることとなる新サブ・ファンドの受益証券の口数。1口未満の受益証券は発行されない。1口未満の受益証券に関する残額は、新サブ・ファンドに計上するものとする。

B : 転換が行われる原サブ・ファンドの受益証券の口数。

NAV1 : 関係する買戻日に適用される為替レートに基づき、転換によって発行される受益証券の基準通貨に転換された当該買戻日現在の原サブ・ファンドの受益証券の純資産総額。

r : 仲介者または販売者が存在する場合に、それらの者に支払われる転換手数料率（必要な場合には課される税金を含む。）。

NAV2 : 適用される発行日における新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、原サブ・ファンドの関係する買戻日が新サブ・ファンドの発行日ではない場合、新サブ・ファンドの次の発行日における受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日付で転換が行われるが、当該買戻日から適用される発行日までの期間、受益者に対して利息は支払われない。

受益者は、あらゆる転換日において、金額を基礎とした転換を請求することもできる。その場合、次の算式が適用される。

$$A = \frac{X}{NAV2 \times (1+r)}$$

X : 転換の請求が行われた金額（発行される受益証券の基準通貨に転換される。）。

原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている時には、サブ・ファンドの受益証券の転換も停止される。

(受益者が有するすべての受益証券についての転換請求の場合を除き)転換通知は、サブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた転換の最低口数または金額(もしあれば)以上の整数である数または金額について行わなければならない。転換通知が受益証券の転換の最低口数または金額未満の口数または金額について行われた場合、管理会社は、その単独の裁量により、かかる受益証券の転換を実施することができるが、管理会社および受託会社は、かかる転換を行う義務を負わないものとする。

転換通知が提出された日から、関係する受益証券が通常買い戻されべき日である原サブ・ファンドの買い戻日までの期間(もしあれば)、受益者は、転換通知の対象である原サブ・ファンドの受益証券の保有を継続する。

(2) 日本における転換

前記(1)と同様の方法により、受益者は、日本においても日興ファンドラップー任型において受益証券の転換を請求することができるが、その場合、転換手数料は課されない。日興ファンドラップー任型における取扱いによらない場合、販売会社の裁量により認める場合を除き、日本において転換が行われない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産総額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産総額は、以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産総額の実現または未実現の増減分を配分する。
2. 次に、資産または負債の増減分を配分する。
3. 最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの純資産総額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数点第6位まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく（本書において異なる定めがある場合を除く。）、四捨五入して小数第4位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産総額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産総額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または補遺信託証書もしくは本書に別段の記載がない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日）現在の純資産総額で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所において、ヨーロッパおよび米国の市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の市場価格の始値で、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の終値で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。

(g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
3. 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したのものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に係る租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
5. 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

(ロ) 純資産総額の計算の停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻し、転換を、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。

5. サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

各サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年9月20日から149年後に終了する予定である。なお、サブ・ファンドは、平成18年11月20日に運用が開始された。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合、ファンドは終了することができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ) ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

(a) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

(b) すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が、15億円または管理会社もしくは受託会社が随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。

(c) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合。

(d) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

(e) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。

(f) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。

(g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定をする場合。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

(ハ) 信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合と判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、() にかかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されない、または() にかかる修正、変更、削除、追加が、(法的拘束力の有無にかかわらず) 会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議(信託証書に定義する。) またはサブ・ファンドの決議(場合により) による承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払や何らかの義務を課すものであってはならない。

(ニ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名称人として登録されていない。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名称人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各信託証書は、投資方針、投資制限またはサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合などに、サブ・ファンド決議を必要とする。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動に関する承認、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更に関する承認について、受益者決議が必要である旨を規定している。（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会の定足数は、すべてのサブ・ファンド（または場合により関係するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関係するクラスもしくはシリーズ）の純資産総額の最低10分の1を保有する2名の受益者とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、基本信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、投票において、決議（受益者決議またはサブ・ファンド決議を含む）、議決権または定足数に関する計算は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して実行される。集会においてまたは異なるシリーズの受益証券の所持人を含むもしくはこれに関わる決議においては投票時にまたは書面の決議に

において、各受益証券に帰属する議決権は1口当たり純資産価格(当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して計算される。)に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、
弁護士 大西 信治
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ（前会計年度についてはブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受け、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2014年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 160,233,448,777円)	2.3	168,192,091,677
受益証券発行に係る未収金		687,212,881
投資有価証券売却に係る未収金		28,646,352
為替予約契約に係る未実現評価益	2.7,3	715
資産合計		168,907,951,625
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		687,212,881
未払管理報酬	5	47,440,106
受益証券買戻に係る未払金		28,646,352
未払投資助言報酬	7	24,399,919
未払専門家報酬		18,665,733
未払管理事務代行報酬	6	13,551,919
未払印刷および公告費		12,050,671
未払代行協会員報酬	9	4,065,554
未払弁護士報酬		2,000,394
未払保管報酬	8	1,355,325
未払受託報酬	4	1,287,360
当座借越		715
負債合計		840,676,929
純資産額		168,067,274,696

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 27,550,439,137円)	2.3	28,485,634,299
受益証券発行に係る未収金		91,313,091
投資有価証券売却に係る未収金		5,621,847
資産合計		28,582,569,237
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		91,313,091
未払管理報酬	5	7,988,122
受益証券買戻に係る未払金		5,621,847
未払投資助言報酬	7	4,108,537
未払専門家報酬		1,953,152
未払管理事務代行報酬	6	2,281,918
未払印刷および公告費		1,584,713
未払代行協会会員報酬	9	684,577
未払弁護士報酬		333,399
未払保管報酬	8	228,223
未払受託報酬	4	137,914
負債合計		116,235,493
純資産額		28,466,333,744
発行済受益証券口数		33,802,759,477口
1口当たり純資産価格		0.8421

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 9,549,666,647円)	2.3	9,971,849,001
受益証券発行に係る未収金		32,618,350
投資有価証券売却に係る未収金		1,987,400
資産合計		10,006,454,751
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		32,618,350
未払管理報酬	5	2,808,117
受益証券買戻に係る未払金		1,987,400
未払投資助言報酬	7	1,444,307
未払専門家報酬		1,595,843
未払管理事務代行報酬	6	802,173
未払印刷および公告費		933,054
未払代行協会会員報酬	9	240,649
未払弁護士報酬		117,758
未払保管報酬	8	80,222
未払受託報酬	4	120,337
負債合計		42,748,210
純資産額		9,963,706,541
発行済受益証券口数		9,785,417,961口
1口当たり純資産価格		1.0182

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 23,764,117,566円)	2.3	26,243,847,773
受益証券発行に係る未収金		72,802,474
投資有価証券売却に係る未収金		4,906,561
資産合計		26,321,556,808
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		72,802,474
未払管理報酬	5	7,286,881
受益証券買戻に係る未払金		4,906,561
未払投資助言報酬	7	3,747,867
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	2,081,602
未払印刷および公告費		1,512,858
未払代行協会会員報酬	9	624,482
未払弁護士報酬		309,622
未払保管報酬	8	208,188
未払受託報酬	4	137,914
負債合計		95,612,829
純資産額		26,225,943,979
発行済受益証券口数		23,068,954,756口
1口当たり純資産価格		1.1369

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額（取得原価 10,162,166,608円）	2.3	11,102,189,751
受益証券発行に係る未収金		27,141,956
投資有価証券売却に係る未収金		2,507,366
資産合計		11,131,839,073
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		27,141,956
未払管理報酬	5	3,095,559
受益証券買戻に係る未払金		2,507,366
未払投資助言報酬	7	1,592,145
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	884,288
未払印刷および公告費		968,418
未払代行協会会員報酬	9	265,281
未払弁護士報酬		129,461
未払保管報酬	8	88,434
未払受託報酬	4	132,657
負債合計		38,799,945
純資産額		11,093,039,128
発行済受益証券口数		9,600,068,128口
1口当たり純資産価格		1.1555

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

日本債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 18,131,641,175円)	2.3	18,493,096,269
受益証券発行に係る未収金		109,120,630
投資有価証券売却に係る未収金		2,112,726
資産合計		18,604,329,625
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		109,120,630
未払管理報酬	5	5,295,078
受益証券買戻に係る未払金		2,112,726
未払投資助言報酬	7	2,723,421
未払専門家報酬		1,554,615
未払管理事務代行報酬	6	1,512,615
未払印刷および公告費		1,309,297
未払代行協会会員報酬	9	453,782
未払弁護士報酬		224,071
未払保管報酬	8	151,277
未払受託報酬	4	137,914
負債合計		124,595,426
純資産額		18,479,734,199
発行済受益証券口数		18,356,406,508口
1口当たり純資産価格		1.0067

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 11,648,599,373円)	2.3	12,427,158,062
受益証券発行に係る未収金		55,634,091
投資有価証券売却に係る未収金		1,380,721
資産合計		12,484,172,874
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		55,634,091
未払管理報酬	5	3,506,558
受益証券買戻に係る未払金		1,380,721
未払投資助言報酬	7	1,803,534
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	1,001,693
未払印刷および公告費		1,132,156
未払代行協会会員報酬	9	300,505
未払弁護士報酬		147,262
未払保管報酬	8	100,175
未払受託報酬	4	137,914
負債合計		67,138,989
純資産額		12,417,033,885
発行済受益証券口数		12,317,384,505口
1口当たり純資産価格		1.0081

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 5,356,203,057円)	2.3	5,869,508,982
受益証券発行に係る未収金		28,384,802
投資有価証券売却に係る未収金		884,087
為替予約契約に係る未実現評価益	2.7,3	715
資産合計		5,898,778,586
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		28,384,802
未払管理報酬	5	1,640,389
受益証券買戻に係る未払金		884,087
未払投資助言報酬	7	843,705
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	468,595
未払印刷および公告費		786,602
未払代行協会員報酬	9	140,572
未払弁護士報酬		69,296
未払保管報酬	8	46,856
未払受託報酬	4	114,932
当座借越		715
負債合計		35,374,931
純資産額		5,863,403,655
発行済受益証券口数		4,745,462,767口
1口当たり純資産価格		1.2356

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 45,961,609,437円)	2.3	46,744,147,489
受益証券発行に係る未収金		240,016,940
投資有価証券売却に係る未収金		7,853,040
資産合計		46,992,017,469
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		240,016,940
未払管理報酬	5	13,373,618
受益証券買戻に係る未払金		7,853,040
未払投資助言報酬	7	6,878,453
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	3,820,375
未払印刷および公告費		2,354,402
未払代行協会会員報酬	9	1,146,120
未払弁護士報酬		565,359
未払保管報酬	8	382,094
未払受託報酬	4	137,914
負債合計		278,522,695
純資産額		46,713,494,774
発行済受益証券口数		65,985,801,384口
1口当たり純資産価格		0.7079

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

不動産(REIT)ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 4,959,714,152円)	2.3	5,688,810,296
受益証券発行に係る未収金		19,086,618
投資有価証券売却に係る未収金		856,473
資産合計		5,708,753,387
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		19,086,618
未払管理報酬	5	1,551,363
受益証券買戻に係る未払金		856,473
未払投資助言報酬	7	797,915
未払専門家報酬		1,595,843
未払管理事務代行報酬	6	443,161
未払印刷および公告費		779,053
未払代行協会会員報酬	9	132,941
未払弁護士報酬		66,798
未払保管報酬	8	44,314
未払受託報酬	4	114,932
負債合計		25,469,411
純資産額		5,683,283,976
発行済受益証券口数		6,314,475,217口
1口当たり純資産価格		0.9000

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2014年10月31日現在

コモディティ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、公正価額(取得原価 3,149,291,625円)	2.3	3,165,849,755
受益証券発行に係る未収金		11,093,929
投資有価証券売却に係る未収金		536,131
資産合計		3,177,479,815
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		11,093,929
未払管理報酬	5	894,421
受益証券買戻に係る未払金		536,131
未払投資助言報酬	7	460,035
未払専門家報酬		1,994,380
未払管理事務代行報酬	6	255,499
未払印刷および公告費		690,118
未払代行協会会員報酬	9	76,645
未払弁護士報酬		37,368
未払保管報酬	8	25,542
未払受託報酬	4	114,932
負債合計		16,179,000
純資産額		3,161,300,815
発行済受益証券口数		3,654,469,110口
1口当たり純資産価格		0.8651

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	336,625,774
投資助言報酬	7	183,049,093
管理事務代行報酬	6	98,002,965
代行協会員報酬	9	29,401,058
印刷および公告費		21,077,922
専門家報酬		19,163,535
受託報酬	4	14,132,565
弁護士報酬		11,423,479
保管報酬	8	9,803,359
登録料		283,880
費用合計		722,963,630
投資純損失		(722,963,630)
以下に係る実現純(損)益:		
投資有価証券	2.3	1,330,129,852
外国為替	2.3 ; 2.6	(92,579)
投資純損失および当期実現利益		607,073,643
以下に係る未実現評価益の純変動:		
投資有価証券	2.3	7,656,775,922
為替予約契約	2.7	715
運用による純資産の純増加		8,263,850,280
資本の変動		
受益証券発行手取額		164,509,665,283
受益証券買戻支払額		(24,230,699,514)
資本の純変動		140,278,965,769
期首現在純資産額		19,524,458,647
期末現在純資産額		168,067,274,696

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	58,906,722
投資助言報酬	7	32,056,664
管理事務代行報酬	6	17,154,395
代行協会員報酬	9	5,146,403
印刷および公告費		2,724,359
専門家報酬		2,002,932
受託報酬	4	1,528,021
弁護士報酬		1,353,866
保管報酬	8	1,716,058
登録料		28,388
費用合計		122,617,808
投資純損失		(122,617,808)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	61,344,108
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,157)
投資純損失および当期実現利益		(61,282,857)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	1,143,596,355
運用による純資産の純増加		1,082,313,498
資本の変動		
受益証券発行手取額		25,583,122,299
受益証券買戻支払額		(1,980,679,974)
資本の純変動		23,602,442,325
期首現在純資産額		3,781,577,921
期末現在純資産額		28,466,333,744

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	12,859,943
投資助言報酬	7	6,945,966
管理事務代行報酬	6	3,735,151
代行協会員報酬	9	1,120,505
印刷および公告費		1,400,678
専門家報酬		1,645,623
受託報酬	4	1,312,775
弁護士報酬		920,002
保管報酬	8	373,555
登録料		28,388
費用合計		30,342,586
投資純損失		(30,342,586)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	8,072,684
外国為替	2.3 ; 2.6	(8,549)
投資純損失および当期実現利益		(22,278,451)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	406,281,995
運用による純資産の純増加		384,003,544
資本の変動		
受益証券発行手取額		9,039,330,732
受益証券買戻支払額		(153,999,909)
資本の純変動		8,885,330,823
期首現在純資産額		694,372,174
期末現在純資産額		9,963,706,541

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	59,824,124
投資助言報酬	7	32,610,472
管理事務代行報酬	6	17,431,739
代行協会員報酬	9	5,229,620
印刷および公告費		2,796,896
専門家報酬		2,044,160
受託報酬	4	1,529,138
弁護士報酬		1,380,187
保管報酬	8	1,743,818
登録料		28,388
費用合計		124,618,542
投資純損失		(124,618,542)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	478,825,147
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,611)
投資純損失および当期実現利益		354,196,994
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	2,127,773,185
運用による純資産の純増加		2,481,970,179
資本の変動		
受益証券発行手取額		24,866,921,902
受益証券買戻支払額		(4,938,060,126)
資本の純変動		19,928,861,776
期首現在純資産額		3,815,112,024
期末現在純資産額		26,225,943,979

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	20,662,982
投資助言報酬	7	11,242,437
管理事務代行報酬	6	6,016,837
代行協会員報酬	9	1,805,026
印刷および公告費		1,475,824
専門家報酬		2,044,160
受託報酬	4	1,328,331
弁護士報酬		922,337
保管報酬	8	601,828
登録料		28,388
費用合計		46,128,150
投資純損失		(46,128,150)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	38,910,661
外国為替	2.3 ; 2.6	(8,721)
投資純損失および当期実現利益		(7,226,210)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	649,158,493
運用による純資産の純増加		641,932,283
資本の変動		
受益証券発行手取額		9,159,774,468
受益証券買戻支払額		(410,826,061)
資本の純変動		8,748,948,407
期首現在純資産額		1,702,158,438
期末現在純資産額		11,093,039,128

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

日本債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	38,766,303
投資助言報酬	7	21,044,109
管理事務代行報酬	6	11,279,384
代行協会員報酬	9	3,383,841
印刷および公告費		2,547,415
専門家報酬		1,604,395
受託報酬	4	1,480,431
弁護士報酬		1,284,896
保管報酬	8	1,128,301
登録料		28,388
費用合計		82,547,463
投資純損失		(82,547,463)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	55,526,075
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,092)
投資純損失および当期実現利益		(27,030,480)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	327,028,249
運用による純資産の純増加		299,997,769
資本の変動		
受益証券発行手取額		20,226,172,355
受益証券買戻支払額		(3,628,037,282)
資本の純変動		16,598,135,073
期首現在純資産額		1,581,601,357
期末現在純資産額		18,479,734,199

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	40,055,691
投資助言報酬	7	21,831,967
管理事務代行報酬	6	11,670,851
代行協会員報酬	9	3,501,299
印刷および公告費		2,529,367
専門家報酬		2,044,160
受託報酬	4	1,495,505
弁護士報酬		1,234,018
保管報酬	8	1,167,496
登録料		28,388
費用合計		85,558,742
投資純損失		(85,558,742)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	537,778,968
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,248)
投資純損失および当期実現利益		452,210,978
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	717,234,093
運用による純資産の純増加		1,169,445,071
資本の変動		
受益証券発行手取額		19,483,997,355
受益証券買戻支払額		(10,066,631,360)
資本の純変動		9,417,365,995
期首現在純資産額		1,830,222,819
期末現在純資産額		12,417,033,885

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	12,571,071
投資助言報酬	7	6,840,104
管理事務代行報酬	6	3,660,567
代行協会員報酬	9	1,098,127
印刷および公告費		1,313,170
専門家報酬		2,044,160
受託報酬	4	1,306,346
弁護士報酬		929,777
保管報酬	8	366,099
登録料		28,388
費用合計		30,157,809
投資純損失		(30,157,809)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	77,785,694
外国為替	2.3 ; 2.6	(10,421)
投資純損失および当期実現利益		47,617,464
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	400,206,111
為替予約契約	2.7	715
運用による純資産の純増加		447,824,290
資本の変動		
受益証券発行手取額		5,585,045,820
受益証券買戻支払額		(900,261,804)
資本の純変動		4,684,784,016
期首現在純資産額		730,795,349
期末現在純資産額		5,863,403,655

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	75,152,666
投資助言報酬	7	40,781,381
管理事務代行報酬	6	21,863,958
代行協会員報酬	9	6,559,321
印刷および公告費		3,933,197
専門家報酬		2,044,160
受託報酬	4	1,539,326
弁護士報酬		1,708,911
保管報酬	8	2,187,180
登録料		28,388
費用合計		155,798,488
投資純損失		(155,798,488)
以下に係る実現純（損失）：		
投資有価証券	2.3	(2,971,893)
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,768)
投資純損失および当期実現損失		(158,780,149)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	1,151,938,669
運用による純資産の純増加		993,158,520
資本の変動		
受益証券発行手取額		42,565,893,783
受益証券買戻支払額		(1,121,148,988)
資本の純変動		41,444,744,795
期首現在純資産額		4,275,591,459
期末現在純資産額		46,713,494,774

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	11,428,108
投資助言報酬	7	6,211,056
管理事務代行報酬	6	3,326,386
代行協会員報酬	9	997,864
印刷および公告費		1,263,415
専門家報酬		1,645,623
受託報酬	4	1,306,346
弁護士報酬		873,030
保管報酬	8	332,681
登録料		28,388
費用合計		27,412,897
投資純損失		(27,412,897)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	73,438,787
外国為替	2.3 ; 2.6	(8,541)
投資純損失および当期実現利益		46,017,349
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	674,784,664
運用による純資産の純増加		720,802,013
資本の変動		
受益証券発行手取額		5,030,021,159
受益証券買戻支払額		(773,310,802)
資本の純変動		4,256,710,357
期首現在純資産額		705,771,606
期末現在純資産額		5,683,283,976

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	5	6,398,164
投資助言報酬	7	3,484,937
管理事務代行報酬	6	1,863,697
代行協会員報酬	9	559,052
印刷および公告費		1,093,601
専門家報酬		2,044,162
受託報酬	4	1,306,346
弁護士報酬		816,455
保管報酬	8	186,343
登録料		28,388
費用合計		17,781,145
投資純損失		(17,781,145)
以下に係る実現純（損）益：		
投資有価証券	2.3	1,419,621
外国為替	2.3 ; 2.6	(9,471)
投資純損失および当期実現利益		(16,370,995)
以下に係る未実現評価益の純変動：		
投資有価証券	2.3	58,774,108
運用による純資産の純増加		42,403,113
資本の変動		
受益証券発行手取額		2,969,385,410
受益証券買戻支払額		(257,743,208)
資本の純変動		2,711,642,202
期首現在純資産額		407,255,500
期末現在純資産額		3,161,300,815

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統計情報

	日本大型株式 ファンド	日本小型株式 ファンド	グローバル株式 ファンド	エマージング株式 ファンド	日本債券 ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2012年10月31日	4,637,680,339	734,513,294	3,617,361,216	1,606,777,362	585,867,426
2013年10月31日	4,835,843,462	792,843,104	3,912,449,651	1,617,404,547	1,604,853,858
期中発行口数	31,336,378,649	9,153,662,716	23,538,233,008	8,355,695,649	20,383,187,865
期中買戻口数	(2,369,462,634)	(161,087,859)	(4,381,727,903)	(373,032,068)	(3,631,635,215)
2014年10月31日	33,802,759,477	9,785,417,961	23,068,954,756	9,600,068,128	18,356,406,508
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年10月31日	2,219,149,702	391,617,420	2,269,631,651	1,250,561,998	586,021,676
2013年10月31日	3,781,577,921	694,372,174	3,815,112,024	1,702,158,438	1,581,601,357
2014年10月31日	28,466,333,744	9,963,706,541	26,225,943,979	11,093,039,128	18,479,734,199
期末現在1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年10月31日	0.4785	0.5332	0.6274	0.7783	1.0003
2013年10月31日	0.7820	0.8758	0.9751	1.0524	0.9855
2014年10月31日	0.8421	1.0182	1.1369	1.1555	1.0067

日興グローバル・ファンズ

統計情報（続き）

	グローバル債券 ファンド	ハイイールド債券 ファンド	オルタナティブ・ ファンド	不動産（REIT） ファンド	コモディティ・ ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2012年10月31日	978,312,107	589,229,249	4,322,523,592	844,539,177	412,525,148
2013年10月31日	2,003,269,775	666,383,129	6,338,568,980	928,961,939	493,644,172
期中発行口数	20,446,320,904	4,819,572,854	61,262,966,718	6,295,245,966	3,457,787,793
期中買戻口数	(10,132,206,174)	(740,493,216)	(1,615,734,314)	(909,732,688)	(296,962,855)
2014年10月31日	12,317,384,505	4,745,462,767	65,985,801,384	6,314,475,217	3,654,469,110
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年10月31日	764,623,400	509,257,822	2,560,950,629	483,815,517	310,606,038
2013年10月31日	1,830,222,819	730,795,349	4,275,591,459	705,771,606	407,255,500
2014年10月31日	12,417,033,885	5,863,403,655	46,713,494,774	5,683,283,976	3,161,300,815
期末現在1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年10月31日	0.7816	0.8643	0.5925	0.5729	0.7529
2013年10月31日	0.9136	1.0967	0.6745	0.7597	0.8250
2014年10月31日	1.0081	1.2356	0.7079	0.9000	0.8651

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注1．活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2014年10月31日現在、以下の10本のサブ・ファンドがそれぞれのトレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）とともに運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
日本債券ファンド	NGF-JBトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2014年10月31日現在、ファンドの運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証券および各個別の信託証券に従って構成されている。

サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本債券ファンド

日本債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JBトレーディングの投資証券は日本債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本債券ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-JBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、監査済財務書類を含む別の年次報告書で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの残高の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された純資産総額に基づく公正価値で評価される。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2014年10月31日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.7 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注3．為替予約契約

2014年10月31日現在、以下の為替予約契約がハイイールド債券ファンドに関して未決済であった。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益
					日本円
日本円	39,382	米ドル	360	2014年11月6日	715
為替予約契約に係る未実現評価益合計					715

注4．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注5．管理報酬

2014年4月30日まで、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.33%の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。その年率0.32%から、以下のとおり、純資産総額の割合にしたがって、投資運用報酬として投資運用会社に、また販売報酬として販売会社に支払われる。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分：0.30%（投資運用報酬）および0.02%（販売報酬）
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分：0.25%（投資運用報酬）および0.07%（販売報酬）
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分：0.20%（投資運用報酬）および0.12%（販売報酬）
- ・ 純資産総額1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分：0.10%（投資運用報酬）および0.22%（販売報酬）
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分：0.05%（投資運用報酬）および0.27%（販売報酬）

2014年5月1日以降、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.35%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。その年率0.32%から、上記のとおり、純資産総額の割合にしたがって、投資運用報酬として投資運用会社に、また販売報酬として販売会社に支払われる。

注6．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%を上限とする管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．投資助言報酬

2014年4月30日まで、投資助言会社は、各投資助言会社の資格において、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.15%の報酬を日興グローバルラップ株式会社のためにおよび0.05%の報酬をSMBC日興証券株式会社のためを受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

2014年5月1日以降、投資助言会社は、各投資助言会社の資格において、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.13%の報酬を日興グローバルラップ株式会社のためにおよび0.05%の報酬をSMBC日興証券株式会社のためを受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.01%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.03%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべき税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

10.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．関連会社取引

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資助言会社、ならびに日本における代行協会員および販売会社は、関係法人である。関係法人への報酬は、各サブ・ファンドの年度末に運用計算書および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注12．受益証券の申込および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびその別紙に記載される取得申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその別紙に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され公表される。

注13．後発事象

2014年12月12日に、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。当該任命は、金融監督委員会により2015年2月3日付の書簡をもって承認された。

2015年1月1日付で、サブ・ファンドの投資運用会社の責任は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(ヨーロッパ)から、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ)に譲渡された。

現在の財務書類に開示が必要であると取締役会が判断する、年度末後から監査人の意見書の日付までにその他の重要な事象はなかった。

注14．2014年10月31日現在の投資対象の評価

各サブ・ファンドの2014年10月31日現在の純資産額は、ファンドの基本信託証書で想定された評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。(かかる評価日現在の純資産額が入手できない場合、直前日現在の純資産額が使用される。)

トレーディング・カンパニーの投資対象が、2014年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーの純資産額は以下の金額となる。

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-JLCE トレーディング	NGF-JSCE トレーディング	NGF-GE トレーディング	NGF-EE トレーディング	NGF-JB トレーディング
日本円	29,339,124,812	10,272,298,425	26,615,020,063	11,204,901,566	18,517,284,458

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-GB トレーディング	NGF-HYB トレーディング	NGF-ALTERNATIVE トレーディング	NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング	NGF-COMMODITY トレーディング
日本円	12,397,117,397	5,865,516,921	46,668,781,421	5,747,151,417	3,159,926,079

上記の結果、2014年10月31日現在のサブ・ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格に与える影響は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド
純資産額	29,319,824,257	10,264,155,965	26,597,116,269	11,195,750,943	18,503,922,388
1口当たり純資産価格	0.8674	1.0489	1.1529	1.1662	1.0080

	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド
純資産額	12,386,993,220	5,859,411,594	46,638,128,706	5,741,625,097	3,155,377,139
1口当たり純資産価格	1.0057	1.2347	0.7068	0.9093	0.8634

2014年10月31日現在の公式および再計算1口当たり純資産価格の間の差異は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド
公式1口当たり純資産価格	0.8421	1.0182	1.1369	1.1555	1.0067
再計算1口当たり純資産価格	0.8674	1.0489	1.1529	1.1662	1.0080
百分率差	3.00%	3.02%	1.41%	0.93%	0.13%

	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド
公式1口当たり純資産価格	1.0081	1.2356	0.7079	0.9000	0.8651
再計算1口当たり純資産価格	1.0057	1.2347	0.7068	0.9093	0.8634
百分率差	(0.24%)	(0.07%)	(0.16%)	1.03%	(0.20%)

【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
31,027,398,810 NGF-JLCEトレーディング・リミテッド	日本円	27,550,439,137	28,485,634,299	100.07
投資信託合計		27,550,439,137	28,485,634,299	100.07
投資有価証券合計		27,550,439,137	28,485,634,299	100.07

(注) 各トレーディング・カンパニーの純資産計算書の「純資産額(円)」ならびに運用計算書および純資産変動計算書の「期末現在純資産額(円)」欄に記載された金額は、トレーディング・カンパニーとサブ・ファンドに用いているシステムの性質により誤差が生じるため、各サブ・ファンドの投資有価証券明細表における「投資信託の時価(円)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。以下同じ。

投資有価証券の分類
2014年10月31日現在

日本大型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.07
		100.07
投資有価証券合計		100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
8,758,299,081	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド	日本円	9,549,666,647	9,971,849,001	100.08
	投資信託合計		9,549,666,647	9,971,849,001	100.08
	投資有価証券合計		9,549,666,647	9,971,849,001	100.08

投資有価証券の分類

日本小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.08
		100.08
	投資有価証券合計	100.08

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
21,177,202,157	NGF-GEトレーディング・リミテッド	日本円	23,764,117,566	26,243,847,773	100.07
投資信託合計			23,764,117,566	26,243,847,773	100.07
投資有価証券合計			23,764,117,566	26,243,847,773	100.07

投資有価証券の分類

グローバル株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.07
		100.07
投資有価証券合計		100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
8,743,809,463 NGF-EEトレーディング・リミテッド	日本円	10,162,166,608	11,102,189,751	100.08
投資信託合計		10,162,166,608	11,102,189,751	100.08
投資有価証券合計		10,162,166,608	11,102,189,751	100.08

投資有価証券の分類

エマージング株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.08
		100.08
投資有価証券合計		100.08

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

日本債券ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
16,668,405,878	NGF-JB トレーディング・リミテッド	日本円	18,131,641,175	18,493,096,269	100.07
	投資信託合計		18,131,641,175	18,493,096,269	100.07
	投資有価証券合計		18,131,641,175	18,493,096,269	100.07

投資有価証券の分類

日本債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.07
		100.07
	投資有価証券合計	100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
11,226,181,198	NGF-GBトレーディング・リミテッド	日本円	11,648,599,373	12,427,158,062	100.08
	投資信託合計		11,648,599,373	12,427,158,062	100.08
	投資有価証券合計		11,648,599,373	12,427,158,062	100.08

投資有価証券の分類

グローバル債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.08
		100.08
	投資有価証券合計	100.08

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
4,274,360,418 NGF-HYB トレーディング・リミテッド	日本円	5,356,203,057	5,869,508,982	100.10
投資信託合計		5,356,203,057	5,869,508,982	100.10
投資有価証券合計		5,356,203,057	5,869,508,982	100.10

投資有価証券の分類

ハイイールド債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.10
		100.10
投資有価証券合計		100.10

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
60,453,877,925	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド	日本円	45,961,609,437	46,744,147,489	100.07
投資信託合計			45,961,609,437	46,744,147,489	100.07
投資有価証券合計			45,961,609,437	46,744,147,489	100.07

投資有価証券の分類

オルタナティブ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	100.07
		100.07
投資有価証券合計		100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表

2014年10月31日現在

不動産(REIT)ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
5,664,678,765	NGF-REAL ESTATE(REIT) トレーディング・リミテッド	日本円	4,959,714,152	5,688,810,296	100.10
	投資信託合計		4,959,714,152	5,688,810,296	100.10
	投資有価証券合計		4,959,714,152	5,688,810,296	100.10

投資有価証券の分類

不動産(REIT)ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	100.10
		100.10
	投資有価証券合計	100.10

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
3,228,679,866	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド	日本円	3,149,291,625	3,165,849,755	100.14
	投資信託合計		3,149,291,625	3,165,849,755	100.14
	投資有価証券合計		3,149,291,625	3,165,849,755	100.14

投資有価証券の分類

コモディティ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	100.14
		100.14
	投資有価証券合計	100.14

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 160,233,448,777)	2.3	168,192,091,677
Receivable on subscriptions		687,212,881
Receivable on investments sold		28,646,352
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	2.7, 3	715
Total assets		168,907,951,625
Liabilities		
Payable on investments purchased		687,212,881
Manager fees payable	5	47,440,106
Payable on redemptions		28,646,352
Investment Advisory fees payable	7	24,399,919
Professional expenses payable		18,665,733
Administrator fees payable	6	13,551,919
Printing and publishing expenses payable		12,050,671
Agent Company fees payable	9	4,065,554
Legal expenses payable		2,000,394
Custodian fees payable	8	1,355,325
Trustee fees payable	4	1,287,360
Bank overdraft		715
Total liabilities		840,676,929
Net assets		168,067,274,696

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 27,550,439,137)	2.3	28,485,634,299
Receivable on subscriptions		91,313,091
Receivable on investments sold		5,621,847
Total assets		28,582,569,237
Liabilities		
Payable on investments purchased		91,313,091
Manager fees payable	5	7,988,122
Payable on redemptions		5,621,847
Investment Advisory fees payable	7	4,108,537
Professional expenses payable		1,953,152
Administrator fees payable	6	2,281,918
Printing and publishing expenses payable		1,584,713
Agent Company fees payable	9	684,577
Legal expenses payable		333,399
Custodian fees payable	8	228,223
Trustee fees payable	4	137,914
Total liabilities		116,235,493
Net assets		28,466,333,744
Number of units outstanding		33,802,759,477
Net assets per unit		0.8421

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 9,549,666,647)	2.3	9,971,849,001
Receivable on subscriptions		32,618,350
Receivable on investments sold		1,987,400
Total assets		10,006,454,751
Liabilities		
Payable on investments purchased		32,618,350
Manager fees payable	5	2,808,117
Payable on redemptions		1,987,400
Investment Advisory fees payable	7	1,444,307
Professional expenses payable		1,595,843
Administrator fees payable	6	802,173
Printing and publishing expenses payable		933,054
Agent Company fees payable	9	240,649
Legal expenses payable		117,758
Custodian fees payable	8	80,222
Trustee fees payable	4	120,337
Total liabilities		42,748,210
Net assets		9,963,706,541
Number of units outstanding		9,785,417,961
Net assets per unit		1.0182

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 23,764,117,566)	2.3	26,243,847,773
Receivable on subscriptions		72,802,474
Receivable on investments sold		4,906,561
Total assets		26,321,556,808
Liabilities		
Payable on investments purchased		72,802,474
Manager fees payable	5	7,286,881
Payable on redemptions		4,906,561
Investment Advisory fees payable	7	3,747,867
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	2,081,602
Printing and publishing expenses payable		1,512,858
Agent Company fees payable	9	624,482
Legal expenses payable		309,622
Custodian fees payable	8	208,188
Trustee fees payable	4	137,914
Total liabilities		95,612,829
Net assets		26,225,943,979
Number of units outstanding		23,068,954,756
Net assets per unit		1.1369

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 10,162,166,608)	2.3	11,102,189,751
Receivable on subscriptions		27,141,956
Receivable on investments sold		2,507,366
Total assets		11,131,839,073
Liabilities		
Payable on investments purchased		27,141,956
Manager fees payable	5	3,095,559
Payable on redemptions		2,507,366
Investment Advisory fees payable	7	1,592,145
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	884,288
Printing and publishing expenses payable		968,418
Agent Company fees payable	9	265,281
Legal expenses payable		129,461
Custodian fees payable	8	88,434
Trustee fees payable	4	132,657
Total liabilities		38,799,945
Net assets		11,093,039,128
Number of units outstanding		9,600,068,128
Net assets per unit		1.1555

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 18,131,641,175)	2.3	18,493,096,269
Receivable on subscriptions		109,120,630
Receivable on investments sold		2,112,726
Total assets		18,604,329,625
Liabilities		
Payable on investments purchased		109,120,630
Manager fees payable	5	5,295,078
Payable on redemptions		2,112,726
Investment Advisory fees payable	7	2,723,421
Professional expenses payable		1,554,615
Administrator fees payable	6	1,512,615
Printing and publishing expenses payable		1,309,297
Agent Company fees payable	9	453,782
Legal expenses payable		224,071
Custodian fees payable	8	151,277
Trustee fees payable	4	137,914
Total liabilities		124,595,426
Net assets		18,479,734,199
Number of units outstanding		18,356,406,508
Net assets per unit		1.0067

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 11,648,599,373)	2.3	12,427,158,062
Receivable on subscriptions		55,634,091
Receivable on investments sold		1,380,721
Total assets		12,484,172,874
Liabilities		
Payable on investments purchased		55,634,091
Manager fees payable	5	3,506,558
Payable on redemptions		1,380,721
Investment Advisory fees payable	7	1,803,534
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	1,001,693
Printing and publishing expenses payable		1,132,156
Agent Company fees payable	9	300,505
Legal expenses payable		147,262
Custodian fees payable	8	100,175
Trustee fees payable	4	137,914
Total liabilities		67,138,989
Net assets		12,417,033,885
Number of units outstanding		12,317,384,505
Net assets per unit		1.0081

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 5,356,203,057)	2.3	5,869,508,982
Receivable on subscriptions		28,384,802
Receivable on investments sold		884,087
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	2.7, 3	715
Total assets		5,898,778,586
Liabilities		
Payable on investments purchased		28,384,802
Manager fees payable	5	1,640,389
Payable on redemptions		884,087
Investment Advisory fees payable	7	843,705
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	468,595
Printing and publishing expenses payable		786,602
Agent Company fees payable	9	140,572
Legal expenses payable		69,296
Custodian fees payable	8	46,856
Trustee fees payable	4	114,932
Bank overdraft		715
Total liabilities		35,374,931
Net assets		5,863,403,655
Number of units outstanding		4,745,462,767
Net assets per unit		1.2356

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Alternative Fund (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 45,961,609,437)	2.3	46,744,147,489
Receivable on subscriptions		240,016,940
Receivable on investments sold		7,853,040
Total assets		46,992,017,469
Liabilities		
Payable on investments purchased		240,016,940
Manager fees payable	5	13,373,618
Payable on redemptions		7,853,040
Investment Advisory fees payable	7	6,878,453
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	3,820,375
Printing and publishing expenses payable		2,354,402
Agent Company fees payable	9	1,146,120
Legal expenses payable		565,359
Custodian fees payable	8	382,094
Trustee fees payable	4	137,914
Total liabilities		278,522,695
Net assets		46,713,494,774
Number of units outstanding		65,985,801,384
Net assets per unit		0.7079

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 4,959,714,152)	2.3	5,688,810,296
Receivable on subscriptions		19,086,618
Receivable on investments sold		856,473
Total assets		5,708,753,387
Liabilities		
Payable on investments purchased		19,086,618
Manager fees payable	5	1,551,363
Payable on redemptions		856,473
Investment Advisory fees payable	7	797,915
Professional expenses payable		1,595,843
Administrator fees payable	6	443,161
Printing and publishing expenses payable		779,053
Agent Company fees payable	9	132,941
Legal expenses payable		66,798
Custodian fees payable	8	44,314
Trustee fees payable	4	114,932
Total liabilities		25,469,411
Net assets		5,683,283,976
Number of units outstanding		6,314,475,217
Net assets per unit		0.9000

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2014

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at fair value (cost 3,149,291,625)	2.3	3,165,849,755
Receivable on subscriptions		11,093,929
Receivable on investments sold		536,131
Total assets		3,177,479,815
Liabilities		
Payable on investments purchased		11,093,929
Manager fees payable	5	894,421
Payable on redemptions		536,131
Investment Advisory fees payable	7	460,035
Professional expenses payable		1,994,380
Administrator fees payable	6	255,499
Printing and publishing expenses payable		690,118
Agent Company fees payable	9	76,645
Legal expenses payable		37,368
Custodian fees payable	8	25,542
Trustee fees payable	4	114,932
Total liabilities		16,179,000
Net assets		3,161,300,815
Number of units outstanding		3,654,469,110
Net assets per unit		0.8651

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	336,625,774
Investment Advisory fees	7	183,049,093
Administrator fees	6	98,002,965
Agent Company fees	9	29,401,058
Printing and publishing expenses		21,077,922
Professional expenses		19,163,535
Trustee fees	4	14,132,565
Legal expenses		11,423,479
Custodian fees	8	9,803,359
Registration fees		283,880
Total expenses		722,963,630
Net investment loss		(722,963,630)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	1,330,129,852
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(92,579)
Net investment loss and realised gain for the year		607,073,643
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	7,656,775,922
Forward foreign currency exchange contracts	2.7	715
Net increase in net assets as a result of operations		8,263,850,280
Movement in capital		
Subscriptions of units		164,509,665,283
Redemptions of units		(24,230,699,514)
Net movement in capital		140,278,965,769
Net assets at the beginning of the year		19,524,458,647
Net assets at the end of the year		168,067,274,696

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	58,906,722
Investment Advisory fees	7	32,056,664
Administrator fees	6	17,154,395
Agent Company fees	9	5,146,403
Printing and publishing expenses		2,724,359
Professional expenses		2,002,932
Trustee fees	4	1,528,021
Legal expenses		1,353,866
Custodian fees	8	1,716,058
Registration fees		28,388
Total expenses		122,617,808
Net investment loss		(122,617,808)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	61,344,108
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,157)
Net investment loss and realised gain for the year		(61,282,857)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	1,143,596,355
Net increase in net assets as a result of operations		1,082,313,498
Movement in capital		
Subscriptions of units		25,583,122,299
Redemptions of units		(1,980,679,974)
Net movement in capital		23,602,442,325
Net assets at the beginning of the year		3,781,577,921
Net assets at the end of the year		28,466,333,744

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	12,859,943
Investment Advisory fees	7	6,945,966
Administrator fees	6	3,735,151
Agent Company fees	9	1,120,505
Printing and publishing expenses		1,400,678
Professional expenses		1,645,623
Trustee fees	4	1,312,775
Legal expenses		920,002
Custodian fees	8	373,555
Registration fees		28,388
Total expenses		30,342,586
Net investment loss		(30,342,586)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	8,072,684
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(8,549)
Net investment loss and realised gain for the year		(22,278,451)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	406,281,995
Net increase in net assets as a result of operations		384,003,544
Movement in capital		
Subscriptions of units		9,039,330,732
Redemptions of units		(153,999,909)
Net movement in capital		8,885,330,823
Net assets at the beginning of the year		694,372,174
Net assets at the end of the year		9,963,706,541

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	59,824,124
Investment Advisory fees	7	32,610,472
Administrator fees	6	17,431,739
Agent Company fees	9	5,229,620
Printing and publishing expenses		2,796,896
Professional expenses		2,044,160
Trustee fees	4	1,529,138
Legal expenses		1,380,187
Custodian fees	8	1,743,818
Registration fees		28,388
Total expenses		124,618,542
Net investment loss		(124,618,542)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	478,825,147
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,611)
Net investment loss and realised gain for the year		354,196,994
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	2,127,773,185
Net increase in net assets as a result of operations		2,481,970,179
Movement in capital		
Subscriptions of units		24,866,921,902
Redemptions of units		(4,938,060,126)
Net movement in capital		19,928,861,776
Net assets at the beginning of the year		3,815,112,024
Net assets at the end of the year		26,225,943,979

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	20,662,982
Investment Advisory fees	7	11,242,437
Administrator fees	6	6,016,837
Agent Company fees	9	1,805,026
Printing and publishing expenses		1,475,824
Professional expenses		2,044,160
Trustee fees	4	1,328,331
Legal expenses		922,337
Custodian fees	8	601,828
Registration fees		28,388
Total expenses		46,128,150
Net investment loss		(46,128,150)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	38,910,661
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(8,721)
Net investment loss and realised gain for the year		(7,226,210)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	649,158,493
Net increase in net assets as a result of operations		641,932,283
Movement in capital		
Subscriptions of units		9,159,774,468
Redemptions of units		(410,826,061)
Net movement in capital		8,748,948,407
Net assets at the beginning of the year		1,702,158,438
Net assets at the end of the year		11,093,039,128

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	38,766,303
Investment Advisory fees	7	21,044,109
Administrator fees	6	11,279,384
Agent Company fees	9	3,383,841
Printing and publishing expenses		2,547,415
Professional expenses		1,604,395
Trustee fees	4	1,480,431
Legal expenses		1,284,896
Custodian fees	8	1,128,301
Registration fees		28,388
Total expenses		82,547,463
Net investment loss		(82,547,463)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	55,526,075
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,092)
Net investment loss and realised gain for the year		(27,030,480)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	327,028,249
Net increase in net assets as a result of operations		299,997,769
Movement in capital		
Subscriptions of units		20,226,172,355
Redemptions of units		(3,628,037,282)
Net movement in capital		16,598,135,073
Net assets at the beginning of the year		1,581,601,357
Net assets at the end of the year		18,479,734,199

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	40,055,691
Investment Advisory fees	7	21,831,967
Administrator fees	6	11,670,851
Agent Company fees	9	3,501,299
Printing and publishing expenses		2,529,367
Professional expenses		2,044,160
Trustee fees	4	1,495,505
Legal expenses		1,234,018
Custodian fees	8	1,167,496
Registration fees		28,388
Total expenses		85,558,742
Net investment loss		(85,558,742)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	537,778,968
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,248)
Net investment loss and realised gain for the year		452,210,978
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	717,234,093
Net increase in net assets as a result of operations		1,169,445,071
Movement in capital		
Subscriptions of units		19,483,997,355
Redemptions of units		(10,066,631,360)
Net movement in capital		9,417,365,995
Net assets at the beginning of the year		1,830,222,819
Net assets at the end of the year		12,417,033,885

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	12,571,071
Investment Advisory fees	7	6,840,104
Administrator fees	6	3,660,567
Agent Company fees	9	1,098,127
Printing and publishing expenses		1,313,170
Professional expenses		2,044,160
Trustee fees	4	1,306,346
Legal expenses		929,777
Custodian fees	8	366,099
Registration fees		28,388
Total expenses		30,157,809
Net investment loss		(30,157,809)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	77,785,694
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(10,421)
Net investment loss and realised gain for the year		47,617,464
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	400,206,111
Forward foreign currency exchange contracts	2.7	715
Net increase in net assets as a result of operations		447,824,290
Movement in capital		
Subscriptions of units		5,585,045,820
Redemptions of units		(900,261,804)
Net movement in capital		4,684,784,016
Net assets at the beginning of the year		730,795,349
Net assets at the end of the year		5,863,403,655

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	75,152,666
Investment Advisory fees	7	40,781,381
Administrator fees	6	21,863,958
Agent Company fees	9	6,559,321
Printing and publishing expenses		3,933,197
Professional expenses		2,044,160
Trustee fees	4	1,539,326
Legal expenses		1,708,911
Custodian fees	8	2,187,180
Registration fees		28,388
Total expenses		155,798,488
Net investment loss		(155,798,488)
Net realised (loss) on:		
Investments	2.3	(2,971,893)
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,768)
Net investment loss and realised loss for the year		(158,780,149)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	1,151,938,669
Net increase in net assets as a result of operations		993,158,520
Movement in capital		
Subscriptions of units		42,565,893,783
Redemptions of units		(1,121,148,988)
Net movement in capital		41,444,744,795
Net assets at the beginning of the year		4,275,591,459
Net assets at the end of the year		46,713,494,774

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	11,428,108
Investment Advisory fees	7	6,211,056
Administrator fees	6	3,326,386
Agent Company fees	9	997,864
Printing and publishing expenses		1,263,415
Professional expenses		1,645,623
Trustee fees	4	1,306,346
Legal expenses		873,030
Custodian fees	8	332,681
Registration fees		28,388
Total expenses		27,412,897
Net investment loss		(27,412,897)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	73,438,787
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(8,541)
Net investment loss and realised gain for the year		46,017,349
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	674,784,664
Net increase in net assets as a result of operations		720,802,013
Movement in capital		
Subscriptions of units		5,030,021,159
Redemptions of units		(773,310,802)
Net movement in capital		4,256,710,357
Net assets at the beginning of the year		705,771,606
Net assets at the end of the year		5,683,283,976

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	5	6,398,164
Investment Advisory fees	7	3,484,937
Administrator fees	6	1,863,697
Agent Company fees	9	559,052
Printing and publishing expenses		1,093,601
Professional expenses		2,044,162
Trustee fees	4	1,306,346
Legal expenses		816,455
Custodian fees	8	186,343
Registration fees		28,388
Total expenses		17,781,145
Net investment loss		(17,781,145)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.3	1,419,621
Foreign exchange	2.3 ; 2.6	(9,471)
Net investment loss and realised gain for the year		(16,370,995)
Net change in unrealised appreciation on:		
Investments	2.3	58,774,108
Net increase in net assets as a result of operations		42,403,113
Movement in capital		
Subscriptions of units		2,969,385,410
Redemptions of units		(257,743,208)
Net movement in capital		2,711,642,202
Net assets at the beginning of the year		407,255,500
Net assets at the end of the year		3,161,300,815

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information

	Japan Large Cap Equity Fund	Japan Small Cap Equity Fund	Global Equity Fund	Emerging Equity Fund	Japanese Bond Fund
Number of units outstanding at the end of the year:					
October 31, 2012	4,637,680,339	734,513,294	3,617,361,216	1,606,777,362	585,867,426
October 31, 2013	4,835,843,462	792,843,104	3,912,449,651	1,617,404,547	1,604,853,858
Units issued	31,336,378,649	9,153,662,716	23,538,233,008	8,355,695,649	20,383,187,865
Units redeemed	(2,369,462,634)	(161,087,859)	(4,381,727,903)	(373,032,068)	(3,631,635,215)
October 31, 2014	33,802,759,477	9,785,417,961	23,068,954,756	9,600,068,128	18,356,406,508
Net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2012	2,219,149,702	391,617,420	2,269,631,651	1,250,561,998	586,021,676
October 31, 2013	3,781,577,921	694,372,174	3,815,112,024	1,702,158,438	1,581,601,357
October 31, 2014	28,466,333,744	9,963,706,541	26,225,943,979	11,093,039,128	18,479,734,199
Net assets per unit at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2012	0.4785	0.5332	0.6274	0.7783	1.0003
October 31, 2013	0.7820	0.8758	0.9751	1.0524	0.9855
October 31, 2014	0.8421	1.0182	1.1369	1.1555	1.0067

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information (continued)

	Global Bond Fund	High Yield Bond Fund	Alternative Fund	Real Estate (REIT) Fund	Commodity Fund
Number of units outstanding at the end of the year:					
October 31, 2012	978,312,107	589,229,249	4,322,523,592	844,539,177	412,525,148
October 31, 2013	2,003,269,775	666,383,129	6,338,568,980	928,961,939	493,644,172
Units issued	20,446,320,904	4,819,572,854	61,262,966,718	6,295,245,966	3,457,787,793
Units redeemed	(10,132,206,174)	(740,493,216)	(1,615,734,314)	(909,732,688)	(296,962,855)
October 31, 2014	12,317,384,505	4,745,462,767	65,985,801,384	6,314,475,217	3,654,469,110
Net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2012	764,623,400	509,257,822	2,560,950,629	483,815,517	310,606,038
October 31, 2013	1,830,222,819	730,795,349	4,275,591,459	705,771,606	407,255,500
October 31, 2014	12,417,033,885	5,863,403,655	46,713,494,774	5,683,283,976	3,161,300,815
Net assets per unit at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2012	0.7816	0.8643	0.5925	0.5729	0.7529
October 31, 2013	0.9136	1.0967	0.6745	0.7597	0.8250
October 31, 2014	1.0081	1.2356	0.7079	0.9000	0.8651

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2014)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2014, the following ten Series Trusts with their respective trading companies (the “Trading Companies”) are in operation:

Series Trust	Related Trading Company
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Japanese Bond Fund	NGF-JB Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

The Series Trusts of the Trust in activity as at October 31, 2014 are constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of the Series Trusts is to seek to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (“NGF-JLCE Trading”), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (“NGF-JSCE Trading”), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (“NGF-GE Trading”), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“NGF-EE Trading”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Japanese Bond Fund

Japanese Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JB Trading Ltd. (“NGF-JB Trading”), a single trading company. NGF-JB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japanese Bond Fund.

The financial statements of Japanese Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JB Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“NGF-GB Trading”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“NGF-HYB Trading”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“NGF-ALTERNATIVE Trading”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“NGF-COMMODITY Trading”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in a separate annual report including audited financial statements.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' balances.

2.3 - Valuation of the investments

Investment in each respective trading company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

Unrealised gains and losses comprise changes in the market value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year.

Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling as at October 31, 2014. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.7 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Forward foreign currency exchange contract

As at October 31, 2014, the following forward foreign currency exchange contract was open for High Yield Bond Fund:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
JPY	39,382	USD	360	06/11/14	715
Total unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contract					715

Note 4 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 5 - Manager fee

Until April 30, 2014, the Manager was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a management fee at the rate of 0.33% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, out of which 0.32% per annum are paid to the Investment Manager as Investment Manager's Fees and to the Distributor as Distributor's Fees in accordance with the level of aggregate net asset value, as below:

- For portion of Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.30% (Investment Manager's Fees) and 0.02% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25% (Investment Manager's Fees) and 0.07% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20% (Investment Manager's Fees) and 0.12% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10% (Investment Manager's Fees) and 0.22% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.05% (Investment Manager's Fees) and 0.27% (Distributor's Fees)

From May 1, 2014, the Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a management fee at the rate of 0.35% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, out of which 0.32% per annum are paid to the Investment Manager as Investment Manager's Fees and to the Distributor as Distributor's Fees in accordance with the level of aggregate net asset value, as indicated above.

Note 6 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an administrator fee at a maximum rate of 0.10% per annum of its net asset value on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Investment Advisory fee

Until April 30, 2014, the Investment Advisers, each in its capacity as investment adviser, were entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum at the rate of 0.15% for Nikko Global Wrap Ltd. and of 0.05% for SMBC Nikko Securities Inc. of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

From May 1, 2014, the Investment Advisers, each in its capacity as investment adviser, are entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum at the rate of 0.13% for Nikko Global Wrap Ltd. and of 0.05% for SMBC Nikko Securities Inc. of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a custodian fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an agent company fee at the rate of 0.03% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

Under current tax law in the Cayman Islands, there are no taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Investment Advisers, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties. Related party fees are reported in the statements of operations and changes in net assets at year end of each Series Trust and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 12 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering memorandum and its appendices. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 13 - Subsequent events

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* in a letter dated February 3, 2015.

On January 1, 2015, the responsibilities as investment manager of the Series Trust were assigned from Edmond de Rothschild (Europe) to Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg).

There have been no other significant events after year-end up to the date of the auditors' opinion, which in the opinion of the Board of Manager requires disclosure in the present financial statements.

Note 14 - Valuation of the investments as at October 31, 2014

The net assets of each Series Trust as at October 31, 2014 have been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Master Trust Deed of the Trust. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies, are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2014, the net assets of the Trading Companies would have amounted as to:

Currency / Trading Company	NGF-JLCE Trading	NGF-JSCE Trading	NGF-GE Trading	NGF-EE Trading	NGF-JB Trading
JPY	29,339,124,812	10,272,298,425	26,615,020,063	11,204,901,566	18,517,284,458

Currency / Trading Company	NGF-GB Trading	NGF-HYB Trading	NGF-ALTERNATIVE Trading	NGF-REAL ESTATE (Reit) Trading	NGF-COMMODITY Trading
JPY	12,397,117,397	5,865,516,921	46,668,781,421	5,747,151,417	3,159,926,079

This would have resulted in the following net assets and net assets per unit of the Series Trust as at October 31, 2014:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund
Net assets	29,319,824,257	10,264,155,965	26,597,116,269	11,195,750,943	18,503,922,388
Net assets per unit	0.8674	1.0489	1.1529	1.1662	1.0080

	Nikko Global Funds - Global Bond Fund	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (Reit) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Net assets	12,386,993,220	5,859,411,594	46,638,128,706	5,741,625,097	3,155,377,139
Net assets per unit	1.0057	1.2347	0.7068	0.9093	0.8634

The differences between the official and the recalculated net assets per unit as at October 31, 2014 are the following:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund
Official net assets per unit	0.8421	1.0182	1.1369	1.1555	1.0067
Recalculated net assets per unit	0.8674	1.0489	1.1529	1.1662	1.0080
Difference in %	3.00%	3.02%	1.41%	0.93%	0.13%

	Nikko Global Funds - Global Bond Fund	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (Reit) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Official net assets per unit	1.0081	1.2356	0.7079	0.9000	0.8651
Recalculated net assets per unit	1.0057	1.2347	0.7068	0.9093	0.8634
Difference in %	(0.24%)	(0.07%)	(0.16%)	1.03%	(0.20%)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment fund			JPY	JPY	%
31,027,398,810	NGF-JLCE TRADING LTD.	JPY	27,550,439,137	28,485,634,299	100.07
Total investment fund			27,550,439,137	28,485,634,299	100.07
Total investments			27,550,439,137	28,485,634,299	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments as at October 31, 2014

Japan Large Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.07
		100.07
Total investments		100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
8,758,299,081	NGF-JSCE TRADING LTD.	JPY	9,549,666,647	9,971,849,001	100.08
	Total investment fund		9,549,666,647	9,971,849,001	100.08
	Total investments		9,549,666,647	9,971,849,001	100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Japan Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.08
		100.08
	Total investments	100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
21,177,202,157	NGF-GE TRADING LTD.	JPY	23,764,117,566	26,243,847,773	100.07
	Total investment fund		23,764,117,566	26,243,847,773	100.07
	Total investments		23,764,117,566	26,243,847,773	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Global Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.07
		100.07
	Total investments	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
8,743,809,463	NGF-EE TRADING LTD.	JPY	10,162,166,608	11,102,189,751	100.08
	Total investment fund		10,162,166,608	11,102,189,751	100.08
	Total investments		10,162,166,608	11,102,189,751	100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Emerging Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.08
		100.08
	Total investments	100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment fund			JPY	JPY	%
16,668,405,878	NGF-JB TRADING LTD.	JPY	18,131,641,175	18,493,096,269	100.07
Total investment fund			18,131,641,175	18,493,096,269	100.07
Total investments			18,131,641,175	18,493,096,269	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Japanese Bond Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.07
		100.07
Total investments		100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment fund			JPY	JPY	%
11,226,181,198	NGF-GB TRADING LTD.	JPY	11,648,599,373	12,427,158,062	100.08
Total investment fund			11,648,599,373	12,427,158,062	100.08
Total investments			11,648,599,373	12,427,158,062	100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Global Bond Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.08
		100.08
Total investments		100.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
4,274,360,418	NGF-HYB TRADING LTD.	JPY	5,356,203,057	5,869,508,982	100.10
	Total investment fund		5,356,203,057	5,869,508,982	100.10
	Total investments		5,356,203,057	5,869,508,982	100.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.10
		100.10
	Total investments	100.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Alternative Fund (Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment fund			JPY	JPY	%
60,453,877,925	NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD.	JPY	45,961,609,437	46,744,147,489	100.07
Total investment fund			45,961,609,437	46,744,147,489	100.07
Total investments			45,961,609,437	46,744,147,489	100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Alternative Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.07
		100.07
Total investments		100.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment fund			JPY	JPY	%
5,664,678,765	NGF-REAL ESTATE (REIT) TRADING LTD.	JPY	4,959,714,152	5,688,810,296	100.10
Total investment fund			4,959,714,152	5,688,810,296	100.10
Total investments			4,959,714,152	5,688,810,296	100.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Real Estate (REIT) Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.10
		100.10
Total investments		100.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2014

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
3,228,679,866	NGF-COMMODITY TRADING LTD.	JPY	3,149,291,625	3,165,849,755	100.14
	Total investment fund		3,149,291,625	3,165,849,755	100.14
	Total investments		3,149,291,625	3,165,849,755	100.14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Classification of investments

Commodity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment fund	100.14
		100.14
	Total investments	100.14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

[次へ](#)

< 参考情報 >

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額（取得原価 26,827,129,201円）	28,369,728,449
銀行預金	350,863,767
投資証券発行に係る未収金	91,313,091

資産合計 28,811,905,307**負債**

投資有価証券購入未払金	320,795,074
投資証券買戻に係る未払金	5,621,847

負債合計 326,416,921**純資産額** 28,485,488,386

発行済投資証券口数	31,027,398,810口
1口当たり純資産価格	0.9181

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
収益	
その他の収益	8,081
収益合計	8,081
費用	
保管費用	451,461
取引費用	309,549
銀行利息	525
費用合計	761,535
投資純損失	(753,454)
以下に係る実現純（損）益：	
投資有価証券	531,853,970
外国為替	(4,397)
投資純損失および当期実現利益	531,096,119
以下に係る未実現評価益の純変動：	
投資有価証券	673,685,178
運用による純資産の純増加	1,204,781,297
資本の変動	
投資証券発行手取額	25,583,122,299
投資証券買戻支払額	(2,088,573,853)
資本の純変動	23,494,548,446
期首現在純資産額	3,786,158,643
期末現在純資産額	28,485,488,386

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*	
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%	
798,295	ARCUS JAPAN FD RELAT INST JPY ACC	日本円	10,288,927,748	10,875,971,080	38.18
513,021	GLG JPN COREALPHA EQ I H JPY ACC	日本円	7,395,868,007	7,720,962,091	27.10
869,590	GOLDMAN SACHS JAPAN P-I FUND ACC	日本円	7,825,883,629	8,391,655,214	29.46
131,050	SPARX JAPAN FD PLC JPY-B	日本円	1,316,449,817	1,381,140,064	4.85
オープン・エンド型投資信託合計			26,827,129,201	28,369,728,449	99.59
投資有価証券合計			26,827,129,201	28,369,728,449	99.59

投資有価証券の分類
2014年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	67.64
		67.64
アイルランド		
	投資信託	31.95
		31.95
投資有価証券合計		99.59

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 9,372,871,496円)	9,912,548,668
銀行預金	120,608,352
投資証券発行に係る未収金	32,618,350

資産合計	10,065,775,370
-------------	-----------------------

負債

投資有価証券購入未払金	91,904,417
投資証券買戻に係る未払金	1,987,400

負債合計	93,891,817
-------------	-------------------

純資産額	9,971,883,553
-------------	----------------------

発行済投資証券口数	8,758,299,081口
1口当たり純資産価格	1.1386

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
費用	
取引費用	519,385
保管費用	145,324
銀行利息	81
費用合計	664,790
投資純損失	(664,790)
以下に係る実現純（損）益：	
投資有価証券	69,202,622
外国為替	(4,238,383)
投資純損失および当期実現利益	64,299,449
以下に係る未実現評価益の純変動：	
投資有価証券	350,087,157
運用による純資産の純増加	414,386,606
資本の変動	
投資証券発行手取額	9,039,330,732
投資証券買戻支払額	(178,313,336)
資本の純変動	8,861,017,396
期首現在純資産額	696,479,551
期末現在純資産額	9,971,883,553

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
1,923,233	EASTSPRING INV JAP SM CO BJ ACC JS1	日本円	1,968,887,307	1,975,035,450	19.81
582,394	HENDERSON HRZ JAP SMC -12- USD ACC	米ドル	2,245,088,077	2,438,492,255	24.45
490,813	PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS	日本円	2,248,501,405	2,464,463,620	24.71
9,859,392	SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	日本円	948,547,674	984,065,917	9.87
153,411	SWISSCANTO LU EQ S/M CP JP-J ACC	日本円	1,961,847,033	2,050,491,426	20.56
オープン・エンド型投資信託合計			9,372,871,496	9,912,548,668	99.40
投資有価証券合計			9,372,871,496	9,912,548,668	99.40

投資有価証券の分類
2014年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	74.69
		74.69
アイルランド		
	投資信託	24.71
		24.71
投資有価証券合計		99.40

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

4 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

NGF-GEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 23,825,916,310円)	25,704,227,889
銀行預金	642,045,971
投資証券発行に係る未収金	72,802,474

資産合計

26,419,076,334

負債

投資有価証券購入未払金	170,222,799
投資証券買戻に係る未払金	4,906,561
為替予約契約に係る未実現評価損	173,283

負債合計

175,302,643

純資産額

26,243,773,691

発行済投資証券口数	21,177,202,157口
1口当たり純資産価格	1.2392

NGF-GEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
収益	
配当金	1,427,710
対象ファンドのTER(総費用比率)の返戻金	442,206
収益合計	1,869,916
費用	
取引費用	1,560,911
保管費用	792,257
銀行利息	87,090
その他の費用	3,478
費用合計	2,443,736
投資純損失	(573,820)
以下に係る実現純利益:	
投資有価証券	1,689,082,299
外国為替	28,186,790
投資純損失および当期実現利益	1,716,695,269
以下に係る未実現評価(損)益の純変動:	
投資有価証券	890,014,999
為替予約契約	(173,283)
運用による純資産の純増加	2,606,536,985
資本の変動	
投資証券発行手取額	24,866,921,902
投資証券買戻支払額	(5,049,352,109)
資本の純変動	19,817,569,793
期首現在純資産額	3,819,666,913
期末現在純資産額	26,243,773,691

NGF-GEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2014年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
(a) ADELPHI EUR SEL EQ FD EUR D ACC ACQ	ユーロ	520,791,508	536,080,505	2.04
39,809 ADELPHI EUR SEL EQ FUND EUR D ACC	ユーロ	782,616,888	780,713,146	2.97
531,805 BGF EUROPEAN FOCUS FUND D2 EUR ACC	ユーロ	1,555,037,074	1,561,960,131	5.95
53,642 EDR OF CS 0 HDG LONG EUR 1000V ACC	ユーロ	450,165,864	373,161,455	1.42
160,751 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	1,046,892,114	969,002,131	3.69
613,537 F+C PORT FD-EUROP SMALLCAP I DIS	ユーロ	1,039,929,361	1,055,403,083	4.02
175,835 INVESTEC GL STRAT ASIAN EQ-I-FD ACC	米ドル	415,924,209	475,850,128	1.81
108,584 IRIDIAN US EQUITY FUND USD I ACC	米ドル	1,225,215,284	1,315,743,230	5.01
216,998 ISHARES MSCI AUSTRALIA UCITS ETF	米ドル	728,210,466	795,818,216	3.03
1,547,041 JPMORGAN US VALUE-C USD FUND ACC	米ドル	3,386,716,940	3,836,461,069	14.62
127,097 MFS MERIDIAN EURO RESEARCH I1EUR FD	ユーロ	2,836,222,178	3,016,484,304	11.49
527,527 MORGAN STANL IF US GROWTH FD-Z ACC	米ドル	2,273,536,065	2,646,396,966	10.08
38,472 VANGUARD INV US DISCOVERIES FD ACC	米ドル	1,215,155,077	1,335,044,493	5.09
946,411 WELLINGTON US RESEARCH EQ USD S ACC	米ドル	6,349,503,282	7,006,109,032	26.72
オープン・エンド型投資信託合計		23,825,916,310	25,704,227,889	97.94
投資有価証券合計		23,825,916,310	25,704,227,889	97.94

(a) 当該トレーディング・カンパニーは、2014年10月末日現在の純資産額で3,823,814ユーロ分の購入を申し込んだ。27,253口は、2014年10月31日より後に受領している。

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	79.80
		79.80
アイルランド		
	投資信託	18.14
		18.14
投資有価証券合計		97.94

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-GEトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産額で評価する（または当該日現在で純資産額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-EEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 9,738,429,712円)	10,585,482,550
投資有価証券売却未収金	535,869,243
銀行預金	129,499,679
投資証券発行に係る未収金	27,141,957

資産合計

11,277,993,429

負債

投資有価証券購入未払金	173,290,575
投資証券買戻に係る未払金	2,507,366

負債合計

175,797,941

純資産額

11,102,195,488

発行済投資証券口数	8,743,809,463口
1口当たり純資産価格	1.2697

NGF-EEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
収益	
配当金	22,183,259
収益合計	22,183,259
費用	
取引費用	618,667
保管費用	248,209
銀行利息	23,861
その他費用	10,437
費用合計	901,174
投資純利益	21,282,085
以下に係る実現純利益：	
投資有価証券	162,116,117
外国為替	2,565,802
投資純利益および当期実現利益	185,964,004
以下に係る未実現評価益の純変動：	
投資有価証券	502,115,292
運用による純資産の純増加	688,079,296
資本の変動	
投資証券発行手取額	9,159,774,468
投資証券買戻支払額	(450,790,204)
資本の純変動	8,708,984,264
期首現在純資産額	1,705,131,928
期末現在純資産額	11,102,195,488

NGF-EEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2014年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
2,975,111	ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC	米ドル	4,344,856,468	4,879,890,233	43.96
96,272	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	621,552,203	580,322,331	5.23
39,258	FIRST ST CHINA GROWTH FD-I ACCUMUL	米ドル	475,234,331	540,963,587	4.87
124,731	LAZARD GL ACTIVE-EM MK EQ-IS DIS	米ドル	1,577,895,414	1,710,561,548	15.41
267,230	SKAGEN KON-TIKI EUR ACC FUND	ユーロ	2,718,891,296	2,873,744,851	25.88
オープン・エンド型投資信託合計			9,738,429,712	10,585,482,550	95.35
投資有価証券合計			9,738,429,712	10,585,482,550	95.35

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アイルランド		
	投資信託	64.24
		64.24
ノルウェー		
	投資信託	25.88
		25.88
ルクセンブルグ		
	投資信託	5.23
		5.23
投資有価証券合計		95.35

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-EEトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

NGF-JBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額（取得原価 17,482,722,956円）	18,558,136,414
銀行預金	688,555,586
投資証券発行に係る未収金	109,120,630
対象ファンドのTER（総費用比率）の返戻未収金	1,576,018

資産合計

19,357,388,648

負債

為替予約契約に係る未実現純評価損	727,394,670
投資有価証券購入未払金	134,817,511
投資証券買戻に係る未払金	2,112,726

負債合計

864,324,907

純資産額

18,493,063,741

発行済投資証券口数	16,668,405,878口
1口当たり純資産価格	1.1095

NGF-JBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
収益	
対象ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	1,576,018
収益合計	1,576,018
費用	
保管費用	493,529
取引費用	316,494
銀行利息	11,445
費用合計	821,468
投資純利益	754,550
以下に係る実現純（損）益：	
投資有価証券	75,465,484
為替予約契約	(21,953,945)
外国為替	(6,936,063)
投資純利益および当期実現利益	47,330,026
以下に係る未実現評価（損）益の純変動：	
投資有価証券	1,056,197,588
為替予約契約	(721,007,884)
運用による純資産の純増加	382,519,730
資本の変動	
投資証券発行手取額	20,226,172,355
投資証券買戻支払額	(3,699,778,837)
資本の純変動	16,526,393,518
期首現在純資産額	1,584,150,493
期末現在純資産額	18,493,063,741

NGF-JBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2014年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
654,262 VANGUARD JAP GOVT BD INDX FD INST Y	日本円	9,873,039,242	10,017,203,273	54.17
6,242,614 WELLINGTON MGMT GBL BD PF S USD ACC	米ドル	7,609,683,714	8,540,933,141	46.18
オープン・エンド型投資信託合計		17,482,722,956	18,558,136,414	100.35
投資有価証券合計		17,482,722,956	18,558,136,414	100.35

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アイルランド		
	投資信託	100.35
		100.35
投資有価証券合計		100.35

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-JBトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

4 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

5 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-GBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額（取得原価 11,288,328,814円）	12,165,846,388
銀行預金	481,180,809
投資証券発行に係る未収金	55,634,091

資産合計

12,702,661,288

負債

為替予約契約に係る未実現純評価損	195,740,815
投資有価証券購入未払金	77,661,726
投資証券買戻に係る未払金	1,380,721
対象ファンドの未払管理報酬	689,583

負債合計

275,472,845

純資産額

12,427,188,443

発行済投資証券口数	11,226,181,198口
1口当たり純資産価格	1.1070

NGF-GBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

費用

対象ファンドの管理報酬	7,491,615
取引費用	1,022,022
保管費用	517,048
銀行利息	18,351

費用合計	9,049,036
-------------	------------------

投資純損失	(9,049,036)
--------------	--------------------

以下に係る実現純（損）益：

投資有価証券	718,455,409
外国為替	35,666,828
為替予約契約	(23,609,260)

投資純損失および当期実現利益	721,463,941
-----------------------	--------------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動：

投資有価証券	722,591,970
為替予約契約	(189,014,862)

運用による純資産の純増加	1,255,041,049
---------------------	----------------------

資本の変動

投資証券発行手取額	19,483,997,355
投資証券買戻支払額	(10,144,841,397)

資本の純変動	9,339,155,958
---------------	----------------------

期首現在純資産額	1,832,991,436
-----------------	----------------------

期末現在純資産額	12,427,188,443
-----------------	-----------------------

NGF-GBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2014年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
84,878 AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC	米ドル	1,490,365,376	1,680,105,227	13.52
21,187 EDR OF CS 0 HDG LONG EUR 1000V ACC	ユーロ	177,725,612	147,388,796	1.19
85,179 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	552,966,232	513,455,050	4.13
50,246 HENDER HRZ FD EUR CRP BD I2 EUR ACC	ユーロ	995,713,882	1,054,317,487	8.48
1,167,213 PIONEER FD EURO BOND I EUR ACC	ユーロ	1,704,162,906	1,764,014,677	14.19
921,722 SCHRODER ISF USD BOND-I ACC	米ドル	2,279,837,971	2,518,026,984	20.26
665,215 T ROWE PRICE GL AGG BD I USD FD ACC	米ドル	1,025,249,627	1,128,199,163	9.08
1,394,550 WELLINGTON GLOBAL BOND-S FUND	米ドル	3,062,307,208	3,360,339,004	27.05
オープン・エンド型投資信託合計		11,288,328,814	12,165,846,388	97.90
投資有価証券合計		11,288,328,814	12,165,846,388	97.90

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	70.85
		70.85
アイルランド		
	投資信託	27.05
		27.05
投資有価証券合計		97.90

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-GBトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 5,291,422,840円)	5,753,860,447
銀行預金	148,287,279
投資証券発行に係る未収金	28,384,802

資産合計

5,930,532,528

負債

投資有価証券購入未払金	59,699,715
投資証券買戻に係る未払金	884,087
為替予約契約に係る未実現純評価損	457,242

負債合計

61,041,044

純資産額

5,869,491,484

発行済投資証券口数	4,274,360,418口
1口当たり純資産価格	1.3732

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
費用	
取引費用	987,560
保管費用	157,220
銀行利息	9,925
費用合計	1,154,705
投資純損失	(1,154,705)
以下に係る実現純利益：	
投資有価証券	127,321,249
外国為替	2,446,722
投資純損失および当期実現利益	128,613,266
以下に係る未実現評価（損）益の純変動：	
投資有価証券	349,816,065
為替予約契約	(457,242)
運用による純資産の純増加	477,972,089
資本の変動	
投資証券発行手取額	5,585,045,820
投資証券買戻支払額	(926,438,654)
資本の純変動	4,658,607,166
期首現在純資産額	732,912,229
期末現在純資産額	5,869,491,484

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2014年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*	
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%	
248,620	ABERDEEN GL SEL EMERG MKT BD I2 ACC	米ドル	409,756,871	464,538,544	7.91
7,371	EDR OF CS 0 HDG LONG EUR 1000V ACC	ユーロ	61,830,317	51,274,921	0.87
41,612	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	271,058,281	250,837,095	4.27
944	ING L RENTA EUR HIGH YIELD I ACC	ユーロ	992,562,292	1,016,341,274	17.33
453,231	JPMORGAN EM MKT LOC CCY C USD ACC	米ドル	740,817,744	802,030,625	13.66
33,837	MFS MERIDIAN EM MKTS DBT-I1 USD ACC	米ドル	667,094,252	774,132,971	13.19
435,847	NEUBERGER BERMN US HY BD -USD I ACC	米ドル	883,418,803	998,711,470	17.02
272,007	PIMCO GIS EMER LOC BD H INS USD ACC	米ドル	381,820,292	415,826,476	7.08
636,981	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	米ドル	883,063,988	980,167,071	16.70
オープン・エンド型投資信託合計			5,291,422,840	5,753,860,447	98.03
投資有価証券合計			5,291,422,840	5,753,860,447	98.03

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	73.93
		73.93
アイルランド		
	投資信託	24.10
		24.10
投資有価証券合計		98.03

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 45,918,580,480円)	47,178,283,735
銀行預金	1,510,939,012
投資証券発行に係る未収金	240,016,940

資産合計

48,929,239,687

負債

為替予約契約に係る未実現純評価損	1,815,192,209
投資有価証券購入未払金	361,967,303
投資証券買戻に係る未払金	7,853,040

負債合計

2,185,012,552

純資産額

46,744,227,135

発行済投資証券口数	60,453,877,925口
1口当たり純資産価格	0.7732

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
費用	
取引費用	897,687
保管費用	886,988
銀行利息	9,366
費用合計	1,794,041
投資純損失	(1,794,041)
以下に係る実現純（損）益：	
投資有価証券	114,751,147
為替予約契約	(89,328,601)
外国為替	(6,263,472)
投資純損失および当期実現利益	17,365,033
以下に係る未実現評価（損）益の純変動：	
投資有価証券	2,927,158,937
為替予約契約	(1,795,449,380)
運用による純資産の純増加	1,149,074,590
資本の変動	
投資証券発行手取額	42,565,893,783
投資証券買戻支払額	(1,251,168,188)
資本の純変動	41,314,725,595
期首現在純資産額	4,280,426,950
期末現在純資産額	46,744,227,135

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2014年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
1,826,498	ALLIANCE BER SEL ABSOL ALPHA I ACC	米ドル	3,446,957,785	3,663,908,195	7.84
16,938	AMUNDI FD ABS VOL WRLD EQ IUC ACC	米ドル	2,167,059,875	2,311,885,360	4.95
294,573	AXA IM FIIS US SH DUR HY B FD ACC	米ドル	4,287,040,630	4,799,507,666	10.27
2,831,155	FIDELITY FUNDS-GBL STR BD-YAEH ACC	ユーロ	4,483,942,311	4,524,824,762	9.68
2,418,688	GAM STAR GLOBAL RATES USD ACC FD	米ドル	3,071,432,861	3,358,898,850	7.19
93,272	GOTTEX ABI FUND LTD-USD (b)	米ドル	1,139,025,895	0	0.00
294,009	INVESCO ZOD US SR LOAN FD H USD ACC	米ドル	4,409,403,613	4,808,685,789	10.29
141,216	LEVERAGED CAPITAL HOLDING A	米ドル	4,474,905,518	4,846,864,760	10.37
6,751	LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A (a)	米ドル	977,612,480	0	0.00
129,565	LYXOR/CANYON CRED STR-I-USD FD ACC	米ドル	1,536,728,583	1,609,842,142	3.44
135,685	LYXOR/WINTON CAP MANAGEMENT -B- FD	米ドル	5,085,113,277	5,733,341,825	12.26
67,912	MLIS MARSHLL WCE TOP UCIT B USD ACC	米ドル	869,897,916	949,212,289	2.03
119,440	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C EUR ACC	ユーロ	2,524,577,292	2,591,443,660	5.54
32,636	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C USD ACC	米ドル	275,710,982	501,646,707	1.07
268,946	SCHRODER ISF STRATEGIC BOND-C ACC	米ドル	4,425,879,820	4,604,777,654	9.85
129,750	TRADING CAP HLDG-A-FD	米ドル	2,743,291,642	2,873,444,076	6.15
オープン・エンド型投資信託合計			45,918,580,480	47,178,283,735	100.93
投資有価証券合計			45,918,580,480	47,178,283,735	100.93

(a) Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aはその資産の実質的にすべてを、バーナード L. マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー (BMIS) に割り当てていたと見られる。2008年12月11日、バーナード・マドフ (Bernard Madoff) はポンジー・スキームを行った容疑により詐欺罪で逮捕された。バーナード・マドフの資産は凍結され、バーナード・マドフおよびBMISに代わる管財人が指名された。現在入手可能な情報によると、かかる詐欺行為がかなりの期間にわたって行われていた疑いがある。したがって、管理会社の取締役会は、Luxembourg Investment Fund US Equity Plusへの投資価値を時価の100%減額することを決定した。

(b) GOTTEX ABI FUND LTD-USD (「GOTTEX ABI FUND」) は、2008年9月30日以降停止されているが、推計純資産総額が、管理事務会社によって算出されている。GOTTEX ABI FUNDの流動性を考慮しサブ・ファンドの投資運用会社と協議した結果、管理会社の取締役会は、サブ・ファンドのポートフォリオにおけるGOTTEX ABI FUNDの入手可能な直近純資産額について、以下の減額を決定した。

- 2010年7月28日から2011年1月14日まで：50%

- 2011年1月14日から2011年3月14日まで：70%

- 2011年3月14日から2012年2月13日まで：80%

管理会社の取締役会は、GOTTEX ABI FUNDの状況を鑑みて投資運用会社と協議した上で、ポートフォリオにおけるGOTTEX ABI FUNDの評価額をゼロとすることを2012年2月13日に決定した。それ以降、定期的に状況を監視している。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券の分類 2014年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ	投資信託	61.52
		61.52
キュラソー	投資信託	16.52
		16.52
ジャージー島	投資信託	12.26
		12.26
アイルランド	投資信託	10.63
		10.63
投資有価証券合計		100.93

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券、公正価額（取得原価 4,890,887,826円）	5,546,457,411
銀行預金	108,025,210
投資有価証券売却未収金	30,221,027
投資証券発行に係る未収金	19,086,618
未収配当金	10,750,131

資産合計

5,714,540,397

負債

投資有価証券購入未払金	24,579,083
投資証券買戻に係る未払金	856,473
為替予約契約に係る未実現評価損	313,760

負債合計

25,749,316

純資産額

5,688,791,081

発行済投資証券口数	5,664,678,765口
1口当たり純資産価格	1.0043

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
収益	
配当金	44,070,087
収益合計	44,070,087
費用	
取引費用	494,123
保管費用	254,601
銀行利息	13,964
費用合計	762,688
投資純利益	43,307,399
以下に係る実現純利益：	
投資有価証券	195,660,264
外国為替	2,480,768
投資純利益および当期実現利益	241,448,431
以下に係る未実現評価（損）益の純変動：	
投資有価証券	507,069,060
為替予約契約	(313,760)
運用による純資産の純増加	748,203,731
資本の変動	
投資証券発行手取額	5,030,021,159
投資証券買戻支払額	(797,310,207)
資本の純変動	4,232,710,952
期首現在純資産額	707,876,398
期末現在純資産額	5,688,791,081

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
145,202 AXA WF-FRAMLING GL RE SEC F USD ACC	米ドル	1,531,817,821	1,703,594,627	29.95
170,901 BROOKFIELD GL.RE.INST.(E) USD ACC	米ドル	596,919,578	615,710,932	10.82
47,602 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	310,044,872	286,940,952	5.04
511,482 HENDERSON HOR-G PROP EQTY-12	米ドル	934,578,150	1,097,309,870	19.29
675,006 ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS	米ドル	1,517,527,405	1,842,901,030	32.40
オープン・エンド型投資信託合計		4,890,887,826	5,546,457,411	97.50
投資有価証券合計		4,890,887,826	5,546,457,411	97.50

投資有価証券の分類

2014年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	54.28
		54.28
アイルランド		
	投資信託	43.22
		43.22
投資有価証券合計		97.50

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

(2014年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現および未実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、公正価額(取得原価 3,047,467,707円)	3,093,206,637
銀行預金	66,098,719
投資証券発行に係る未収金	11,093,929

資産合計

3,170,399,285

負債

投資有価証券購入未払金	3,727,953
投資証券買戻に係る未払金	536,131
為替予約契約に係る未実現評価損	292,843

負債合計

4,556,927

純資産額

3,165,842,358

発行済投資証券口数	3,228,679,866口
1口当たり純資産価格	0.9805

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2014年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
費用	
取引費用	611,228
保管費用	109,171
銀行利息	4,828
費用合計	725,227
投資純損失	(725,227)
以下に係る実現純(損)益:	
投資有価証券	44,762,950
外国為替	(1,428,929)
投資純損失および当期実現利益	42,608,794
以下に係る未実現評価(損)益の純変動:	
投資有価証券	17,872,178
為替予約契約	(292,843)
運用による純資産の純増加	60,188,129
資本の変動	
投資証券発行手取額	2,969,385,410
投資証券買戻支払額	(272,865,610)
資本の純変動	2,696,519,800
期首現在純資産額	409,134,429
期末現在純資産額	3,165,842,358

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2014年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
11,362	CS NOVA LUX-COMDTY PLUS 1B USD ACC	米ドル	1,209,015,882	1,181,813,311	37.34
27,735	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	米ドル	180,649,478	167,183,465	5.28
1,013,542	GSQUARTIX DJ-UBS ENH STRA C USD ACC	米ドル	1,149,756,383	1,172,948,464	37.05
34,166	ISHARES GBL INFL LKD GVT BD UCITS	米ドル	508,045,964	571,261,397	18.04
オープン・エンド型投資信託合計			3,047,467,707	3,093,206,637	97.71
投資有価証券合計			3,047,467,707	3,093,206,637	97.71

投資有価証券の分類

2014年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	79.67
		79.67
アイルランド		
	投資信託	18.04
		18.04
投資有価証券合計		97.71

(*) 百分率で表示された純資産額に対する公正価額の比率

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

（2014年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現損益は、当期の投資有価証券の時価の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現および未実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

5 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

(2) 【2013年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		19,253,086,037
時価評価額	2.3	19,554,953,015
受益証券発行に係る未収金		805,727,866
投資有価証券売却に係る未収金		7,231,304
資産合計		20,367,912,185
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		805,727,866
未払印刷および公告費		9,834,206
未払専門家報酬		8,769,410
受益証券買戻に係る未払金		7,231,304
未払管理報酬	4	4,111,745
未払投資助言報酬	6	2,492,232
未払弁護士報酬		2,502,369
未払管理事務代行報酬	5	1,245,720
未払受託報酬	3	1,040,550
未払代行協会員報酬	8	373,642
未払保管報酬	7	124,494
負債合計		843,453,538
純資産合計		19,524,458,647

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,994,546,583
時価評価額	2.3	3,786,145,390
受益証券発行に係る未収金		149,703,760
投資有価証券売却に係る未収金		1,583,124
資産合計		3,937,432,274
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		149,703,760
未払印刷および公告費		1,385,868
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		1,583,124
未払管理報酬	4	837,021
未払投資助言報酬	6	507,334
未払弁護士報酬		501,230
未払管理事務代行報酬	5	253,596
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	76,070
未払保管報酬	7	25,354
負債合計		155,854,353
純資産合計		3,781,577,921
発行済受益証券口数		4,835,843,462口
1口当たり純資産価格		0.7820

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		680,576,567
時価評価額	2.3	696,476,926
受益証券発行に係る未収金		27,661,747
投資有価証券売却に係る未収金		291,925
資産合計		724,430,598
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		27,661,747
未払印刷および公告費		721,549
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		291,925
未払管理報酬	4	153,119
未払投資助言報酬	6	92,812
未払弁護士報酬		91,351
未払管理事務代行報酬	5	46,385
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	13,910
未払保管報酬	7	4,630
負債合計		30,058,424
純資産合計		694,372,174
発行済受益証券口数		792,843,104口
1口当たり純資産価格		0.8758

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,467,722,626
時価評価額	2.3	3,819,679,648
受益証券発行に係る未収金		147,173,997
投資有価証券売却に係る未収金		1,476,476
資産合計		3,968,330,121
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		147,173,997
未払印刷および公告費		1,388,517
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		1,476,476
未払管理報酬	4	837,350
未払投資助言報酬	6	507,535
未払弁護士報酬		498,065
未払管理事務代行報酬	5	253,697
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	76,101
未払保管報酬	7	25,363
負債合計		153,218,097
純資産合計		3,815,112,024
発行済受益証券口数		3,912,449,651口
1口当たり純資産価格		0.9751

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,414,271,683
時価評価額	2.3	1,705,136,333
受益証券発行に係る未収金		57,319,955
投資有価証券売却に係る未収金		605,374
資産合計		1,763,061,662
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		57,319,955
未払印刷および公告費		955,715
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		605,374
未払管理報酬	4	398,033
未払投資助言報酬	6	241,260
未払弁護士報酬		233,079
未払管理事務代行報酬	5	120,591
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	36,169
未払保管報酬	7	12,052
負債合計		60,903,224
純資産合計		1,702,158,438
発行済受益証券口数		1,617,404,547口
1口当たり純資産価格		1.0524

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

日本債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,549,721,582
時価評価額	2.3	1,584,148,427
受益証券発行に係る未収金		86,867,332
投資有価証券売却に係る未収金		345,179
資産合計		1,671,360,938
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		86,867,332
未払印刷および公告費		857,763
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		345,179
未払管理報酬	4	260,860
未払投資助言報酬	6	158,112
未払弁護士報酬		178,714
未払管理事務代行報酬	5	79,031
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	23,700
未払保管報酬	7	7,894
負債合計		89,759,581
純資産合計		1,581,601,357
発行済受益証券口数		1,604,853,858口
1口当たり純資産価格		0.9855

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,771,664,447
時価評価額	2.3	1,832,989,043
受益証券発行に係る未収金		98,442,338
投資有価証券売却に係る未収金		362,553
資産合計		1,931,793,934
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		98,442,338
未払印刷および公告費		931,323
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		362,553
未払管理報酬	4	316,825
未払投資助言報酬	6	192,037
未払弁護士報酬		210,681
未払管理事務代行報酬	5	95,984
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	28,789
未払保管報酬	7	9,589
負債合計		101,571,115
純資産合計		1,830,222,819
発行済受益証券口数		2,003,269,775口
1口当たり純資産価格		0.9136

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		619,810,197
時価評価額	2.3	732,910,011
受益証券発行に係る未収金		30,997,633
投資有価証券売却に係る未収金		305,743
資産合計		764,213,387
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		30,997,633
未払印刷および公告費		727,678
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		305,743
未払管理報酬	4	154,388
未払投資助言報酬	6	93,582
未払弁護士報酬		92,558
未払管理事務代行報酬	5	46,770
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	14,022
未払保管報酬	7	4,668
負債合計		33,418,038
純資産合計		730,795,349
発行済受益証券口数		666,383,129口
1口当たり純資産価格		1.0967

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		4,649,855,735
時価評価額	2.3	4,280,455,118
受益証券発行に係る未収金		164,169,476
投資有価証券売却に係る未収金		1,783,475
資産合計		4,446,408,069
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		164,169,476
未払印刷および公告費		1,483,737
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		1,783,475
未払管理報酬	4	910,313
未払投資助言報酬	6	551,758
未払弁護士報酬		550,746
未払管理事務代行報酬	5	275,800
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	82,735
未払保管報酬	7	27,574
負債合計		170,816,610
純資産合計		4,275,591,459
発行済受益証券口数		6,338,568,980口
1口当たり純資産価格		0.6745

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

不動産(REIT)ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		653,564,413
時価評価額	2.3	707,875,893
受益証券発行に係る未収金		28,539,687
投資有価証券売却に係る未収金		279,278
資産合計		736,694,858
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		28,539,687
未払印刷および公告費		719,949
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		279,278
未払管理報酬	4	153,319
未払投資助言報酬	6	92,934
未払弁護士報酬		92,079
未払管理事務代行報酬	5	46,447
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	13,927
未払保管報酬	7	4,636
負債合計		30,923,252
純資産合計		705,771,606
発行済受益証券口数		928,961,939口
1口当たり純資産価格		0.7597

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2013年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		451,352,204
時価評価額	2.3	409,136,226
受益証券発行に係る未収金		14,851,941
投資有価証券売却に係る未収金		198,177
資産合計		424,186,344
負債		
投資有価証券購入に係る未払金		14,851,941
未払印刷および公告費		662,107
未払専門家報酬		876,941
受益証券買戻に係る未払金		198,177
未払管理報酬	4	90,517
未払投資助言報酬	6	54,868
未払弁護士報酬		53,866
未払管理事務代行報酬	5	27,419
未払受託報酬	3	104,055
未払代行協会員報酬	8	8,219
未払保管報酬	7	2,734
負債合計		16,930,844
純資産合計		407,255,500
発行済受益証券口数		493,644,172口
1口当たり純資産価格		0.8250

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	62,820,452
投資助言報酬	6	36,711,088
印刷および公告費		19,246,859
専門家報酬		15,072,510
弁護士報酬		13,437,773
管理事務代行報酬	5	12,797,748
受託報酬	3	12,228,688
代行協会員報酬	8	12,035,146
保管報酬	7	1,290,521
費用合計		185,640,785
投資純損失		(185,640,785)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(233,372,128) (121,731)
当期実現純損失		(419,134,644)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		4,343,134,989
運用による純資産の純増加		3,924,000,345
資本の変動		
受益証券発行手取額		7,492,834,376
受益証券買戻支払額		(3,238,611,927)
資本の純変動		4,254,222,449
期首現在純資産額		11,346,235,853
期末現在純資産額		19,524,458,647

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	14,024,906
投資助言報酬	6	8,268,524
印刷および公告費		2,851,625
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,848,882
管理事務代行報酬	5	2,837,252
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	2,660,073
保管報酬	7	283,842
費用合計		35,505,231
投資純損失		(35,505,231)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(184,188,048)
為替差損		(13,609)
当期実現純損失		(219,706,888)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		1,538,741,082
運用による純資産の純減少		1,319,034,194
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,115,920,921
受益証券買戻支払額		(872,526,896)
資本の純変動		243,394,025
期首現在純資産額		2,219,149,702
期末現在純資産額		3,781,577,921

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2013年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,425,873
投資助言報酬	6	1,430,656
印刷および公告費		1,412,355
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,029,213
管理事務代行報酬	5	491,577
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	459,161
保管報酬	7	49,085
費用合計		10,028,047
投資純損失		(10,028,047)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(18,340,593) (11,231)
当期実現純損失		(28,379,871)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		261,238,865
運用による純資産の純増加		232,858,994
資本の変動		
受益証券発行手取額		203,872,448
受益証券買戻支払額		(133,976,688)
資本の純変動		69,895,760
期首現在純資産額		391,617,420
期末現在純資産額		694,372,174

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	13,411,904
投資助言報酬	6	7,907,795
印刷および公告費		2,803,648
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,837,954
管理事務代行報酬	5	2,717,197
受託報酬	3	1,222,852
代行協会員報酬	8	2,539,924
保管報酬	7	271,819
費用合計		34,220,344
投資純損失		(34,220,344)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(14,796,262) (13,649)
当期実現純損失		(49,030,255)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		1,224,783,331
運用による純資産の純増加		1,175,753,076
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,079,225,222
受益証券買戻支払額		(709,497,925)
資本の純変動		369,727,297
期首現在純資産額		2,269,631,651
期末現在純資産額		3,815,112,024

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	6,971,620
投資助言報酬	6	4,110,078
印刷および公告費		1,936,349
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,347,927
管理事務代行報酬	5	1,408,387
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	1,324,126
保管報酬	7	140,845
費用合計		19,969,459
投資純損失		(19,969,459)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る利益		49,799,844
為替差損		(12,306)
当期実現純利益		29,818,079
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		387,424,679
運用による純資産の純増加		417,242,758
資本の変動		
受益証券発行手取額		372,532,343
受益証券買戻支払額		(338,178,661)
資本の純変動		34,353,682
期首現在純資産額		1,250,561,998
期末現在純資産額		1,702,158,438

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

日本債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,444,669
投資助言報酬	6	1,310,317
印刷および公告費		1,557,338
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,166,880
管理事務代行報酬	5	527,083
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	514,894
保管報酬	7	56,956
費用合計		10,308,264
投資純損失		(10,308,264)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る利益		7,936,398
為替差損		(11,542)
当期実現純損失		(2,383,408)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(3,995,758)
運用による純資産の純減少		(6,379,166)
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,119,097,690
受益証券買戻支払額		(117,138,843)
資本の純変動		1,001,958,847
期首現在純資産額		586,021,676
期末現在純資産額		1,581,601,357

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	3,499,400
投資助言報酬	6	1,864,640
印刷および公告費		1,659,720
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,219,255
管理事務代行報酬	5	749,966
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	747,708
保管報酬	7	81,445
費用合計		12,552,261
投資純損失		(12,552,261)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る利益		3,588,448
為替差損		(11,720)
当期実現純損失		(8,975,533)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		138,419,722
運用による純資産の純増加		129,444,189
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,105,936,971
受益証券買戻支払額		(169,781,741)
資本の純変動		936,155,230
期首現在純資産額		764,623,400
期末現在純資産額		1,830,222,819

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,759,246
投資助言報酬	6	1,626,888
印刷および公告費		1,431,503
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,050,216
管理事務代行報酬	5	557,021
受託報酬	3	1,222,852
代行協会員報酬	8	524,342
保管報酬	7	55,640
費用合計		10,734,959
投資純損失		(10,734,959)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る利益		32,422,398
為替差損		(11,406)
当期実現純利益		21,676,033
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		109,700,292
運用による純資産の純増加		131,376,325
資本の変動		
受益証券発行手取額		257,331,247
受益証券買戻支払額		(167,170,045)
資本の純変動		90,161,202
期首現在純資産額		509,257,822
期末現在純資産額		730,795,349

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	12,971,415
投資助言報酬	6	7,649,912
印刷および公告費		2,898,789
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,924,147
管理事務代行報酬	5	2,638,675
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	2,445,929
保管報酬	7	263,961
費用合計		33,522,955
投資純損失		(33,522,955)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(108,637,408) (13,853)
当期実現純損失		(142,174,216)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		485,738,112
運用による純資産の純増加		343,563,896
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,886,155,894
受益証券買戻支払額		(515,078,960)
資本の純変動		1,371,076,934
期首現在純資産額		2,560,950,629
期末現在純資産額		4,275,591,459

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,751,768
投資助言報酬	6	1,622,467
印刷および公告費		1,416,657
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		1,046,969
管理事務代行報酬	5	555,437
受託報酬	3	1,222,852
代行協会員報酬	8	522,992
保管報酬	7	55,491
費用合計		10,701,884
投資純損失		(10,701,884)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る利益		9,798,228
為替差損		(11,314)
当期実現純損失		(914,970)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		152,412,522
運用による純資産の純増加		151,497,552
資本の変動		
受益証券発行手取額		223,134,003
受益証券買戻支払額		(152,675,466)
資本の純変動		70,458,537
期首現在純資産額		483,815,517
期末現在純資産額		705,771,606

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2013年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	1,559,651
投資助言報酬	6	919,811
印刷および公告費		1,278,875
専門家報酬		1,507,251
弁護士報酬		966,330
管理事務代行報酬	5	315,153
受託報酬	3	1,222,876
代行協会員報酬	8	295,997
保管報酬	7	31,437
費用合計		8,097,381
投資純損失		(8,097,381)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(10,955,133) (11,101)
当期実現純損失		(19,063,615)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		48,672,142
運用による純資産の純増加		29,608,527
資本の変動		
受益証券発行手取額		129,627,637
受益証券買戻支払額		(62,586,702)
資本の純変動		67,040,935
期首現在純資産額		310,606,038
期末現在純資産額		407,255,500

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2013年10月31日現在

注1. 活動

日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2013年10月31日現在、以下の10本のサブ・ファンドがそれぞれのトレーディング・カンパニーとともに運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
日本債券ファンド	NGF-JBトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド
不動産(REIT)ファンド	NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2013年10月31日現在、ファンドの運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証券および各個別の信託証券に従って構成されている。

サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本債券ファンド

日本債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JBトレーディングの投資証券は日本債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの残高の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された純資産総額に基づく公正価値で評価される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 受取配当金

配当金は、収益に計上される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2013年10月31日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

時価での組入証券の評価で生じる未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

2013年9月30日まで、管理会社は、（下記の日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドを除く）各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.51%の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。投資運用会社および販売会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた報酬を受領する権利を有していた。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドに関して、管理会社は、2013年5月1日から2013年9月30日まで、日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドのそれぞれの純資産総額に対して年率0.36%の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。投資運用会社および販売会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた報酬を受領する権利を有していた。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドの管理報酬は、2013年4月30日までの期間について他のサブ・ファンドと同様であった。

2013年10月1日以降、管理会社は、（日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドを含む）各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.33%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。その年率0.32%から、以下のとおり、純資産総額の割合にしたがって、投資運用報酬として投資運用会社に、また販売報酬として販売会社に支払われる。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分：0.30%（投資運用報酬）および0.02%（販売報酬）
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分：0.25%（投資運用報酬）および0.07%（販売報酬）
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分：0.20%（投資運用報酬）および0.12%（販売報酬）
- ・ 純資産総額1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分：0.10%（投資運用報酬）および0.22%（販売報酬）
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分：0.05%（投資運用報酬）および0.27%（販売報酬）

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、（下記の日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドを除く）各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%を上限とする管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドに関して、管理事務代行会社は、2013年5月1日から2013年9月30日まで、日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドのそれぞれの純資産総額に対して年率0.08%の管理事務代行報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドの管理事務代行報酬は、2013年4月30日までの期間および2013年10月1日以降の期間について他のサブ・ファンドと同様であった。

注6．投資助言報酬

2013年9月30日まで、(下記の日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドを除く)各投資助言会社は、投資助言会社の資格において、サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.15%の報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドに関して、投資助言会社は、各投資助言会社の資格において、2013年5月1日から2013年9月30日まで、日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドのそれぞれの資産から、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を日興グローバルラップ株式会社のためにおよび0.05%の報酬をSMBC日興証券株式会社のために受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドの各投資助言会社が受領した報酬は、2013年4月30日までの期間について他のサブ・ファンドと同様であった。

2013年10月1日以降、投資助言会社は、各投資助言会社の資格において、(日本債券ファンドおよびグローバル債券ファンドを含む)サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.15%の報酬を日興グローバルラップ株式会社のためにおよび0.05%の報酬をSMBC日興証券株式会社のために受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.01%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．代行協会員報酬

2013年9月30日まで、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われた。

2013年10月1日以降、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.03%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．その他の費用

サブ・ファンドおよびその関連トレーディング・カンパニーとの間の費用契約に従って、トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドのレベルで計上される。

注10．税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべきその他の税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

10.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11．2013年10月31日現在の投資対象の評価

サブ・ファンドの2013年10月31日現在の純資産総額は、ファンドの基本信託証書で想定された評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関係する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。（かかる評価日現在の純資産額が入手できない場合、直前日現在の純資産額が使用される。）

トレーディング・カンパニーの投資対象が、2013年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーの純資産総額は以下の金額となる。

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-JLCE トレーディング	NGF-JSCE トレーディング	NGF-GE トレーディング	NGF-EE トレーディング	NGF-JB トレーディング
日本円	3,758,394,992	692,912,243	3,808,390,311	1,699,774,671	1,584,407,582

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-GB トレーディング	NGF-HYB トレーディング	NGF-ALTERNATIVE トレーディング	NGF-REAL ESTATE (Reit) トレーディング	NGF-COMMODITY トレーディング
日本円	1,830,933,968	730,870,640	4,279,070,670	703,869,739	407,062,677

上記の結果、2013年10月31日現在のサブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に与える影響は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド
純資産総額	3,753,827,523	690,807,491	3,803,822,687	1,696,796,776	1,581,860,512
1口当たり純資産価格	0.7763	0.8713	0.9722	1.0491	0.9857

	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産（REIT）ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド
純資産総額	1,828,167,744	728,755,978	4,274,207,011	701,765,452	405,181,951
1口当たり純資産価格	0.9126	1.0936	0.6743	0.7554	0.8208

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		19,253,086,037
At market value	2.3	19,554,953,015
Receivable on subscriptions		805,727,866
Receivable on investments sold		7,231,304
Total assets		20,367,912,185
Liabilities		
Payable on investments purchased		805,727,866
Printing and publishing expenses payable		9,834,206
Professional expenses payable		8,769,410
Payable on redemptions		7,231,304
Manager fees payable	4	4,111,745
Investment Advisory fees payable	6	2,492,232
Legal expenses payable		2,502,369
Administrator fees payable	5	1,245,720
Trustee fees payable	3	1,040,550
Agent Company fees payable	8	373,642
Custodian fees payable	7	124,494
Total liabilities		843,453,538
Total net assets		19,524,458,647

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,994,546,583
At market value	2.3	3,786,145,390
Receivable on subscriptions		149,703,760
Receivable on investments sold		1,583,124
Total assets		3,937,432,274
Liabilities		
Payable on investments purchased		149,703,760
Printing and publishing expenses payable		1,385,868
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		1,583,124
Manager fees payable	4	837,021
Investment Advisory fees payable	6	507,334
Legal expenses payable		501,230
Administrator fees payable	5	253,596
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	76,070
Custodian fees payable	7	25,354
Total liabilities		155,854,353
Total net assets		3,781,577,921
Number of units outstanding		4,835,843,462
Net assets per unit		0.7820

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		680,576,567
At market value	2.3	696,476,926
Receivable on subscriptions		27,661,747
Receivable on investments sold		291,925
Total assets		724,430,598
Liabilities		
Payable on investments purchased		27,661,747
Printing and publishing expenses payable		721,549
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		291,925
Manager fees payable	4	153,119
Investment Advisory fees payable	6	92,812
Legal expenses payable		91,351
Administrator fees payable	5	46,385
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	13,910
Custodian fees payable	7	4,630
Total liabilities		30,058,424
Total net assets		694,372,174
Number of units outstanding		792,843,104
Net assets per unit		0.8758

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,467,722,626
At market value	2.3	3,819,679,648
Receivable on subscriptions		147,173,997
Receivable on investments sold		1,476,476
Total assets		3,968,330,121
Liabilities		
Payable on investments purchased		147,173,997
Printing and publishing expenses payable		1,388,517
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		1,476,476
Manager fees payable	4	837,350
Investment Advisory fees payable	6	507,535
Legal expenses payable		498,065
Administrator fees payable	5	253,697
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	76,101
Custodian fees payable	7	25,363
Total liabilities		153,218,097
Total net assets		3,815,112,024
Number of units outstanding		3,912,449,651
Net assets per unit		0.9751

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,414,271,683
At market value	2.3	1,705,136,333
Receivable on subscriptions		57,319,955
Receivable on investments sold		605,374
Total assets		1,763,061,662
Liabilities		
Payable on investments purchased		57,319,955
Printing and publishing expenses payable		955,715
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		605,374
Manager fees payable	4	398,033
Investment Advisory fees payable	6	241,260
Legal expenses payable		233,079
Administrator fees payable	5	120,591
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	36,169
Custodian fees payable	7	12,052
Total liabilities		60,903,224
Total net assets		1,702,158,438
Number of units outstanding		1,617,404,547
Net assets per unit		1.0524

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,549,721,582
At market value	2.3	1,584,148,427
Receivable on subscriptions		86,867,332
Receivable on investments sold		345,179
Total assets		1,671,360,938
Liabilities		
Payable on investments purchased		86,867,332
Printing and publishing expenses payable		857,763
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		345,179
Manager fees payable	4	260,860
Investment Advisory fees payable	6	158,112
Legal expenses payable		178,714
Administrator fees payable	5	79,031
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	23,700
Custodian fees payable	7	7,894
Total liabilities		89,759,581
Total net assets		1,581,601,357
Number of units outstanding		1,604,853,858
Net assets per unit		0.9855

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,771,664,447
At market value	2.3	1,832,989,043
Receivable on subscriptions		98,442,338
Receivable on investments sold		362,553
Total assets		1,931,793,934
Liabilities		
Payable on investments purchased		98,442,338
Printing and publishing expenses payable		931,323
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		362,553
Manager fees payable	4	316,825
Investment Advisory fees payable	6	192,037
Legal expenses payable		210,681
Administrator fees payable	5	95,984
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	28,789
Custodian fees payable	7	9,589
Total liabilities		101,571,115
Total net assets		1,830,222,819
Number of units outstanding		2,003,269,775
Net assets per unit		0.9136

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		619,810,197
At market value	2.3	732,910,011
Receivable on subscriptions		30,997,633
Receivable on investments sold		305,743
Total assets		764,213,387
Liabilities		
Payable on investments purchased		30,997,633
Printing and publishing expenses payable		727,678
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		305,743
Manager fees payable	4	154,388
Investment Advisory fees payable	6	93,582
Legal expenses payable		92,558
Administrator fees payable	5	46,770
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	14,022
Custodian fees payable	7	4,668
Total liabilities		33,418,038
Total net assets		730,795,349
Number of units outstanding		666,383,129
Net assets per unit		1.0967

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		4,649,855,735
At market value	2.3	4,280,455,118
Receivable on subscriptions		164,169,476
Receivable on investments sold		1,783,475
Total assets		4,446,408,069
Liabilities		
Payable on investments purchased		164,169,476
Printing and publishing expenses payable		1,483,737
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		1,783,475
Manager fees payable	4	910,313
Investment Advisory fees payable	6	551,758
Legal expenses payable		550,746
Administrator fees payable	5	275,800
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	82,735
Custodian fees payable	7	27,574
Total liabilities		170,816,610
Total net assets		4,275,591,459
Number of units outstanding		6,338,568,980
Net assets per unit		0.6745

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		653,564,413
At market value	2.3	707,875,893
Receivable on subscriptions		28,539,687
Receivable on investments sold		279,278
Total assets		736,694,858
Liabilities		
Payable on investments purchased		28,539,687
Printing and publishing expenses payable		719,949
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		279,278
Manager fees payable	4	153,319
Investment Advisory fees payable	6	92,934
Legal expenses payable		92,079
Administrator fees payable	5	46,447
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	13,927
Custodian fees payable	7	4,636
Total liabilities		30,923,252
Total net assets		705,771,606
Number of units outstanding		928,961,939
Net assets per unit		0.7597

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2013

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		451,352,204
At market value	2.3	409,136,226
Receivable on subscriptions		14,851,941
Receivable on investments sold		198,177
Total assets		424,186,344
Liabilities		
Payable on investments purchased		14,851,941
Printing and publishing expenses payable		662,107
Professional expenses payable		876,941
Payable on redemptions		198,177
Manager fees payable	4	90,517
Investment Advisory fees payable	6	54,868
Legal expenses payable		53,866
Administrator fees payable	5	27,419
Trustee fees payable	3	104,055
Agent Company fees payable	8	8,219
Custodian fees payable	7	2,734
Total liabilities		16,930,844
Total net assets		407,255,500
Number of units outstanding		493,644,172
Net assets per unit		0.8250

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	62,820,452
Investment Advisory fees	6	36,711,088
Printing and publishing expenses		19,246,859
Professional expenses		15,072,510
Legal expenses		13,437,773
Administrator fees	5	12,797,748
Trustee fees	3	12,228,688
Agent Company fees	8	12,035,146
Custodian fees	7	1,290,521
Total expenses		185,640,785
Net investment loss		(185,640,785)
Net realised on:		
Loss on investments		(233,372,128)
Loss on foreign exchange		(121,731)
Net realised loss for the year		(419,134,644)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		4,343,134,989
Net increase in net assets as result of operations		3,924,000,345
Movement in capital		
Subscriptions of units		7,492,834,376
Redemptions of units		(3,238,611,927)
Net movement in capital		4,254,222,449
Net assets at the beginning of the year		11,346,235,853
Net assets at the end of the year		19,524,458,647

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	14,024,906
Investment Advisory fees	6	8,268,524
Printing and publishing expenses		2,851,625
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,848,882
Administrator fees	5	2,837,252
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	2,660,073
Custodian fees	7	283,842
Total expenses		35,505,231
Net investment loss		(35,505,231)
Net realised on:		
Loss on investments		(184,188,048)
Loss on foreign exchange		(13,609)
Net realised loss for the year		(219,706,888)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		1,538,741,082
Net decrease in net assets as result of operations		1,319,034,194
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,115,920,921
Redemptions of units		(872,526,896)
Net movement in capital		243,394,025
Net assets at the beginning of the year		2,219,149,702
Net assets at the end of the year		3,781,577,921

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,425,873
Investment Advisory fees	6	1,430,656
Printing and publishing expenses		1,412,355
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,029,213
Administrator fees	5	491,577
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	459,161
Custodian fees	7	49,085
Total expenses		10,028,047
Net investment loss		(10,028,047)
Net realised on:		
Loss on investments		(18,340,593)
Loss on foreign exchange		(11,231)
Net realised loss for the year		(28,379,871)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		261,238,865
Net increase in net assets as result of operations		232,858,994
Movement in capital		
Subscriptions of units		203,872,448
Redemptions of units		(133,976,688)
Net movement in capital		69,895,760
Net assets at the beginning of the year		391,617,420
Net assets at the end of the year		694,372,174

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	13,411,904
Investment Advisory fees	6	7,907,795
Printing and publishing expenses		2,803,648
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,837,954
Administrator fees	5	2,717,197
Trustee fees	3	1,222,852
Agent Company fees	8	2,539,924
Custodian fees	7	271,819
Total expenses		34,220,344
Net investment loss		(34,220,344)
Net realised on:		
Loss on investments		(14,796,262)
Loss on foreign exchange		(13,649)
Net realised loss for the year		(49,030,255)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		1,224,783,331
Net increase in net assets as result of operations		1,175,753,076
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,079,225,222
Redemptions of units		(709,497,925)
Net movement in capital		369,727,297
Net assets at the beginning of the year		2,269,631,651
Net assets at the end of the year		3,815,112,024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	6,971,620
Investment Advisory fees	6	4,110,078
Printing and publishing expenses		1,936,349
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,347,927
Administrator fees	5	1,408,387
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	1,324,126
Custodian fees	7	140,845
Total expenses		19,969,459
Net investment loss		(19,969,459)
Net realised on:		
Gain on investments		49,799,844
Loss on foreign exchange		(12,306)
Net realised gain for the year		29,818,079
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		387,424,679
Net increase in net assets as result of operations		417,242,758
Movement in capital		
Subscriptions of units		372,532,343
Redemptions of units		(338,178,661)
Net movement in capital		34,353,682
Net assets at the beginning of the year		1,250,561,998
Net assets at the end of the year		1,702,158,438

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,444,669
Investment Advisory fees	6	1,310,317
Printing and publishing expenses		1,557,338
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,166,880
Administrator fees	5	527,083
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	514,894
Custodian fees	7	56,956
Total expenses		10,308,264
Net investment loss		(10,308,264)
Net realised on:		
Gain on investments		7,936,398
Loss on foreign exchange		(11,542)
Net realised loss for the year		(2,383,408)
Net change in unrealised on:		
Depreciation on investments		(3,995,758)
Net decrease in net assets as result of operations		(6,379,166)
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,119,097,690
Redemptions of units		(117,138,843)
Net movement in capital		1,001,958,847
Net assets at the beginning of the year		586,021,676
Net assets at the end of the year		1,581,601,357

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	3,499,400
Investment Advisory fees	6	1,864,640
Printing and publishing expenses		1,659,720
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,219,255
Administrator fees	5	749,966
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	747,708
Custodian fees	7	81,445
Total expenses		12,552,261
Net investment loss		(12,552,261)
Net realised on:		
Gain on investments		3,588,448
Loss on foreign exchange		(11,720)
Net realised loss for the year		(8,975,533)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		138,419,722
Net increase in net assets as result of operations		129,444,189
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,105,936,971
Redemptions of units		(169,781,741)
Net movement in capital		936,155,230
Net assets at the beginning of the year		764,623,400
Net assets at the end of the year		1,830,222,819

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,759,246
Investment Advisory fees	6	1,626,888
Printing and publishing expenses		1,431,503
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,050,216
Administrator fees	5	557,021
Trustee fees	3	1,222,852
Agent Company fees	8	524,342
Custodian fees	7	55,640
Total expenses		10,734,959
Net investment loss		(10,734,959)
Net realised on:		
Gain on investments		32,422,398
Loss on foreign exchange		(11,406)
Net realised gain for the year		21,676,033
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		109,700,292
Net increase in net assets as result of operations		131,376,325
Movement in capital		
Subscriptions of units		257,331,247
Redemptions of units		(167,170,045)
Net movement in capital		90,161,202
Net assets at the beginning of the year		509,257,822
Net assets at the end of the year		730,795,349

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	12,971,415
Investment Advisory fees	6	7,649,912
Printing and publishing expenses		2,898,789
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,924,147
Administrator fees	5	2,638,675
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	2,445,929
Custodian fees	7	263,961
Total expenses		33,522,955
Net investment loss		(33,522,955)
Net realised on:		
Loss on investments		(108,637,408)
Loss on foreign exchange		(13,853)
Net realised loss for the year		(142,174,216)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		485,738,112
Net increase in net assets as result of operations		343,563,896
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,886,155,894
Redemptions of units		(515,078,960)
Net movement in capital		1,371,076,934
Net assets at the beginning of the year		2,560,950,629
Net assets at the end of the year		4,275,591,459

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,751,768
Investment Advisory fees	6	1,622,467
Printing and publishing expenses		1,416,657
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		1,046,969
Administrator fees	5	555,437
Trustee fees	3	1,222,852
Agent Company fees	8	522,992
Custodian fees	7	55,491
Total expenses		10,701,884
Net investment loss		(10,701,884)
Net realised on:		
Gain on investments		9,798,228
Loss on foreign exchange		(11,314)
Net realised loss for the year		(914,970)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		152,412,522
Net increase in net assets as result of operations		151,497,552
Movement in capital		
Subscriptions of units		223,134,003
Redemptions of units		(152,675,466)
Net movement in capital		70,458,537
Net assets at the beginning of the year		483,815,517
Net assets at the end of the year		705,771,606

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2013

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	1,559,651
Investment Advisory fees	6	919,811
Printing and publishing expenses		1,278,875
Professional expenses		1,507,251
Legal expenses		966,330
Administrator fees	5	315,153
Trustee fees	3	1,222,876
Agent Company fees	8	295,997
Custodian fees	7	31,437
Total expenses		8,097,381
Net investment loss		(8,097,381)
Net realised on:		
Loss on investments		(10,955,133)
Loss on foreign exchange		(11,101)
Net realised loss for the year		(19,063,615)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		48,672,142
Net increase in net assets as result of operations		29,608,527
Movement in capital		
Subscriptions of units		129,627,637
Redemptions of units		(62,586,702)
Net movement in capital		67,040,935
Net assets at the beginning of the year		310,606,038
Net assets at the end of the year		407,255,500

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2013)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2013, the following ten Series Trusts with their respective trading companies are in operation:

Series Trust	Related Trading Company
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Japanese Bond Fund	NGF-JB Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

The Series Trusts of the Trust in activity as at October 31, 2013 are constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of the Series Trusts is to seek to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (“NGF-JLCE Trading”), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (“NGF-JSCE Trading”), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (“NGF-GE Trading”), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“NGF-EE Trading”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Japanese Bond Fund

Japanese Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JB Trading Ltd. (“NGF-JB Trading”), a single trading company. NGF-JB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japanese Bond Fund.

The financial statements of Japanese Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“NGF-GB Trading”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“NGF-HYB Trading”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“NGF-ALTERNATIVE Trading”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“NGF-COMMODITY Trading”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' balances.

2.3 - Valuation of the investments in securities

The investment in the respective trading company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Dividend income

Dividends are recorded in income.

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling as at October 31, 2013. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

Until September 30, 2013, the Manager was entitled to receive out of the assets of each Series Trust (except for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund as described below) a management fee at a rate of 0.51% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Investment Manager and Distributor were entitled to receive out of the management fee a fee as agreed in side agreements.

For Japanese Bond Fund and Global Bond Fund, the Manager was entitled from May 1, 2013 to September 30, 2013 to a management fee at a rate of 0.36% per annum of the net asset value of each of Japanese Bond Fund and Global Bond Fund, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Investment Manager and Distributor were entitled to receive out of the management fee a fee as agreed in side agreements.

The management fee for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund was similar to the other Series Trusts for the period until April 30, 2013.

Since October 1, 2013, the Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust (including Japanese Bond Fund and Global Bond Fund) a management fee at the rate of 0.33% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, out of which 0.32% per annum are paid to the Investment Manager as Investment Manager's Fees and to the Distributor as Distributor's Fees in accordance with the level of aggregate net asset value, as below:

- For portion of Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.30% (Investment Manager's Fees) and 0.02% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25% (Investment Manager's Fees) and 0.07% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20% (Investment Manager's Fees) and 0.12% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10% (Investment Manager's Fees) and 0.22% (Distributor's Fees)
- For portion of Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.05% (Investment Manager's Fees) and 0.27% (Distributor's Fees)

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust (except for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund as described below) an administrator fee at a maximum rate of 0.10% per annum of its net asset value on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

For Japanese Bond Fund and Global Bond Fund, the Administrator was entitled from May 1, 2013 to September 30, 2013 to receive out of the assets each of Japanese Bond Fund and Global Bond Fund an administrator fee at a rate of 0.08% per annum of the net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The administrator fee for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund was similar to that of the other Series Trusts for the period until April 30, 2013 and for the period as from October 1, 2013.

Note 6 - Investment Advisory fee

Until September 30, 2013, each Investment Adviser (except for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund as described below), in its capacity as investment adviser, was entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.15% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

For Japanese Bond Fund and Global Bond Fund, the Investment Advisers, each in its capacity as investment adviser, were entitled from May 1, 2013 to September 30, 2013 to receive out of the assets of each of Japanese Bond Fund and Global Bond Fund a fee at the rate of 0.10% per annum for Nikko Global Wrap Ltd. and of 0.05% for SMBC Nikko Securities Inc. of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The fees received by each of the Investment Advisers for Japanese Bond Fund and Global Bond Fund were similar to the other Series Trusts for the period until April 30, 2013.

Since October 1, 2013, the Investment Advisers, each in its capacity as investment adviser, are entitled to receive out of the assets of the Series Trust (including Japanese Bond Fund and Global Bond Fund) a fee per annum at the rate of 0.15% for Nikko Global Wrap Ltd. and of 0.05% for SMBC Nikko Securities Inc. of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a custodian fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Agent Company fee

Until September 30, 2013, the Agent Company was entitled to receive out of the assets of each Series Trust an agent company fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Since October 1, 2013, the Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an agent company fee at the rate of 0.03% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Other expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trusts and their related Trading Companies, certain fees and expenses relating to the Trading Companies are booked at the Series Trusts' level.

Note 10 - Taxation**10.1 - Cayman Islands**

Under current tax law in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Valuation of the investments as at October 31, 2013

The total net assets of the Series Trust as at October 31, 2013 have been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Master Trust Deed of the Trust. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies, are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day (or if a net asset value as of such Valuation Day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2013, the total net assets of the Trading Companies would have amounted as follow:

Currency / Trading Company	NGF-JLCE Trading	NGF-JSCE Trading	NGF-GE Trading	NGF-EE Trading	NGF-JB Trading
JPY	3,758,394,992	692,912,243	3,808,390,311	1,699,774,671	1,584,407,582

Currency / Trading Company	NGF-GB Trading	NGF-HYB Trading	NGF-ALTERNATIVE Trading	NGF-REAL ESTATE (Reit) Trading	NGF-COMMODITY Trading
JPY	1,830,933,968	730,870,640	4,279,070,670	703,869,739	407,062,677

This would have resulted in the following total net assets and net assets per unit of the Series Trust as at October 31, 2013:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund
Total net assets	3,753,827,523	690,807,491	3,803,822,687	1,696,796,776	1,581,860,512
Net assets per unit	0.7763	0.8713	0.9722	1.0491	0.9857

	Nikko Global Funds - Global Bond Fund	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (Reit) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Total net assets	1,828,167,744	728,755,978	4,274,207,011	701,765,452	405,181,951
Net assets per unit	0.9126	1.0936	0.6743	0.7554	0.8208

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<日本大型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	36,434,626,351
負債総額	24,297,491
純資産総額(-)	36,410,328,860
発行済口数	40,422,506,909口
1口当たり純資産価格(/)	0.9007

<日本小型株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	12,967,189,777
負債総額	9,766,041
純資産総額(-)	12,957,423,736
発行済口数	11,692,925,734口
1口当たり純資産価格(/)	1.1081

<グローバル株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	33,546,310,134
負債総額	22,850,500
純資産総額(-)	33,523,459,634
発行済口数	27,422,447,490口
1口当たり純資産価格(/)	1.2225

<エマージング株式ファンド>

(平成27年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	13,257,605,017
負債総額	10,644,588
純資産総額(-)	13,246,960,429
発行済口数	11,295,747,869口
1口当たり純資産価格(/)	1.1727

<日本債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	23,314,193,445
負債総額	16,025,496
純資産総額（ - ）	23,298,167,949
発行済口数	22,626,901,161口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0297

<グローバル債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	15,160,279,336
負債総額	11,946,210
純資産総額（ - ）	15,148,333,126
発行済口数	14,539,985,280口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0418

<ハイイールド債券ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	7,440,687,195
負債総額	7,006,924
純資産総額（ - ）	7,433,680,271
発行済口数	5,938,563,143口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.2518

<オルタナティブ・ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	59,581,416,992
負債総額	38,162,553
純資産総額（ - ）	59,543,254,439
発行済口数	82,130,525,659口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.7250

<不動産（REIT）ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	7,587,886,714
負債総額	6,568,255
純資産総額（ - ）	7,581,318,459
発行済口数	7,488,818,570口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0124

<コモディティ・ファンド>

（平成27年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	3,501,629,900
負債総額	4,741,160
純資産総額（ - ）	3,496,888,740
発行済口数	4,345,886,348口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.8046

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557

ロベルトシュトゥンパー通り9 A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、すべてのサブ・ファンドに関する発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの書面による要求がある場合、すべてのサブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受託会社または管理会社はまた、いずれか一つのサブ・ファンドの全受益者からの書面による要求がある場合、当該サブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本の額

平成27年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億2,789万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（2,673円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成22年3月31日	446,220ユーロ
平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年1月16日	5,446,220ユーロ
平成26年3月31日	5,446,220ユーロ
平成27年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を保持する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。更に管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任状を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託を管理運営するための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年法に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（2010年法第125 - 2条に規定された）UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを保証する。管理会社は、受任者または再受任者の業務遂行を監督する義務を負うものとし、受任者または再受任者の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、当該損失が管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き責任を負うものではない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、その関係会社、これらの取締役、役員、従業員または代理人は、各サブ・ファンドの管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人としてそれぞれ強いられまたは被ることがある、関連する信託証書に基づきまたは各サブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償される。かかる補償は、管理会社、その関係会社、その取締役、役員、従業員または代理人の故意の不履行、重過失または詐欺により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議による事前の承認を得て、受託会社により解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

平成27年2月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される14本の投資信託を運営および管理している。

（平成27年2月末日現在）

純資産総額（通貨別）

米ドル	3,012,604,105
ユーロ	12,898,414
円	376,228,206,393
豪ドル	2,098,731,671
ニュージーランド・ドル	545,746,596
カナダ・ドル	72,312,246

投資信託の基本的性格	
ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	3
ケイマン諸島籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	11

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 133.65円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、 工具および備品	3	49,420	6,605	0	0
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	537,977	71,901	248,271	33,181
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		17,541	2,344	0	0
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		2,500	334	0	0
- 現金および預金		6,616,633	884,313	2,227,201	297,665
前払金		63,924	8,543	11,250	1,504
資産合計		7,287,995	974,041	2,486,722	332,350
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	727,887	446,220	59,637
- 準備金					
法定準備金	6	44,622	5,964	44,622	5,964
その他の積立金	7	938,870	125,480	1,369,115	182,982
		983,492	131,444	1,413,737	188,946
- 当期損益		227,250	30,372	(430,245)	(57,502)
		6,656,962	889,703	1,429,712	191,081
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	93,657	12,517
- その他の引当金	10.3	115,156	15,391	784,895	104,901
		115,156	15,391	878,552	117,418
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		88,904	11,882	45,000	6,014
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	426,973	57,065	133,458	17,837
		515,877	68,947	178,458	23,851
負債合計		7,287,995	974,041	2,486,722	332,350

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	1,077,142	143,960	681,417	91,071
人件費					
給与および賃金		495,659	66,245	0	0
給与および賃金に係る 社会保障費		51,741	6,915	0	0
補足年金費用		6,202	829	0	0
その他の社会保障費		46,070	6,157	0	0
		599,672	80,146	0	0
流動資産要素に係る評価調整	4	2,844	380	9,515	1,272
その他の営業費用	10.3	107,739	14,399	829,895	110,915
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および 類似財務費用		7,629	1,020	0	0
		1,795,026	239,905	1,520,827	203,259
法人所得税	8	10,355	1,384	13,150	1,757
当期利益		227,250	30,372	0	0
費用合計		2,032,631	271,661	1,533,977	205,016
収益					
純売上高	10.1	1,331,992	178,021	1,099,616	146,964
その他の営業収益	11	699,479	93,485	2,439	326
その他の利息および財務収益					
その他の利息および 類似財務収益		1,160	155	1,677	224
		2,032,631	271,661	1,103,732	147,514
当期損失		0	0	430,245	57,502
収益合計		2,032,631	271,661	1,533,977	205,016

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2014年3月31日に終了した年度
(単位:ユーロ)

		2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
注					
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2014年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2014年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメント・トラスト（訳注：原文にはNCS Investment Trustと記載されているが、ザ・NCS・インベストメント・トラストは2014年3月7日付で償還されており、2014年3月31日現在存在していない。）および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの15の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	0	0	7,264	0	7,264	(208)	7,056
- オフィス設備	0	0	47,483	0	47,483	(5,119)	42,364
	0	0	54,747	0	54,747	(5,327)	49,420

注4．債権

2014年3月31日および2013年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、2,844ユーロ（2013年3月31日に終了した年度：9,515ユーロ）にのぼった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)
損益の繰入額	-	-	(430,245)	-	(430,245)	430,245
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	49,250	(49,250)	-	-
資本金増加	5,000,000	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	227,250
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250

2013年5月31日に開催された年次株主総会は、2013年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

2009年以前の特別納税引当金による回収可能額は、49,250ユーロにのぼる。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2014年3月31日および2013年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	400,287	80,075
未払販売報酬	26,686	53,383
	<u>426,973</u>	<u>133,458</u>

注10. 純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,331,992	1,089,349
受領実績報酬	0	10,267
	<u>1,331,992</u>	<u>1,099,616</u>

10.2 その他の外部費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	825,542	562,958
払戻し実績報酬	0	10,267
その他の費用	251,600	108,192
	<u>1,077,142</u>	<u>681,417</u>

2014年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)のサブ・ファンドから、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。2014年2月3日、当社は、2014年3月13日付で、すべてのサブ・ファンドおよびファンドを終了させることを決議した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・ア
ンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファン
ズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・
ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあ
り）、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワ
ールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グ
ラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミッ
ク・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファ
ンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・
ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセ
ンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎
月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価
額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファン
ドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2014年 2
月14日、当社は、2014年 3月13日付で、日興アロー・ファンドを終了させることを決議した。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファン
ドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファン
ドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、当該四半期中のかかるファンドの
平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、各四半期末において実現化され、
支払われる実績報酬を受領する。2014年 3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場
合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い
戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラ
ストの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投
資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払い戻す。例外として、当社は、日興グ
ローバル・ファンズ - 日本債券ファンドおよび日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンドか
ら、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.36%（2013年 5月以降）および0.33%
（2013年10月以降）の年次管理報酬を受領する。これらの二つのシリーズ・トラストについて、当社は、
投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%（2013年 5月以降）および0.32%（2013年10月以降）
の年次報酬を払い戻す。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.3 その他の営業費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	45,000
運用に係る引当金	0	784,895
その他の管理事務費用	62,739	0
	<u>107,739</u>	<u>829,895</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ-日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド(ABLファンド・シリーズ(以下「当該投資信託」という。))のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

2013年12月24日付で、当社は、当該投資信託の償還を受けて、当座借越額に充当するために、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に対して784,895ユーロ(2013年3月31日現在の運用に係る引当金)を支払った。当座借越額の支払および債務の充当の対価として、当該投資信託の資産および未収金が当社に振り替えられ、その後投資信託の償還が完了した。

同日付で、S M B C日興証券株式会社は、当該投資信託に関して当社によりなされた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に対して支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、当社において、「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」(注11を参照のこと。)として計上されている。

注11．その他の営業収益

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	0	2,439
S N B L（S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社） への業務提供に対する引当金	2,875	0
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	659,618	0
償還済みファンドからの残余額	36,986	0
	<u>699,479</u>	<u>2,439</u>

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた平均取締役数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

12.2 就業者

当年度中の平均従業員数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
上級管理職	2	0
中間管理職	4	0
従業員	2	0
	<u>8</u>	<u>0</u>

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

S I C A Vにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2014年4月22日付で、当社は、C S S F（ルクセンブルグ金融監督委員会）より、A I F M Dの認可を受けている。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2014
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014 EUR	March 31, 2013 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	49 420	0
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	537 977	248 271
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		17 541	0
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		2 500	0
- Cash at bank		6 616 633	2 227 201
Prepayments		<u>63 924</u>	<u>11 250</u>
Total assets		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	446 220
- Reserves			
legal reserve	6	44 622	44 622
other reserves	7	<u>938 870</u>	<u>1 369 115</u>
		983 492	1 413 737
- Profit or loss for the financial year		<u>227 250</u>	<u>(430 245)</u>
		6 656 962	1 429 712
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	93 657
- Other provisions	10.3	<u>115 156</u>	<u>784 895</u>
		115 156	878 552
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		88 904	45 000
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>
		<u>515 877</u>	<u>178 458</u>
Total liabilities		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2014
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	1 077 142	681 417
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		495 659	0
<i>Social security on salaries and wages</i>		51 741	0
<i>Supplementary pension costs</i>		6 202	0
<i>Other social costs</i>		<u>46 070</u>	<u>0</u>
		599 672	0
Value adjustments of current assets	4	2 844	9 515
Other operating charges	10.3	107 739	829 895
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>7 629</u>	<u>0</u>
		1 795 026	1 520 827
Income tax	8	<u>10 355</u>	<u>13 150</u>
Profit for the financial year		<u>227 250</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	1 331 992	1 099 616
Other operating income	11	699 479	2 439
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		1 160	1 677
		<u>2 032 631</u>	<u>1 103 732</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>430 245</u>
Total income		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2014**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2014, the Company manages 15 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, , Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****2.1 Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets.

	Cost				Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets	0	0	7 264	0	(208)	7 056
of which:	0	0	47 483	0	(5 119)	42 364
-furniture, fixture and fittings	0	0	54 747	0	(5 327)	49 420
-office arrangements						

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2014 and March 31, 2013 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 2 844 (year ended March 31, 2013: EUR 9 515).

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)
Allocation of the result	-	-	(430 245)	-	(430 245)	430 245
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	49 250	(49 250)	-	-
Increase of Capital	5 000 000	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>227 250</u>
Balance at March 31, 2014	<u>5 446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>738 070</u>	<u>200 800</u>	<u>938 870</u>	<u>227 250</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2013 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2013.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Available amount resulting from the recovery of Special Tax reserve for the years prior to 2009 corresponds to EUR 49 250.

Note 8 – Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2014 and March 31, 2013 are analysed as follows:

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory fees payable	400 287	80 075
Distribution fees payable	<u>26 686</u>	<u>53 383</u>
	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Management fees received	1 331 992	1 089 349
Performance fees received	<u>0</u>	<u>10 267</u>
	<u>1 331 992</u>	<u>1 099 616</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

10.2 Other external charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	825 542	562 958
Performance fees reimbursed	0	10 267
Other expenses	<u>251 600</u>	<u>108 192</u>
	<u>1 077 142</u>	<u>681 417</u>

The related applicable fee rates as at March 31, 2014 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from the sub-funds of Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September. On February 3, 2014, the Company resolved to terminate all Sub-Funds and the Fund itself with effect on March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Premier Fund– Nikko Energy Infrastructure, an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund; Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. On February 14, 2014, the Company resolved to terminate Nikko Arrow Fund with effect March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2014. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.50% in total. As exception, the Company receives from Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund and Nikko Global Funds – Global Bond Fund, an annual management fee of 0.36% as from May 2013 and 0.33% as from October 2013, of their average net assets during the relevant quarter. For these two series trusts, the Company pays back to the investment manager and the distributor an annual fee rate of 0.35% in total as from May 2013 and 0.32% as from October 2013. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.3 Other operating charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	45 000
Operating provisions	0	784 895
Other administrative expenses	<u>62 739</u>	<u>0</u>
	<u>107 739</u>	<u>829 895</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series (the "Funds")).

On December 24, 2013, the Company paid to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. EUR 784 895 (operating provisions as at March 31, 2013) to cover the overdrafts as the liquidation of the Funds. In consideration of the payment of the overdraft and the covering of the liabilities, the assets and any receivable of the Funds were transferred to the Company and the liquidations of the Funds were thereafter completed.

On the same day, SMBC Nikko Securities Inc, paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the Funds. These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" (see note 11).

Note 11 – Other operating income

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Adjustment tax from previous years	0	2 439
Provision for service provided to SNBL	2 875	0
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	659 618	0
Residual cash from liquidated funds	<u>36 986</u>	<u>0</u>
	<u>699 479</u>	<u>2 439</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The average number of directors having been mandated during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Directors	4	4

12.2 Personnel

The average number of persons employed during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Senior Management	2	0
Middle Management	4	0
Employees	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u><u>8</u></u>	<u><u>0</u></u>

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.”

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

The company has been granted AIFMD approval from CSSF with effect April 22, 2014.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成27年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 133.65円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2014年9月30日現在

(単位:ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、 工具および備品	38,043	5,084	49,420	6,605
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	1,067,359	142,653	537,977	71,901
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の 到来するもの	23,354	3,121	17,541	2,344
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	2,500	334	2,500	334
現金および預金	6,298,300	841,768	6,616,633	884,313
前払金	92,152	12,316	63,924	8,543
資産合計	7,521,707	1,005,276	7,287,995	974,041
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	727,887	5,446,220	727,887
- 準備金				
法定準備金	55,985	7,482	44,622	5,964
その他の積立金	1,154,757	154,333	938,870	125,480
	1,210,742	161,816	983,492	131,444
- 当期損益	(174,990)	(23,387)	227,250	30,372
	6,481,973	866,316	6,656,962	889,703
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	148,380	19,831	115,156	15,391
	148,380	19,831	115,156	15,391
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の 到来するもの	105,850	14,147	88,904	11,882
- その他の債務				
1年以内に支払期限の 到来するもの	785,505	104,983	426,973	57,065
	891,355	119,130	515,877	68,947
負債合計	7,521,707	1,005,276	7,287,995	974,041

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2014年4月1日から2014年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2014年9月30日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	1,474,432	197,058	1,077,142	143,960
人件費	520,799	69,605	599,672	80,146
流動資産要素に係る 評価調整	0	0	2,844	380
その他の営業費用	106,034	14,171	107,739	14,399
その他の利息および 類似財務費用	(5,461)	(730)	7,629	1,020
	<u>2,095,803</u>	<u>280,104</u>	<u>1,795,026</u>	<u>239,905</u>
法人所得税	5,178	692	10,355	1,384
	<u>2,100,981</u>	<u>280,796</u>	<u>1,805,381</u>	<u>241,289</u>
当期利益	0	0	227,250	30,372
費用合計	<u>2,100,981</u>	<u>280,796</u>	<u>2,032,631</u>	<u>271,661</u>
収益				
純売上高	1,915,334	255,984	1,331,992	178,021
その他の営業収益	8,818	1,179	699,479	93,485
その他の利息および 類似財務収益	1,839	246	1,160	155
	<u>1,925,991</u>	<u>257,409</u>	<u>2,032,631</u>	<u>271,661</u>
当期損失	174,990	23,387	0	0
収益合計	<u>2,100,981</u>	<u>280,796</u>	<u>2,032,631</u>	<u>271,661</u>

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する可能性がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する可能性があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社および/または、それらの関連会社は、関係する法律で認められる範囲内で、受託会社または管理会社を代理人または当事者本人として、受託会社または管理会社のためにまたはこれらとの間でポートフォリオ取引を行うことができる。受託会社または管理会社は、代理人として取引する場合、通常の仲介手数料および/または現金リベートを受け取り、保持することができ、当事者本人として取引する場合、その手数料が通常の総合サービス仲介料の料率を超過しないことを条件として通常の市場慣行に従うものとする。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いが行われず、その代わりに受託会社、管理会社および/またはそれらの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、法令の要件に従い、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、またはかかる者に対して売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、法令の要件に従い、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグ法上の定足数要件および決議要件に従った株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド（「受託会社」）

(イ)資本金の額

平成27年2月末日現在、500,000米ドル（約5,964万円）

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2)S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

(イ)資本金の額

平成27年3月末日現在、90,154,448ユーロ（約120億4,914万円）

(ロ)事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、また、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3)S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」、「販売会社」および「投資助言会社」）

(イ)資本金の額

平成27年3月末日現在、100億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）（「投資運用会社」）

(イ)資本金の額

平成27年2月末日現在、18,238,022.99ユーロ（約24億3,751万円）

(ロ)事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は2002年7月25日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）の子会社としてルクセンブルグの法律に基づき設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）は、1924年に設立されたスイスの株式会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイのルクセンブルグで存続する子会社として、1982年2月19日に設立された。投資運用会社の主な事業は、一任ポートフォリオ運用業務およびファンドの運用である。

(5)日興グローバルラップ株式会社（「投資助言会社」）

(イ)資本金の額

平成27年3月末日現在、14億9,900万円

(ロ)事業の内容

投資助言会社は、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）やラップ口座に関するサービスを提供するために平成14年12月に設立された投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言業等の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド

基本信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して（基本信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべてのまたはいかなる訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社はトレーディング・カンパニー、管理会社またはかかるトレーディング・カンパニーもしくは管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、もっぱらサブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社に支払う報酬については各サブ・ファンドの付属書に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、第三者が被った損失または損害について保管会社に対してなされたすべての請求および要求（これに起因し、または付随して発生した費用および経費を含む。）について、保管会社の過失または故意の不履行に起因する場合を除き、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から保管会社を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、さらに証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資家は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行い、さらに、日興グローバルラップ株式会社とともに投資助言会社として、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関し、投資運用会社に対して投資助言を提供する。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）

管理会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）を、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運

用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(5) 日興グローバルラップ株式会社

管理会社は、日興グローバルラップ株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。日興グローバルラップ株式会社は、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを提供するために平成14年12月に設立された投資顧問会社である。

関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費(合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。)について、関係するサブ・ファンドの資産から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社、投資運用会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投資助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方

法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、

ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

（a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAIは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAIは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAIは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAIは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAIに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAIの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAIに対して行うこと
 - (v) CIMAIの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAIに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAIから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAIに対し提出すること
 - (b) CIMAIの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAIの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAIの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAIがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAIが第8.10項による措置を執った場合、CIMAIは、グランドコートに対して、CIMAIが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2014年改訂)または薬物濫用法(2014年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判

所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

() 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

() 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

() 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

() 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

() 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家

向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（ 4 ）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（ 5 ）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（ 6 ）項は、本規則第21条（ 4 ）項または第21条（ 5 ）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

- () マスター・ファンド、リーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、日本における販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「各サブ・ファンドは、サブ・ファンド毎に、主として他の投資信託等を投資対象としている。各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドに組入れられた投資信託等の値動き、金利または為替相場の変動等の影響により上下するので、これにより投資元本を割り込むことがある。また、組入れられている有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落によって、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

また、サブ・ファンドの買付または換金の際は、事前申込みが必要である。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因としては、「市場リスク」、「流動性リスク」、「為替変動のリスク」、「他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク」、「運用リスク」および「時間外取引およびマーケットタイミング」などがある。

- (6) 受益証券の券面は発行されない。

別紙 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年10月31日または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	各サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または随時ファンドに関する代行協会員として管理会社により任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において第一種金融商品取引業を含む金融商品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日（土曜日と日曜日を除く。）をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する証書をいう。
転換日	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換ができるものとして関係するサブ・ファンドの信託証書もしくは本書に記載された日、および/または管理会社が定めたその他の日をいう。
転換通知	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換を請求する通知をいう。

保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配日	各分配基準日の後4営業日目の日、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する毎年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	毎年の決算日および/または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する毎年の日をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または各信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（ a ）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、ノミニーもしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（ b ）現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。

F A T C A

（ ）1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条、およびこれに関連する法律、規則もしくは指針、または類似の税務報告および/もしくは源泉徴収税制度の実施を追求するいずれかの法域において制定された類似の法律、規則もしくは指針、（ ）前記（ ）に記載される法律、規則または指針の遵守、促進、補足または実施のため、ケイマン諸島（またはケイマン諸島のいずれかの政府機関）と米国、英国またはその他の法域（当該法域のあらゆる政府機関を含む。）との間で締結された政府間の協定、条約、規則、指針またはその他のあらゆる合意、ならびに（ ）前記（ ）および（ ）に概略が記載された法律、協定等を実施するケイマン諸島の法律、規則または指針をいう。

投資対象

個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベチャー、ディベチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品（派生商品を含む。）、またはローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。）をいう。

投資助言会社

日本の法律に基づいて設立された会社である日興グローバルラップ株式会社および日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、ならびに/または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資助言会社として任命されるその他の個人もしくは法人をいう。

投資助言契約

管理会社および投資助言会社が各サブ・ファンドに関して投資運用会社に投資助言業務を提供する投資助言会社を任命した契約をいう。

投資運用契約

管理会社が各サブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。

投資運用会社

ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルグ）または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。

発行日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 申込期間」に記載される価格をいう。
ミューチュアル・ファンド法	随時変更されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）（改正済）をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンドの信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産総額	各サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、各サブ・ファンドの信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり純資産価格	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）の関係する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産（場合によっては各サブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産総額を発行されている当該サブ・ファンド（場合によっては当該クラスまたはシリーズ）の受益証券の口数で除して計算され、各サブ・ファンドでは円貨にて四捨五入して小数第4位まで算出される。
基準通貨	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）に関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法（2013年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。
買戻日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

買戻請求通知	各サブ・ファンドの受益証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（2）日本における買戻し」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年9月20日に締結された基本信託証書および各サブ・ファンドの信託証書に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	（a）関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
トレーディング・カンパニー	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産のすべてを保有し、当該サブ・ファンドの受託者として行為する受託会社にその持分のすべてを保有される会社（もしあれば）をいう。
ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年9月20日に締結された信託証書により設立されたファンドをいい、「日興グローバル・ファンズ」と総称する。
停止	管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。
信託財産	各サブ・ファンドについて、各サブ・ファンドの受益証券の発行による手取金およびすべての投資資産、ならびに各サブ・ファンドの信託証書に規定された各サブ・ファンドの信託により受託会社によって当該時点において保有されるかまたは保有されるとみなされるすべての現金、その他の財産および資産をいう。

受託会社	メイブルズ・エフエス・リミテッド、または各サブ・ファンドの信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	各サブ・ファンドの信託財産の受益的持分を互いに等しい不可分の割合に分割したもので、1口に満たない受益証券を含み(適用ある場合)、サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、領土または属領(各州およびコロンビア地区を含む。)をいう。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で組織され、設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人で(A)外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また(B)米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が組織し、設立し、または所有している場合を除く。)
評価日	各営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

独立監査人の報告書**日興グローバル・ファンズの受託会社**

我々は、日興グローバル・ファンズおよび各サブ・ファンドの2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から成る注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および適正な表示について、ならびに詐欺または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために、受託会社および管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。

監査にはまた、受託会社および管理会社が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、財務書類が、日興グローバル・ファンズおよび各サブ・ファンドの2014年10月31日現在の財政状態ならびに同日終了年度の運用実績および純資産の変動を、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

デロイト・アンド・トゥッシュ

2015年4月7日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko Global Funds

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds and of each of its Series Trusts, which comprise the statements of net assets and the statements of investments as at October 31, 2014, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Funds and of each of its Series Trusts as at October 31, 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Deloitte & Touche

April 7, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2014年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2014年5月26日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 26, 2014

KPMG Luxembourg S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの受益者各位

我々は、日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）および、日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンド（各々がファンドのサブ・ファンドであり、以下、個別にまたはまとめて「サブ・ファンド」という。）の2013年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに注記、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の説明的記載で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために、経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。監査にはまた、経営陣が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、当該財務書類が、2013年10月31日現在のファンドおよび各サブ・ファンドの財政状態ならびに同日終了年度のファンドおよび各サブ・ファンドの運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2014年4月1日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditor's Report

To the unitholders of Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds (the "Trust") and the financial statements of Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund (each a series trust of the Trust and referred to individually or collectively as the "Series Trusts"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 October 2013, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and the financial position of each of its Series Trusts as at 31 October 2013, and of the results of each of their operations and changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

1 April 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。